

官報

号外

昭和二十三年十二月一日

第三回衆議院會議錄第二十五号

昭和二十三年十一月三十日(火曜日)

●本日の會議に付した事件

國務大臣の演説

郵政省設置法案(内閣提出)

電氣通信省設置法案(内閣提出)

日本專賣公社法案(内閣提出)

日本國有鐵道法案(内閣提出)

國家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律案(内閣提出)

國家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

選舉運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

刑事訴訟法施行法案(内閣提出)

裁判所法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

司法警察職員等指定應急措置法案(内閣提出)

專賣局及び印刷局特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

金融機關再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

公認會計士法の一部を改正する法律案(佐藤觀次郎君外十五名提出)

市町村農地委員會及び都道府縣農地委員會の委員の選舉に関する特別に關する法律案(内閣提出)

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、船員職業安定法第八條第一項の規定による公共船員職業安定所の設置に關し承認を求め

るの件

職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員會委員の旅費支給額改訂に關し議決を求め

るの件

昭和二十二年國庫債務負担行為總調書

昭和二十一年度國有財産増減總計算書

昭和二十二年三月三十一日現在國有財産現在額總計算書

醫師に対する事業税免除の請願外四百三十五請願

災害地対策特別委員會における調査の中間報告

圖書館運營委員長の國立國會圖書館法第十一條第二項による審査の結果報告

原油輸入に關する決議案(石田博英君十三名提出)

科学技術行政協議會法案(内閣提出)

吉久駅を一般駅に昇格の請願外百九請願

午前六時二十五分開議

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

國務大臣の演説

○議長(松岡駒吉君) この際大藏大臣より發言を求められております。これを許します。大藏大臣泉山三六君。

〔國務大臣泉山三六君登壇〕

○國務大臣(泉山三六君) 本内閣は、成立の当初より、政府職員の給與改善の問題は、國家公務員法の改正と相關連いたしまして、緊急やむを得ざる事案として、鋭意その実現に努力し來つたのであります。昨日、政府職員の給與改善を含む昭和二十三年度補正予算を本國會に提出する運びとなりました。なお、さきに本院におきまして全員一致をもつて要望せられました災害復旧に要する経費を、この際あわせて計上いたしました。

右補正予算の内容につきましては……。

〔發言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願います。

○國務大臣(泉山三六君)(続) 予算委員會等におきまして詳細なる御説明をいたす考えであります。財政困難の現状におきまして、一方におきましては健全財政の方針を堅持しながら、し

かも他方、財源の調達上物價の安定をそこなうことのなきよう、十分配慮いたしたのであります。

以上、この機會におきまして、昭和二十三年度補正予算の提出に關しまして簡単に御説明申し上げます。(拍手)

郵政省設置法案(内閣提出)

電氣通信省設置法案(内閣提出)

日本專賣公社法案(内閣提出)

日本國有鐵道法案(内閣提出)

○今村忠助君 この際、内閣提出、郵政省設置法案、電氣通信省設置法案……。

〔發言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願います。

○今村忠助君(續) 日本專賣公社法案及び日本國有鐵道法案を議題となし、各委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕異議ありと呼び、その他發言する者多し。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。——靜肅に願います。

郵政省設置法案、電氣通信省設置法案、日本專賣公社法案、日本國有鐵道法案、右四案を一括して議題といたします。委員長長の報告を求めます。内閣委員長小川原政信君。

郵政省設置法案

郵政省設置法

目次

第一章 總則(第一條—第四條)

第二章 内部部局及び地方機關

(第五條—第十六條)

昭和二十三年三月三十一日
第三種郵便物認可

第一節 内部部局(第五條—第十四條)

第二節 地方機關(第十五條—第十六條)

第三章 附屬機關(第十七條—第二十二條)

第四章 職員及び職(第二十三條—第三十條)

第五章 雜則(第三十一條—第三十二條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、郵政省の所掌事務の範圍及び極限を定めるとともに、第三條に掲げる事業を合理的、能率的に經營するに足る組織の基準を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて、郵政省を設置する。

2 郵政省の長は、郵政大臣とする。

(郵政省の任務)

第三條 郵政省は、左に掲げる國の公共事業を一体的に遂行する責任を負う唯一の政府機關とする。

一 郵便

二 郵便貯金、郵便爲替及び郵便振替貯金

三 簡易生命保險及び郵便年金

2 郵政省は、前項の事業の外、前項の事業に附帶する業務、電氣通信省から委託された業務及び印刷の賣りさばきに関する業務並びに年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡に關する事務をつかさどる。

3 郵政省は、前二項の事業及び業務を行うにあたり、公共の利益に即して最高度の能率を発揮するよう努めなければならない。

(郵政省の権限)

第四條 郵政省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。

一 法令の定めるところに従い、予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な契約をすること。

二 法令の定めるところに従い、所掌事務の遂行に必要な業務施設、研究施設等を設置し、及び管理すること。

三 法令の定めるところに従い、所掌事務の遂行に必要な業務用品、研究用品等を調達すること。

四 法令の定めるところに従い、不用財産を処分すること。

五 國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の定めるところに従い、職員任免、賞罰その他職員の身分に関する措置をすること。

六 國家公務員法その他の法令に触れない範囲で、職員の給与、勤務時間その他勤務の條件を定めること。

七 政府職員に対する厚生及び保健に関する法令の定めるところに従い、職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。

八 法令の定めるところに従い、職員を訓練すること。

九 法令の定めるところに従い、職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をすること。

十一 法令の定めるところに従い、所掌事務に関し、損害を賠償し、及び損害の賠償を受けること。

十二 郵政省の公印を制定すること。

十三 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十四 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十五 所掌事務遂行に支障のない範囲で、業務施設、業務用品又は郵便切手帳その他郵便の利用上必要な物を利用して、廣告業務を行うこと。

十六 郵便局の窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。

十七 郵便の利用上必要な包装用品、封筒等を調製し、及び賣りさばくこと。

十八 法令により委任された範囲において、外國郵便、外國郵便爲替及び外國郵便振替に関する取極を商議し、締結すること並びにその料金を減額し、又は増額すること。

十九 法令の定めるところに従い、簡易生命保険及び郵便年金の積立金及び余裕金を運用すること。

二十 簡易生命保険の被保険者に

対して必要な保健施設を、國會がこの目的のため議決した予算の範囲内で設置し、及び管理すること。

二十一 法令の定めるところに従い、収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をし、並びに受入及び支拂に関する報告及び会計の方法を定めること。

二十二 前各号に掲げるものの外、法令に基き郵政省に属せられた権限

第二章 内部部局及び地方機関

第一節 内部部局

第五條 郵政省に大臣官房及び左の各局並びに國家行政組織法第二十一條の規定に基き、左の区分により部を置く。

監察局

第一部

第二部

第三部

郵務局

管理部

業務部
輸送施設部
貯金局
管理部
業務部
會計部
簡易保險局
管理部
業務部
財務部
數理部
人事局

経理局
資材局
建築局

2 前項の部の所掌事務は、政令で定める。

3 第一項の部には、國家行政組織法第七條第一項の課を置くことができる。

(大臣官房の事務)

第六條 大臣官房においては、郵政省の所掌事務に関し左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 公印を制定し、及び管理すること。

三 公文書を授受し、發送し、編集し、及び保存すること。

四 各部局の事務につき、総合調整をすること。

五 法令案の審査その他法務に関すること。

六 部局の設置及び廃止に関すること。

七 國會との連絡に関すること。

八 渉外事務に関すること。

九 報道に関すること。

十 前各号の事務に附帶すること。

十一 他の各部局の所掌に属しない事務に関すること。

(監察局の事務)

第七條 監察局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政省の所掌事務に関する犯罪、非違及び事故（輕微なものを除く。）を調査し、及び処理すること。

二 前号の犯罪、非違及び事故により発生した損害を賠償し、及び損害の賠償を受けること。

三 郵政省の所掌事務の審査をし、及び調査をすること。

四 郵政省の所掌事務に関する世論を収集し、及び調査し、又は公衆の不服の申出について調査し、及び回答すること。

五 行政管理廳の行う郵政省に対する行政監察に関する連絡事務を処理すること。

六 第一号、第三号及び第四号に掲げる事務に関する法令を立案し、及び実施すること。

七 監察局の所掌事務の事務取扱方法を制定し、及び実施すること。

八 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

九 所部の職員を訓練すること。

十 監察局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基き業務計画を実施すること。

十一 監察局の所掌事務に関する周知を行い、及び統計を作成すること。

十二 前各号に掲げるものの外、監察に関し、郵政省の権限として法令の定める事項を処理すること。

十三 前各号の事務に附帶すること。

(郵務局の事務)

第八條 郵務局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 郵便の運営計画を作成し、及び実施すること。

二 郵便に関する法令を立案し、及び実施すること。

三 郵便に関する業務取扱方法を制定し、及び実施すること。

四 郵便に関する国際会議及び万国郵便連合に関すること。

五 郵便局を設置し、又は廃止すること。

六 郵便局における郵便に関する窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。

七 郵便物の運送契約をすること。

八 郵便切手その他郵便料金をあらわす証票を発行し、及び賣りさばき、並びに封筒、封かん紙その他郵便の利用上必要な物及び印紙を賣りさばくこと。

九 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

十 所部の職員を訓練すること。

十一 郵便に関する予算案を準備し、及び成立予算に基づく事業計画を実施すること。

十二 郵便に関する周知を行い、並びに業務施設、業務用品又は郵便切手帳その他郵便の利用上必要な物を利用して廣告業務を行うこと。

十三 電気通信省設置法（昭和二十三年法律第 号）第六條の規定により郵政省に委託された業務を処理すること。

十四 前各号に掲げるものの外、郵便に関し、郵政省の権限として法令の定める事項を処理すること。

十五 前各号の事務に附帶すること。

（貯金局の事務）
第九條 貯金局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 郵便貯金、郵便爲替及び郵便振替貯金並びに年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡に関する事務（以下爲替貯金と總称する。）の運営計画を作成し、及び実施すること。

二 爲替貯金に関する法令を立案し、及び実施すること。

三 爲替貯金に関する業務取扱方法を制定し、及び実施すること。

四 郵便爲替及び郵便振替貯金に関する国際会議及び万国郵便連合に関すること。

五 地方貯金局を設置し、又は廃止すること。

六 郵便局における爲替貯金に関する窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。

七 爲替貯金に関する受拂金の總括計算をすること。

八 郵便貯金及び郵便振替貯金の原簿に関すること。

九 郵便貯金切手を発行し、及び賣りさばくこと。

十 郵便局において受拂する現金の取扱方法を定めること。

十一 郵便貯金の奨励をすること。

十二 爲替貯金の取扱上発生した損害を賠償し、及び損害の賠償を受け（監察局所掌のものを除く。）、並びに欠損金の補てんに関する処理をすること。

十三 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

十四 所部の職員を訓練すること。

十五 爲替貯金に関する予算案を準備し、及び成立予算に基づく事業計画を実施すること。

十六 爲替貯金に関する周知を行い、並びに業務施設及び業務用品を利用して廣告業務を行うこと。

十七 前各号に掲げるものの外、爲替貯金に関し、郵政省の権限として法令の定める事項を処理すること。

十八 前各号の事務に附帶すること。

（簡易保険局の事務）
第十條 簡易保険局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 簡易生命保険及び郵便年金（以下保険年金という。）の運営計画を作成し、及びこれを実施すること。

二 保険年金に関する法令を立案し、及び実施すること。

三 簡易生命保険及郵便年金特別会計（以下保険年金特別会計という。）の会計及び財務に関する法令及び手続を立案し、及び実施すること。

四 保険年金に関する業務取扱方法を制定し、及び実施すること。

五 地方簡易保険局を設置し、又は廃止すること。

六 郵便局における保険年金に関する窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。

七 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

八 所部の職員を訓練すること。

九 保険年金に関する予算案を準備し、及び成立予算に基づく事業計画を実施すること。

十 保険年金特別会計の決算をすること。

十一 保険年金特別会計の収入及び支出の調定及び出納をすること。

十二 保険年金特別会計の収入及び支出並びに資産及び負債の事業別分計をすること。

十三 保険年金特別会計制度に関する研究をすること。

十四 保険年金特別会計の原簿計算をすること。

十五 保険年金に関する受拂金の總括計算をすること。

十六 保険年金の原簿に関すること。

十七 保険年金の奨励をすること。

十八 保険年金の積立金及び余裕金を運用すること。

十九 保険年金の料率の基礎計算、責任準備金の算定その他数理に関する事務を処理すること。

二十 被保険者に対する保健施設を設置し、及び管理すること。

二十一 保険年金の取扱上発生した損害を賠償し、及び損害の賠償を受け（監察局所掌のものを除く。）、並びに欠損金の補てん

に関する処理をすること。

二十二 保険年金の周知を行い、並びに業務施設及び業務用品を利用して廣告業務を行うこと。

二十三 簡易生命保険郵便年金事業審議会及び簡易生命保険郵便年金審査会に関する事務を処理すること。

二十四 前各号に掲げるものの外、保険年金に関し、郵政省の権限として法令の定める事項を処理すること。

二十五 前各号の事務に附帶すること。

（人事局の事務）
第十一條 人事局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 職員に関する左の事務を処理すること。

（一） 職階及び任免に関すること。

（二） 給與、勤務時間その他勤務の條件に関すること。

（三） 服務規律、分限及び懲戒に関すること。

（四） 勤務成績の評定及び記録に関すること。

（五） 人事記録の作成及び保管に関すること。

（六） 公務傷病に対する補償及び恩給に関すること。

（七） 職員の結成する組合その他の団体との交渉並びにこれらの団体に関すること。

（八） 職員の苦情の処理に関すること。

二 職員の需要及び採用に関する

計画案の取りまとめをするこ
と。

三 職員に賃與する宿舍を設
置し、及び管理すること。

四 職員の厚生及び保健に關する
事務を處理し、並びに必要な施
設を設置し、及び管理するこ
と。

五 職員に賃與する宿舍を設
置し、及び管理すること。

六 職員の訓練に關し、取りま
めをすること。

七 郵政省共済組合に關する法令
の執行に關する事務を處理する
こと。

八 所部の職員の需要及び採用に
關する計画案を作成すること。

九 所部の職員を訓練すること。

十 人事局の所掌事務に關する予
算案を準備し、及び成立予算に
基く業務計画を実施すること。

十一 前各号に掲げるものの外、
人事に關し、郵政省の権限とし
て法令の定める事項で特に他の
局の所掌とされない事項を處理
すること。

十二 前各号の事務に附帶するこ
と。

(経理局の事務)

第十二條 経理局においては、左に
掲げる事務をつかさどる。

一 各部署の準備した予算案の取
りまとめをすること。

二 各部署の事業又は業務計画案
に基く予算の実行計画を作成
し、及び実施すること。

三 郵政事業特別会計の会計及び
財務に關する法令及び手続を立
案し、及び実施すること。

四 郵政事業特別会計の一切の決
算をすること。

五 郵政事業特別会計の收入及び
支出の調定及び出納をすること。
と。

六 郵政事業特別会計の收入及び
支出並びに資産及び負債の事業
別分計をすること。

七 郵政事業特別会計制度に關す
る研究をすること。

八 郵政事業特別会計の原簿計算
をすること。

九 資金を統制し、管理し、及び
調達すること。

十 契約手続を定めること。

十一 各部署の契約等の計画を取
りまとめをすること。

十二 支拂計画を設定し、及びこ
れを各部署に通知すること。

十三 契約の締結、收入及び支出
の決定並びに資金、物品その他
財産の管理及び保管の責任を有
する職員に対して、会計監査を
すること並びに郵政省の総原簿
又は補助簿への仕訳記入の確認
をすること。

十四 小切手及び國庫金振替の認
証をすること。

十五 会計及び財務に關する統計
を作成し、並びに郵政省の所掌
事務の統計に關する基本計画を
作成すること。

十六 郵政省の所掌事務の統計を
保存すること。

十七 郵便、郵便爲替及び郵便振
替貯金の原簿計算をし、及び料
金の合理化の研究をすること。

十八 固定資産の記録を保存する
こと。

十九 廣告業務に關する手続の基
本を定めること。

二十 所部の職員の需要及び採用
に關する計画案を作成すること。
と。

二十一 所部の職員を訓練するこ
と。

二十二 経理局の所掌事務に關す
る予算案を準備し、及び成立予
算に基く業務計画を実施するこ
と。

二十三 前各号に掲げるものの
外、会計、財務及び統計に關
し、郵政省の権限として法令の
定める事項で、特に他の部署の
所掌とされない事項を處理する
こと。

二十四 前各号の事務に附帶する
こと。

(資材局の事務)

第十三條 資材局においては、左に
掲げる事務をつかさどる。

一 各部署の要求する資材及び物
品の需要計画の取りまとめ及び
割當に關すること。

二 資材局の所掌事務の事務取扱
方法を制定し、及び実施するこ
と。

三 資材及び物品を購入し、借り
入れ、修理し、加工し、出納し、
保管し、及び配給すること。

四 倉庫及び工場を設置し、及び
管理すること。

五 不用となつた資材及び物品を
処分すること。

六 所部の職員の需要及び採用に
關する計画案を作成すること。

七 所部の職員を訓練すること。

八 資材局の所掌事務に關する予
算案を準備し、及び成立予算に
基く業務計画を実施すること。

九 前各号に掲げるものの外、資
材及び物品に關し郵政省の権限
として法令の定める事項で、特
に他の部署の所掌とされない事
項を處理すること。

十 前各号の事務に附帶するこ
と。

(建築局の事務)

第十四條 建築局においては、左に
掲げる事務をつかさどる。

一 各部署の要求する土地、建
物、工作物及び船舶並びにその
附帶設備(以下不動産という。)
の工事を設計し、及び施行する
こと。

二 各部署の要求により、不動産
を取得し、及び処分すること。

三 國有財産及び借入不動産の保
存に關すること。

四 不動産に關する工事の契約を
すること。

五 所部の職員の需要及び採用に
關する計画案を作成すること。

六 所部の職員を訓練すること。

七 建築局の所掌事務に關する予
算案を準備し、及び成立予算に
基く業務計画を実施すること。

八 前各号に掲げるものの外、建
築に關し郵政省の権限として法
令の定める事項で、特に他の各
局の所掌とされない事項を處理
すること。

九 前各号の事務に附帶するこ
と。

第二節 地方機關

(地方機關)

第十五條 郵政省に、國家行政組織
法第二十一條の規定に基き、左の
地方機關を置く。

地方郵政監察局

地方貯金局

地方簡易保險局

郵便局

地方郵政監察局は第七條に掲げ
る事務の一部を分掌し、地方郵政
局は第八條から第十條までに掲げ
る事務の一部を分掌し、地方貯金
局は第九條に掲げる事務の一部を
分掌し、地方簡易保險局は第十條
に掲げる事務の一部を分掌する。

郵便局は、地方郵政局の事務の
うち、現業事務を行う。

第一項の地方機關は、前二項に
掲げる事務の外、その事務に關連
する範圍において、第六條及び第
十一條から第十四條までに掲げる
事務の一部を分掌する。

第十六條 地方郵政監察局及び地方
郵政局は、それぞれ東京都、長野
市、名古屋、金沢市、大阪市、
廣島市、松山市、熊本市、仙台市
及び札幌市に置く。

地方郵政監察局に、左の部を置
く。

第一部

第二部

第三部

地方郵政局に、左の部を置く。

郵務部

貯金部

保險部

種 類	目 的
郵政審議會	第三條に掲げる事業の健全且つ能率的な運営を図るため、その事業に関する事項（簡易生命保険郵便年金事業審議會に附議される事項を除く。）を調査審議すること。
簡易生命保険郵便年金事業審議會	簡易生命保険約款案及び郵便年金約款案並びに積立金の運用その他保険年金の経営に関する事項を調査審議すること。
簡易生命保険郵便年金審査会	保険契約者、保険金受取人、年金契約者、年金受取人、年金継続受取人又は返還金受取人が簡易生命保険又は郵便年金の契約上の権利義務に関する事項について國との間に紛争を生じた場合、その紛争処理機関として公平な審査をし、及び裁決を

人事部長
資材部長
建築部長
4 地方郵政監督局及び地方郵政局の名称、管轄区域及び所掌事務の範囲は、政令で定め、内部組織の細目は、郵政大臣が定める。
5 郵政大臣は、地方機関の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。
6 地方郵政監督局及び地方郵政局以外の各地方機関並びに前項の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は郵政大臣が定める。

第三章 附屬機關
(附屬機關)
第十七條 第二十二條に規定するものの外、郵政省に置かれる附屬機關は、左の通りとする。
博物館
病院、診療所及び療養所

職員訓練所
(博物館)
第十八條 博物館は、郵政に関する文化の啓蒙及び普及を図るための機関とする。
(病院等)
第十九條 病院、診療所及び療養所は、郵政省の職員及びその家族の健康を保持するための機関とする。
(職員訓練所)
第二十條 職員訓練所は、郵政省の職員の訓練を行うための機関とする。
(名称等)
第二十一條 第十七條に掲げる附屬機關の名称、位置及び内部組織は、郵政省令で定める。
(その他の附屬機關)
第二十二條 左の表の上欄に掲げる機関は、郵政省の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

郵政省共済組合審査会
郵政省共済組合の給付に関する決定又は掛金の徴収に關して組合と組合員との間に紛争を生じた場合、その紛争処理機関として公平な審査をし、及び裁決をすること。
郵政省共済組合の運営に関する事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。
第四章 職員及び職
(職員)
第二十三條 郵政省に置かれる職員については、國家公務員法の定めるところによる。
(理事)
第二十四條 郵政省に理事四人を置く。
2 監督局、郵務局、貯金局及び簡易保険局長は、理事をもつて充てる。
(部長の長)
第二十五條 官房及び第五條に掲げる部には、官房長及び部長を置く。
2 第十五條に掲げる地方機関及びその内部部局には、それぞれ長一人を置く。
3 第十七條に掲げる附屬機關には、それぞれ長一人を置く。
4 前三項に掲げる部局の長は、上官の命を受け、それぞれ部局の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。
5 経理局及び人事局には、次長を置く。

6 次長は、局長を助け、局務を整理し、局長不在の場合その職務を代行する。
(郵政監察官)
第二十六條 郵政業務の監察を行わせるため、郵政省に郵政監察官七百人以内を置く。
2 郵政監察官は、郵政業務の運行に關するすべての事項の調査にあたり、その実情及び改善すべき事項についての意見を郵政大臣に提出し、並びに犯罪の嫌疑があるとときは、捜査し、その内容を郵政大臣に報告し、及び必要がある場合には、犯罪の訴追に協力することについて、郵政大臣から特命を受けたものとする。
3 郵政監察官は、郵政省の職員のうちから、郵政大臣が命じ、その指定する地において勤務しなければならぬ。
第二十七條 郵政監察官は、郵政業務に對する犯罪につき、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）に規定する司法警察官の職務を行う。
2 郵政監察官は、被疑者の逮捕を必要とする場合は、警察官又は警察吏員である司法警察職員に、これを逮捕させなければならない。

3 警察官又は警察吏員である司法警察職員は、前項により逮捕した被疑者を、郵政監察官に引致しなければならない。
4 郵政監察官は、前項の被疑者を受け取つた場合又は自ら現行犯人を逮捕した場合において、留置の必要があると判断するときは、これを最寄りの警察署に留置することができる。
第二十八條 郵政監察官は、職務を行うにあつては、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを示さなければならない。
(定員)
第二十九條 郵政省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。
(職員の出張)
第三十條 郵政省の職員の出張については、監察又は会計監査のための場合を除く外、特に郵政大臣の事前の承認がなければならない。
第五章 雜則
(権限の委任)
第三十一條 郵政大臣は、この法律に定める権限で細目の事項に関するものを、職務規程を定めて、局、地方機関及び附屬機關に委任することができる。
(組織の細目)
第三十二條 郵政省の組織の細目については、この法律に規定するものの外、政令で、又は政令の委任により郵政大臣が定める。
附則
この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

郵政省設置法案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により本号の附録に掲載〕

電氣通信省設置法案

電氣通信省設置法

目次

第一章 総則(第一條—第六條)	第一節 内部部局及び地方機関(第七條—第二十八條)
第二章 内部部局及び地方機関(第二十九條—第四十四條)	第一節 電波監聽(第三十條—第三十八條)
第三章 外局(第二十九條—第四十四條)	第二節 航空保安廳(第三十九條—第四十四條)
第四章 附屬機関(第四十五條—第五十一條)	第五章 職員(第五十二條—第五十三條)
第六章 雑則(第五十四條—第五十六條)	附則
第一章 総則	(この法律の目的)

第二條 この法律及びこの法律施行のための命令の解釈に關しては、左の定義に従ふものとする。

一 電氣通信業務 有線又は無線による電信、電話、模写電信、写真電信その他電氣的方法による送信又は受信によつて、意思及び事實を傳へ、又は受ける一切の手段を設置し、運用し、及び保存すること。

二 局内設備 電話交換局、中継局、端局の裝置等建物の内部に所在し、又は建物による保護を要する電氣通信裝置及び設備(在庫品を除く。)

三 局外設置 陸線、地下ケーブル、架空ケーブル等建物による保護を要しない電氣通信裝置及び設備(在庫品を除く。)

四 電氣通信設備 電氣通信業務を行うため裝備すべき業務用機器、建物及びこれらに附屬するもの等一切の物的設備

五 電氣通信活動 電氣通信業務の設定及び電氣通信設備の管理に必要な組織、經營及び運用に關する電氣通信省の一切の機能

六 私設設備 施設の電話交換裝置、電信又は電話の端末裝置、模写電信裝置、無線局(送信及び受信を含む。)

七 増設電話交換系 同一建物内の數個の室からなる事務所若しくは住宅又は同一構内の數個の建物からなる事務所若しくは住宅

八 電氣通信業務 個々の裝置を一体的に組合せて、一の電氣通信業務を行い得る系統にするような一切の設備の組合せ。特定の用例をしない限り電氣通信省の運営するものをいう。

九 公衆電話 公衆の利用に供される加入電話以外の電話であつて、電氣通信省以外のいかなる個人又は機關も特に責任を有しないもの。

十 簡易公衆電話 契約によつて通話料を徴収して当事者以外の者の使用にあててことを認められた電話

十一 國際電氣通信業務 日本と日本の領土外の地点との間の電氣通信業務

十二 無線周波設備 無線電信、無線電話その他周波數毎秒一千万サイクル以上の高周波電流を利用する設備(ケーブル搬送設備並びに二線式及び四線式裸線搬送設備を除く。)

十三 無線周波施設 無線周波設備とその運用及び操作に必要な要員とを備えた施設

十四 周波數 無線周波設備に使用し、又は無線周波設備から發生する電波又は電流の周波數

十五 航空保安施設 航空を援助する目的のため設けられた一切の施設(離着陸場を含む。)

十六 附屬するもの。

十七 電氣通信省の長は、電氣通信大臣とする。

十八 電氣通信省の任務は、左に掲げる國の公共業務に地方的のものを含む。を一體的に遂行する責任を負う唯一の政府機關とする。

十九 電氣通信事業

第三條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて、電氣通信省を設置する。

第四條 電氣通信省は、左に掲げる國の公共業務に地方的のものを含む。を一體的に遂行する責任を負う唯一の政府機關とする。

第五條 電氣通信省の任務は、左に掲げる國の公共業務に地方的のものを含む。を一體的に遂行する責任を負う唯一の政府機關とする。

第六條 國家公務員法その他の法令に觸れない範圍で、職員に給與、勤務時間その他勤務の條件を定めること。

第七條 政府職員に対する厚生及び保健に關する法令の定めるところに従い、職員に給與、勤務時間その他勤務の條件を定めること。

第八條 法令の定めるところに従い、職員に給與、勤務時間その他勤務の條件を定めること。

第九條 法令の定めるところに従い、職員に給與、勤務時間その他勤務の條件を定めること。

第十條 法令の定めるところに従い、職員に給與、勤務時間その他勤務の條件を定めること。

第十一條 法令の定めるところに従い、職員に給與、勤務時間その他勤務の條件を定めること。

第十二條 法令の定めるところに従い、職員に給與、勤務時間その他勤務の條件を定めること。

第十三條 法令の定めるところに従い、職員に給與、勤務時間その他勤務の條件を定めること。

第十四條 法令の定めるところに従い、職員に給與、勤務時間その他勤務の條件を定めること。

第十五條 法令の定めるところに従い、職員に給與、勤務時間その他勤務の條件を定めること。

第十六條 法令の定めるところに従い、職員に給與、勤務時間その他勤務の條件を定めること。

第十七條 法令の定めるところに従い、職員に給與、勤務時間その他勤務の條件を定めること。

第十八條 法令の定めるところに従い、職員に給與、勤務時間その他勤務の條件を定めること。

第十九條 法令の定めるところに従い、職員に給與、勤務時間その他勤務の條件を定めること。

第二十條 法令の定めるところに従い、職員に給與、勤務時間その他勤務の條件を定めること。

第二十一條 法令の定めるところに従い、職員に給與、勤務時間その他勤務の條件を定めること。

第二十二條 法令の定めるところに従い、職員に給與、勤務時間その他勤務の條件を定めること。

九 法令の定めるところに従い、職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をすること。

十一 法令の定めるところに従い、所掌事務に關し損害を賠償し、又は損害の賠償を受けること。

十二 電氣通信省の公印を制定すること。

十三 所掌事務に關する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十四 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十五 所掌事務の遂行に支障のない範圍で、業務施設、業務用品又は電話番号簿その他電信電話の利用上必要な物を利用して、廣告業務を行うこと。

十六 電氣通信取扱局（分局及び委託によつて電氣通信業務を行う郵便局を含む。以下同じ。）の窓口取扱時間及び取扱事務の範圍を定めること。

十七 電信及び電話の利用上必要な電話番号簿、特殊通信紙等の用品を調製し、及び賣りさばくこと。

十八 第二十四條第一号、第九号、第三十五條第一号及び第四十二條第九号に掲げる調査研究であつて、電氣通信省において行うことを不利と認めるものを部外の研究機關に委託すること並びに政府機關、個人又は会社その他の團體の委託により、電

氣通信技術に關する基礎的研究又は実用化を有償で行うこと。

十九 委託により、政府機關、個人又は会社その他の團體の專用に供する私設電氣通信系を建設し、及び保存すること、政府機關、個人又は会社その他の團體からその専用設備を買収すること並びに電氣通信系を政府機關、個人又は会社その他の團體の專用に供する契約をすること。

二十 法令の定めるところに従い、電氣通信業務及び電波管理業務の運営に必要な特許權及び實用新案權又はその実施權を取得すること。

二十一 法令により委任された範圍において、外國の政府その他の機關又は会社と國際電氣通信業務に關し、業務の設定、業務の運用上の諸事項、料率等について、國際的取極を商議し、及び締結すること並びに條約の規定に従い、その料金を減額し、又は増額すること。

二十二 法令の定めるところに従い、収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をし、並びに受入及び支拂に關する報告及び會計の方法を定めること。

二十三 政府機關、個人又は会社その他の團體によつて所有される電氣通信設備の建設、設置又は運営に對する申請を許可すること。この許可は、運営上の必要に基き、且つ、第四條第一項及び第三項に規定する電氣通信省の職責を考慮して行うべきものとする。

二十四 法令の定めるところに従い、電波を統制し、監視し、及び規律すること。

二十五 法令により委任された範圍において、電波の管理に關する國際的取極を商議し、及び締結すること。

二十六 法令の定めるところに従い、無線周波施設を規律し、及び監督すること。

二十七 周波數標準値を定め、標準電波を放射し、及び標準時を放送すること。

二十八 法令の定めるところに従い、無線周波設備の機器の最低動作基準を定めること。

二十九 法令の定めるところに従い、無線周波設備の機器の認定及び実地検査をすること。

三十 法令の定めるところに従い、無線周波設備の運用又は操作に従事する者の資格を定め、資格檢定をし、及び運用及び操作の免許を與えること。

三十一 前号により運用及び操作の免許を與えられた者が、法令、電波廳の規則又は日本を拘束する電波に關する國際的及び地域的な條約、規則及び協定を犯したことを電波廳が十分に認め得る証拠のあつた場合に、その免許を取り消し、又は停止すること。

三十二 委託により、無線用水晶片及び周波數測定器具を較正すること。

三十三 前各号に掲げるものの外、法令に基き電氣通信省に屬させられた權限

（事務の委託）

第六條 電氣通信省は、その所掌事務のうち現業に屬する事務の一部を郵便局に行わせることが經濟的であると認めるときは、これを郵政省に委託することができる。この場合において電氣通信省は、委託した事務の範圍において、郵便局を直接指揮監督する。

第二章 内部部局及び地方機關

第一節 内部部局

第七條 電氣通信省（外局を除く。）に大臣官房及び左の区分により局並びに國家行政組織法第二十一條の規定に基いて、總務長官官房、部、總務室及び研究所を置く。

（業務部門）

周知調査局

計画局

營業局

運用局

國際通信部

業務總務室

（施設部門）

施設局

建設局

保全局

資材局

建築部

施設總務室

第二十一條の規定により、必要な部を置くことができる。

3 第一項の研究所には、方式実用化部、器材実用化部、基礎研究部、試作部、特許出版部及び事務部の六部を置く。

4 第二項の部の設置及び所掌事務は、政令で定める。

5 第二項から第三項までに掲げる部には、國家行政組織法第七條第一項の課を置くことができる。

（特別な職）

第八條 電氣通信省に總務長官一人、理事二人を、研究所及び部に研究所長及び部長を置く。

2 總務長官は、各部門及び研究所を統轄し、その業務を執行する職責を有する。

3 理事は、總務長官を助け、うち一人は業務部門の、他の一人は施設部門の各局を統轄し、その業務を執行する職責を有する。

4 研究所長は、總務長官を助け、研究所の各部を統轄し、その業務を執行する職責を有する。

5 部長は、上官の命を受け、それぞれ所部の事務を掌理し、その職員に服務についてこれを指揮監督する。

（大臣官房の事務）

第九條 大臣官房においては、電氣通信省の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 公印を制定し、及び管理すること。

三 公文書を授受し、及び送達すること。

四 総合調整をすること。
五 法令案の審査その他法務に関すること。

六 一般会計の予算、決算等の取りまとめに関すること。
七 部局の設置及び廃止に関すること。

八 国会との連絡に関すること。
九 渉外事務に関すること。

十 監察を行うこと（総務長官官房において行うものを除く。）
十一 報道に関すること。

十二 他の部局の所掌に属しない事務に関すること。
（総務長官官房の事務）

第十條 総務長官官房においては、総務長官の職責に属する事項に関し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。
二 総合調整をすること。

三 公文書を編集し、及び保存すること。
四 法令案の審査その他法務に関すること。

五 監察を行うこと。
六 職員訓練の基本的計画に関すること。

七 経営分析に関すること。
八 他の部局の所掌に属しない事務に関すること。

（周知調査局の事務）
第十一條 周知調査局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電気通信業務の勧誘、廣告、宣傳、出版その他対公衆関係の計画を設定し、及び実施すること。

二 第五條第十五号に掲げる廣告業務に関すること。
三 世論を収集し、及び分析すること並びに公衆の不服及び申出を調査し、及び一般的事項にわたるものについて、回答すること。

四 私設設備を電気通信系に統合するため、その所有者と交渉し、及びこれを取得すること並びに電信電話の特殊の需要に関し、調査し、交渉し、及び契約すること。

五 電気通信業務に関し、現在及び将来の通信需要を基本的且つ第一次的に調査すること。
六 電気通信業務に関する料率及び料金を定めること並びにこれに必要な資料を収集し、及び分析すること（國際通信部の所掌に属するものを除く。）

七 一切の料率及び料金に関する情報を発表し、及び周知させること。
八 有線私設設備（搬送設備を含む。）に関する業務上の條件、方法及び手続を定め、並びにこれを監督すること。但し、無線周波設備に関するものについては、電波廳と協議すること。

九 前各号に掲げるものの外、電気通信業務の周知及び調査に關し、電気通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（計画局の事務）
第十二條 計画局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 前條第五号に掲げる調査及び關係部局の報告に基き、通信のそ通に必要な設置、回線及び局舎その他これに直接關係がある事項を調査し、計画案を作成し、施設局に送付すること。但し、局舎に関する計画については、施設部門の各部局の所掌に属する事項を除く。

二 前号の計画の基礎となる業務標準を定めること。
三 施設を最も能率的且つ経済的に利用するため、回線経路、中継方式及び交換区域を定め、その他回線及び設備の利用計画を設定すること。

四 業務標準及び取扱方法と施設の條件とが相互に適應するよう研究すること。
五 電信法（明治三十三年法律第五十九号）第三條及び無線電信法（大正四年法律第二十六号）第六條の規定に基き、私設設備を公衆通信の用に使用すること。

六 電気通信取扱局の施設を最も有効且つ能率的に運用し得るよう、照明、通風、採暖等を含む局内設備の合理的配置及び整備基準を定め、その実施計画を立て、關係部局に送付すること（施設部門の各部局の所掌に属するものを除く。）

七 業務部門の各部局の用に供する土地建物の需要計画及び処分計画を取りまとめ、施設局に送付すること。

八 前條第四号に掲げる事項に關し、周知調査局に必要な専門的援助を與えること。

九 前各号に掲げるものの外、電気通信設備の計画に關し、電気通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。
（營業局の事務）

第十三條 營業局においては、左に掲げる事務をつかさどる。
一 電話の加入並びに電報の受付及び配達に関すること。

二 周知調査局の立てた方針に従い、所掌事務について、勧誘、廣告、宣傳、出版その他対公衆關係の計画を実施すること。
三 公衆の不服及び申出を受け付け、及び周知調査局の立てた方針に従い措置すること並びにその資料を取りまとめ、周知調査局に送付すること。

四 電気通信取扱局の窓口の設定及び廃止並びにその取扱時間及び取扱事務の範圍を定めること。
五 電信電話の營業上の業務取扱方法を定め、及び実施すること。

六 電信區画を設定すること。
七 電信電話に関する料金を徴收すること。

八 電話番号簿を編集し、発行し、及び配付し、又は賣りさばくこと並びに特殊類信紙等を調製し、及び賣りさばくこと。

九 郵政省に委託した電気通信省の所掌事務について、營業上、郵便局を指揮監督すること。
十 前各号に掲げるものの外、電気通信事業の營業上の事項に關し、取扱時間を定めること。

（運用局の事務）
第十四條 運用局においては、左に掲げる事務をつかさどる。
一 電気通信設備を運用し、及び通信をそ通すること。

二 電気通信系に接続する私設設備の運用及び通信のそ通を監督すること。
三 電気通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機關用等の國內電気通信設備の全部又は一部を運用すること。

四 郵政省に委託した電気通信省の所掌事務について、運用上、郵便局を指揮監督すること。
五 業務部門の各部局の提出する予算案を取りまとめ、但し、施設局において行うものを除く。

六 予算が成立した場合、上官の定めた実行予算編成方針に基き、前号の各部局と協議して、年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、經理局に送付すること。

七 事業計画の変更に伴い、又は經理局の財政上の勧告に従つて成立予算実行計画の修正案を作成し、經理局に送付すること。
八 周知調査局の立てた方針に従い、所掌事務について、對公衆關係の計画を実施すること。

九 第一号に掲げる事務について、取扱時間を定めること。

十 關係部局の用に供するため、所掌事務に関する記録、統計及び資料を作成し、分析し及び送付すること。

十一 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の運用に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(國際通信の事務)

第十五條 國際通信部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 國際電氣通信回線及び設備の需要を充足するための計画案を作成し、施設局に送付すること並びに國內回線及び設備に關し、運用局及び計画局に連絡すること。

二 國際電氣通信業務を行い、その設備を運用し、及びその取扱條件を定めること。

三 政府機關、個人又は会社その他の團體の専用に供する國際電氣通信設備を設定し、運用し、及び管理すること。

四 國際電氣通信業務に關する料率及び料金を定め、これに關する資料を周知調査局に送付すること。

五 國際電氣通信業務の設定及び運用上の諸事項並びに料率に關し、外國の政府その他の機關又は会社と結ぶ協定案を作成すること。

六 國際電氣通信料金の國際計算書を作成して外國の政府その他の機關又は会社と相互承認をし、その精算額の決済を行うこと。

七 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機關用等の國際電氣通信設備の全部又は一部を運用すること。

八 關係部局と協議し、又はその要求に基き、國際電氣通信に關する條約案、協約案その他の法令案を作成すること。但し、電波廳及び航空保安廳の所掌に屬するものを除く。

九 國際電氣通信連合との連絡に關すること及び電氣通信業務に關する國際的委員會、連合會議その他の類似の會議に代表者を派遣すること。但し、電波廳及び航空保安廳の所掌に屬するものを除く。

十 國際電氣通信業務の勧誘、廣告、宣傳、出版その他對公眾關係の計画に關し、周知調査局に必要な援助を與えること。

十一 前各号に掲げるものの外、國際電氣通信業務に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

第十六條 施設局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電氣通信施設の新設、拡張、撤去、取替及び轉用に關する關係部局の要求を技術的、經濟的に検討し、長期及び年度の工事計画及び基本計画を設定すること。

二 第十二條第一号の計画の基礎となる技術規程、電氣通信設備の建設及び保存に必要な技術規

準を定め、並びに電氣通信研究所の草案に基き、機器、物品、素材及び裝置の仕様を定めること。

三 第一号の工事計画に基いて物資の所要總量を算定し、資材局に送付すること。

四 電氣通信設備の建設及び保存に必要なすべての機器、物品、素材、土地等に關する要求を作成し、それぞれの所管部局に送付すること。

五 電氣通信用建物の建設及び大修繕の計画を設定すること。

六 施設部門の各部局の予算案及び業務部門の關係部局の建設勘定に屬する予算案を取りまとめ、經理局に送付すること。

七 予算が成立した場合は、上官の定めた実行予算編成方針に基き、前号の各部局と協議して、年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、經理局に送付すること。

八 事業計画の変更に伴い、又は經理局の財政上の勧告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、經理局に送付すること。

九 電氣通信系において運用中の電氣通信設備の現場調査を行うこと。

十 電氣通信研究所の協力を得て、新しい電氣通信方式及び器材の商用試験を行うこと。

十一 機器、物品及び素材を購入するにあたり、製造の場所、受取の場所その他適当な場所において、仕様書及び契約條件と照合して検査すること。

十二 陸線、管線、有線回路、無線回路等の設備について、これと類似の設備を所有し、又は運用する政府機關、個人又は会社その他の團體と共同に使用することに關し、企画し、契約し、その他必要な処理をすること。

十三 電氣通信系に接続する施設設備の工事設計、裝置及び保存の規程を設定すること。

十四 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機關用等の國內又は國際電氣通信設備の全部又は一部を設計すること。

十五 有線施設設備(搬送設備を含む)に關する技術上の條件、方法及び手続を定め、並びにこれを監督すること。但し、無線周波設備に關するものについては、電波廳と協議すること。

十六 電氣通信技術に關する國際的委員會、連合會議その他類似の會議に代表者を派遣すること。但し、電波廳、航空保安廳及び電氣通信研究所の所掌に屬するものを除く。

十七 國際電氣通信設備の建設及び保存に關し、外國の政府その他の機關又は会社と結ぶ協定案を作成すること。

十八 電氣通信設備の建設及び保存に必要な船舶及び舟艇を建造し、購入し、修理し、及び保管すること。

十九 前各号に掲げるものの外、

電氣通信設備の基準、工事計画、資材の取りまとめ、設計等に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(建設局の事務)

第十七條 建設局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 前條第一号の工事計画に従い、電氣通信設備を準備し、建設し、及び裝置し、並びに施設局が指定する取替工事をするにと(第十八條第三号に掲げるものを除く)。

二 政府機關、個人又は会社その他の團體の専用に供する電氣通信設備を建設し、及び裝置すること。

三 前二号の工事に使用する機器、物品及び素材を受け取り、及び保管すること。

四 電氣通信設備の建設に關する請負契約を締結し、工事を監督し、その完了した工事を検査し、及び引渡を受けること。

五 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機關用等の國內又は國際電氣通信設備の全部又は一部を建設すること。

六 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の建設に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(保全局の事務)

第十八條 保全局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電氣通信施設の取替に關する

要求案並びに保存に関する長期及び年度の工事計画案を作成し、施設局に送付すること。

二 第十六項第一号の工事計画に従い、電氣通信設備を保存し、取り替え（施設局及び建設局の所掌に属するものを除く）、整理し、及び修理すること。

三 建設局で行うより経済的且つ能率的な場合は、電氣通信設備を建設すること及び私設設備を電氣通信系に接続すること。

四 政府機関、個人又は会社その他の団体の専用に供する電氣通信設備を保存すること。

五 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機関用等の國內又は國際電氣通信設備の全部又は一部を保存すること。

六 周知調査局の立てた方針に従い、所掌事務について、對公衆關係の計画を実施すること。

七 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の保存に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（資材局の事務）

第十九條 資材局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 關係部局及び個人又は会社その他の団体の要求する機器、物品及び素材の需要計画を取りまとめ、及びその割当をすること。

二 關係部局の要求する機器、物品及び素材を購入し、借り入れ、修理し、加工し、出納し、

保管し、及び配給すること。

三 倉庫を設置し、廢止し、及び管理すること。

四 關係部局と協議の結果不用と認められた機器、物品及び素材を処分すること。

五 事務用品の改良について調査し、及び考案すること。

六 前各号に掲げるものの外、電氣通信業務の運用及び設備の建設、保守に必要な機器、物品及び素材に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（建築部の事務）

第二十條 建築部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 關係部局の要求する土地、建物及び工作物並びにその附帶設備（以下不動産という）の工事を設計し、及び施工すること。

二 關係部局の要求により、不動産を買収し、借り入れ、及び寄附を受理し、並びに經理局を通じて交換し、及び処分すること。

三 不動産に關する工事の請負契約を締結し、工事を監督し、その完了した請負工事を検査し、及び引渡を受けること。

四 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の建築に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（總務室の事務）

第二十一條 業務總務室においては業務部門の各部局の所掌に屬する

事項に關し、施設總務室においては施設部門の各部局の所掌に屬する事項に關し、それぞれ左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 各部局の要求に基き、職員の訓練計画を設定し、及び実施すること。

三 各部局の提出する職員の給与、身分等に關する意見及び資料を取りまとめ、人事局に送付すること。

四 各部局の定員に關すること。

五 各部局の作成した職員の需要及び採用に關する計画案をとりまとめ、人事局に送付すること。

六 各部局の要求に基いて、職員住宅、寄宿舎その他厚生施設の設置の計画案を作成し、人事局に送付すること。

七 各部局の収集した統計及び資料を取りまとめ、分析し、及び保存すること。

八 業務部門各部局の業務の運用に必要な機器、物品、素材等に關する要求案を取りまとめ、資材局に送付すること。

九 所掌事務に關する法令、規程及び規約を立案し、及び実施すること。

十 所掌事務に關する基準、標準実施方法及び取扱手続を作成すること。

十一 所掌事務の正当な管理をするため、業務又は施設の实地検査を行うこと。

十二 所掌事務の遂行に必要な予算に關する要求案を作成し、及び決定された実行予算を実施すること。

十三 所掌事務の遂行に必要な機器、物品及び素材に關する要求案を作成すること。

（人事局の事務）

第二十二條 人事局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 職員に關する左の事務を処理すること。

（一）職階及び任免に關すること。

（二）給与、勤務時間その他勤務の條件に關すること。

（三）服務規律、分限及び懲戒に關すること。

（四）勤務成績の評定及び記録に關すること。

（五）人事記録の作成及び保管に關すること。

（六）公務傷病に對する補償及び恩給に關すること。

（七）職員の結成する組合その他の団体との交渉並びにこれらの団体に關すること。

（八）職員の苦情の處理に關すること。

二 職員の需要及び採用に關する計画案の取りまとめをすること。

三 職員の定員に關すること。

四 職員の厚生及び保健に關する事務を處理し、並びに必要な施設を設置し、及び管理すること。

五 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

六 關係部局の要求に基き、訓練施設を設置し、及び管理すること。

七 電氣通信省共済組合に關する法令の執行に關すること。

八 所部の職員を訓練すること。

九 予算が成立した場合、上官の定めた実行予算編成方針に基き、年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、經理局に送付すること。

十 事業計画の変更に伴い、又は經理局の財政上の勧告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、經理局に送付すること。

十一 職員の訓練に關し、各部局に對し必要な勧告をすること。

十二 職員の職階、能率、勤務條件等に關する調査をし、及び統計を作成すること。

十三 前各号に掲げるものの外、人事に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を處理すること。

（經理局の事務）

第二十三條 經理局においては、電氣通信事業特別会計に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 關係部局の作成した予算案を取りまとめ、及び意見を附して總務長官に上申すること。

二 關係部局の作成した成立予算実行計画案を取りまとめ、及び意見を附して總務長官に上申すること。

三 前号の実行計画案が決定した

場合は、これを関係部に通報すること。

四 決定された実行予算の実施を監視すること。

五 財政、金融、経済事情を調査し、事業財政に及ぼす影響を検討し、予算の実行に關し他の部に必要な報告をすること。

六 会計に關する一切の決算をすること。

七 収入及び支出の調定及び出納をすること。

八 収入及び支出並びに資産及び負債の事業別分計をすること。

九 会計制度の研究をすること。

十 会計及び財務に關する法令及び手続を立案し、及び実施すること。

十一 原簿計算に關すること。

十二 資金を統制し、管理し、及び調達すること。

十三 契約手続を定めること。

十四 各部局の契約等の計画を取りまとめること。

十五 支拂計画を設定し、及び関係部に通知すること。

十六 軍票の受拂処理をすること。

十七 契約の締結、収入及び支出の決定並びに資金、物品その他財産の管理の責任を有する職員に對する会計監査をすること並びに總原簿又は補助簿への仕訳記入の確認をすること。

十八 小切手及び國庫金振替の認証をすること。

十九 会計及び財務に關する統計を作成し、並びに電氣通信省の所掌事務に關する統計の基本計画を設定すること。

二十 電氣通信事業の原價計算をし、及び料金の合理化の研究をすること。

二十一 固定資産の記録を保持し、國有財産及び借入不動産を管理すること。

二十二 所部の職員を訓練すること。

二十三 前各号に掲げるものの外、財務、会計及び統計に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(電氣通信研究所の事務)

第二十四條 電氣通信研究所においては、左に掲げる事務をつかさどる。

(方式実用化部)

一 電氣通信方式(裝置を含む。以下本條中同じ。)の実用化(研究を要する改良を含む。以下本條中同じ。)及び現場試験を行うこと。

二 前号の実用化に基き、新規の又は改良された電氣通信方式の工事、運用、保存等に必要の実施規程の草案を作成し、施設局に送付すること。

三 電氣通信方式の仕様書の草案を作成し、施設局に送付すること。

四 施設部門の各部局の使用する電氣通信方式の検査実施規程及び検査指図規程の草案を作成し、施設局に送付すること並びに試験裝置の実用化を行うこと。

五 電氣通信方式に關し、その製造業者に必要の技術的資料及び助言を與えること。

六 第五條第十八号の規定に従い、第一号の実用化の事務の一部を外部の研究機関に委託すること。

七 第五條第十八号の規定に従い、委託された電氣通信方式の実用化を行うこと。

八 電氣通信用器材に關し、第一号から第七号までに掲げる事務に相當する事務を行うこと。

(基礎研究部)

九 方式実用化部及び器材実用化部の行う実用化と電氣通信技術の將來の發達とに必要な基礎的研究を、電氣通信又はこれに關連する科學諸分野において行うこと。

十 第五條第十八号の規定に従い、前号の基礎的研究の一部を外部の研究機関に委託すること並びに委託により基礎的研究を行うこと。

(特許出版部)

十一 電氣通信活動に必要な電氣通信技術に關する特許權及び実用新案權の取得、実施及び調査に關すること。

十二 研究所の運営に必要な図書、出版及び周知に關すること。

(試作部)

十三 試作設備を設置し、並びに実用化及び基礎的研究に必要な試作業務を行うこと。

(事務部)

十四 研究所の所掌事務に關する機密に關すること。

十五 予算が成立した場合、上官の定めた実行予算編成方針に基き、研究所の年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、經理局に送付すること。

十六 事業計画の変更に伴い、又は經理局の財政上の報告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、經理局に送付すること。

十七 研究所の事務遂行にもつぱら必要な機器、物品及び素材を調達し、出納し、及び保管すること。

但し、調達については、資材局で有効に調達し得る場合を除く。

十八 研究所の管理に屬する土地、建物及びこれに附帶した工作物の建設及び修繕の計画案を作成し、施設局に送付すること。

十九 電氣通信技術の調査及び研究にもつぱら必要な研究施設を設置し、及び管理すること。

二十 電氣通信技術の調査及び研究に關する國際的委員會、連合會議その他類似の會議に代表者を派遣すること。但し、電波廳及び航空保安廳の所掌に屬するものを除く。

二十一 前各号に掲げるものの外、電氣通信技術の調査及び研究に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

二十二 前各号に掲げるものの外、電氣通信技術の調査及び研究に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

二十三 前各号に掲げるものの外、電氣通信技術の調査及び研究に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

二十四 前各号に掲げるものの外、電氣通信技術の調査及び研究に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

二十五 前各号に掲げるものの外、電氣通信技術の調査及び研究に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

二十六 前各号に掲げるものの外、電氣通信技術の調査及び研究に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

二十七 前各号に掲げるものの外、電氣通信技術の調査及び研究に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

部及び研究所においては、第十一條から第二十條まで及び前三條に掲げる事務の外、各々その所掌事務の範圍において、左に掲げる事務をつかさどる。

一 法令、規程及び規約を立案し、及び実施すること。

二 予算に關する要求案を作成し、及び決定された実行予算を実施すること。

三 統計及び資料を收集し、及び分析すること。

四 職員に關する事項を提出すること。

五 職員の需要及び採用に關する計画案を作成すること。

六 職員に關する事項を提出すること。

七 職員に關する事項を提出すること。

八 職員に關する事項を提出すること。

九 職員に關する事項を提出すること。

十 機器、物品及び素材に關する要求案を作成すること。

十一 事務處理の基準、標準實施方法及び取扱手続を定めること。

十二 所掌事務の正當な管理をするため、業務又は施設の實地検査を行うこと。

(地方機關)

第二十六條 電氣通信省に、國家行政組織法第二十一條の規定に基き、左の地方機關を置く。

地方電氣通信局

地方電氣通信部

地方電氣通信管理所

地方電氣通信取扱局

2 地方電氣通信局は第七條第一項に掲げる各部署(電氣通信研究所を除く。)の事務の一部を、地方電氣通信部は地方電氣通信局の事務の一部を、地方電氣通信管理所は地方電氣通信取扱局は地方電氣通信管理所の事務の一部をそれぞれ分掌する。

3 地方機関(地方電氣通信取扱局を除く。)にそれぞれ長一人を置く。地方機関の長は、それぞれ上官の命を受け、その所部の事務を掌理し、所部の職員の仕事につきこれを指揮監督する。

第二十七條 地方電氣通信局は、東京都、長野市、名古屋市、金沢市、大阪市、廣島市、松山市、熊本市、仙台市及び札幌市に置く。

2 地方電氣通信局の名称、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、政令で定める。

3 電氣通信大臣は、地方機関の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。

4 地方電氣通信局以外の地方機関及び前項の出張所の名称、位置、管轄、区域所掌事務の範囲及び内部組織は、電氣通信大臣が定める。

第二十八條 地方機関の内部組織は、第七條第一項に掲げる部に應ずることを原則とする。

(外局)

第二十九條 國家行政組織法第三條

第三項の規定に基いて、電氣通信省に置かれる外局は、左の通りとする。

電波廳

航空保安廳

第一節 電波廳

(電波廳の任務及び長)

第三十條 電波廳は、無線に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定その他の法令の定めるところに従い、電波が公衆の利益、利便又は必要のため公平且つ能率的な方法で使用されることを確保することを任務とする。

2 電波廳の長は、電波監理長官とする。

(内部部局)

第三十一條 電波廳に、長官官房及び左の四部を置く。

法規經濟部

施設監督部

技術部

監視部

(長官官房の事務)

第三十二條 長官官房においては、電波廳の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 公印を制定し、及び管理すること。

三 公文書を編集し、及び保存すること。

四 総合調整をすること。

五 無線周波施設の許可(無線周波施設の建設許可を含む。)並びに私設の無線電信又は無線電話の施設を公衆通信の用に供させることについての法規經濟部

及び施設監督部の意見を取りまとめ電波監理長官に提出すること並びにその決裁に従い許可書等を作成すること。

六 分課に關すること。

七 監察に關すること。

八 報道に關すること。

九 各部の収集した統計及び資料を取りまとめ、分析し、及び保存すること。

十 職員に關すること。

十一 職員に關し、任免、勤務條件、服務規律、勤務成績、人事記録等の身分及び給與に關すること並びに職員に關する團體との交渉及び職員に關する苦情の處理等に關する事項を處理すること。

十二 職員に關し、厚生及び保健並びに宿舍に關すること。

十三 予算及び成立予算の實行計畫を取りまとめ、並びに實行予算の實施を監視すること。

十四 歳入歳出の調定及び出納並びに財務及び會計に關する法令の定めるところに従い、必要な事務を處理すること。

十五 機器、物品及び素材の需要計畫を制定し、並びに機器、物品及び素材を割り当て、調達し、出納し、及び保管すること。

十六 土地、建物、工作物及び舟艇を調達し、及び管理すること。

十七 國有財産を管理すること。

十八 他の部の所掌に屬しない事務に關すること。

(法規經濟部の事務)

第三十三條 法規經濟部において、左に掲げる事務をつかさどる。

一 技術基準、運用及び設備の基準、通信士の資格、運用方法、周波数の割当、無線周波施設及び同線の許可、呼出符号の指定等電波の管理に關する國際的及び地域的な條約、規則及び協定に關すること。但し、この基準、資格、運用方法等の範囲内で第七條第一項に掲げる各部署がこれらの事項を定めることを妨げるものではない。

二 電波廳の所掌事務に關し、國際電氣通信連合との連絡に關すること並びに電波に關する國際的委員會、連合會議その他類似の會議に代表者を派遣すること。

三 第一号に掲げる範囲において、電波に關する國際的及び地域的な條約、規則及び協定その他の法令を立案すること。

四 無線周波施設の運用又は操作に従事する者の資格及び免許に關すること。

五 無線周波施設の許可(無線周波施設の建設許可を含む。)並びに許可された無線周波施設について法律、經濟的及び社会的な審査を行うこと。

六 無線電信法第六條の規定に基づき、私設の無線電信又は無線電話の施設を公衆通信の用に供することについて、法律、經濟

的及び社会的な審査を行うこと。

七 前各号に掲げるものの外、電波の統制及び規律に關する法規的な事務を處理すること。

(施設監督部の事務)

第三十四條 施設監督部において、左に掲げる事務をつかさどる。

一 無線周波施設の許可(無線周波施設の建設許可を含む。)について技術及び運用上の見地から審査を行うこと。

二 無線周波施設を分類し、その業務を定めること。

三 電波の型式、周波数、呼出符号、運用時間その他無線周波施設の運用に關する條件を定めること。

四 電波に關する國際的及び地域的な條約、規則及び協定に従い、無線周波施設の許可、廢止等に關し、國際周波登録委員會に對し通告その他の連絡をすること。

五 無線周波施設の規律及び監督に關すること。

六 無線電信法第六條の規定に基づき、私設の無線電信又は無線電話の施設を公衆通信の用に供することについて、技術及び運用上の見地から審査を行うこと。

七 前各号に掲げるものの外、電波の統制及び規律に關し技術及び運用面事務を處理すること。

(技術部の事務)

第三十五條 技術部においては、左

に掲げる事務をつかさどる。

一 電波廳の所掌事務を遂行するに必要な無線技術の基礎的又は実用化に関する研究及び調査をし、又は第五條第十八号の規定に従い、これを部外の研究機関に委託すること。

二 前條第三号の規定による指定のために、周波数を選定すること。

三 周波数標準値を定め、標準電波を放射し、及び標準時を放送すること。

四 無線周波設備の機器の最低動作基準を定め、並びにその認定及び実地検査をすること。

五 電波の傳はん状況を予報し、及び電波傳はんの異常に関して警報を發すること。

六 電波の規律、標準電波の放射及び無線報時等電波管理に必要な施設を計画し、設置し、及び管理すること。

(監視部の事務)

第三十六條 監視部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電波の監視及び規正に要する施設を計画し、設置し、及び管理すること。

二 電波を監視し、及び規正すること。

三 不法に施設された無線周波施設を探索すること。

四 電波に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定に従い、電波の監視及び規正に關し、國際電波監視機關との連絡及び資料の交換を行うこと。

五 無線用水晶片及び周波数測定器具を較正すること。

(地方支分部局)

第三十七條 電波廳の地方支分部局として、地方電波管理局を置く。

2 地方電波管理局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
関東電波管理局	東京都	東京都 神奈川縣 埼玉縣 群馬縣 千葉縣 茨城縣 栃木縣 山梨縣
信越電波管理局	長野市	長野縣 新潟縣
東海電波管理局	名古屋	愛知縣 三重縣 靜岡縣 岐阜縣
北陸電波管理局	金沢市	石川縣 福井縣 富山縣
近畿電波管理局	大阪市	大阪府 京都府 兵庫縣 奈良縣 滋賀縣
中国電波管理局	廣島市	縣 和歌山縣 廣島縣 鳥取縣 島根縣 岡山縣 山口縣
四國電波管理局	松山市	愛媛縣 德島縣 香川縣 高知縣

九州電波管理局	熊本市	熊本縣 長崎縣 福岡縣 大分縣 佐賀縣
東北電波管理局	仙台市	縣 宮崎縣 鹿兒島縣 宮城縣 福島縣 岩手縣 青森縣 山形縣 秋田縣
北海道電波管理局	札幌市	北海道

3 地方電波管理局は、電波廳の事務の一部を分掌するものとし、その範圍は政令で定める。

4 地方電波管理局の内部組織は、電氣通信省令で定める。

5 電氣通信大臣は、地方電波管理局の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。

6 前項の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範圍及び内部組織は、電氣通信省令で定める。

(電波廳の権限)

第三十八條 電波廳は、その所掌事務を遂行するため、第五條第一号から第十四号まで、第十八号、第二十号及び第二十二号から第三十三号までに掲げる権限を行使することができる。

2 電波監視長官は、電波廳の所掌事務の一部を第七條に掲げる内部部に委託することが経済的であると認めるときは、電氣通信大臣の承認を経て、これを委託することができる。

第二節 航空保安廳

(航空保安廳の任務及び長)

第三十九條 航空保安廳は、航空保安に関する事務を行うことをその任務とする。

2 航空保安廳の長は、航空保安廳長官とする。

(内部部局)

第四十條 航空保安廳に、左の二部を置く。

事務部

技術部

(事務部の事務)

第四十一條 事務部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 公印を制定し、及び管理すること。

三 公文書を編集し、及び保存すること。

四 総合調整をすること。

五 分課に関すること。

六、監察を行うこと。

七 調査及び統計に関すること

(技術部の所掌に属するものを除く。)

八 法令、規程及び規約を立案すること。

九 所部の職員の訓練計画を設定し、及び実施すること。

十 職員に關し、任免、勤務條件、服務規律、勤務成績、人事記録等の身分及び給與に関すること並びに職員の結成する団体との交渉及び職員の苦情の処理等に関する事項を処理すること。

十一 職員の厚生及び保健並びに宿舎に関すること。

十二 歳入歳出の調定及び出納並びに財務及び會計に関する法令の定めるところに従い、必要な事務を処理すること。

十三 機器、物品及び素材を調達すること。

十四 土地、建物、工作物及び舟艇を調達し、及び管理すること。

十五 固有財産を管理すること。

十六 前各号に掲げるものの外、技術部の所掌に属しない事務に關すること。

(技術部の事務)

第四十二條 技術部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 航空保安施設を建設し、保存し、運用し、及び管理すること。

二 航空保安施設の建設及び保存計画を設定すること。

三 航空保安施設の運用に関する手続を定め、及び実施すること。

四 航空保安施設の建設及び保存のための機器、物品及び素材の需要計画を設定し、並びにこれを出納し、及び保管すること。

五 前号の機器、物品及び素材の仕様を作成し、設計し、及びその製作を監督すること。

六 第四号の機器及び物品の修理に關すること。

七 航空保安施設の建設、保存及び修繕に関する工事を設計し、実施し、及び監督すること。

八 航空保安施設の建設、保安及

び運用に関する技術標準を定めること。

九 航空保安施設の改善のための調査、研究、試験及び試作をし、又はこれを部外の研究機関に委託すること。

十 航空保安業務の國際的協力のために開催される國際會議に代

表者を派遣すること。
十一 所部の職員の訓練に関すること。

(航空保安廳の機関)

第四十三條 電氣通信大臣は、所要の地に左の上欄に掲げる機関を置く。その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

(職員訓練所)
第四十八條 職員訓練所は、電氣通信省の職員の訓練を行うための機関とする。
(電波観測所)
第四十九條 電波観測所は、電氣通信研究所の研究に伴う電波傳はんの観測を行うための機関とする。
(名称等)

第五十條 第四十五條に掲げる附屬機関(電氣通信審議會を除く。)の名称、位置及び内部組織は、電氣通信省令で定める。
(その他の附屬機関)
第五十一條 左の表の上欄に掲げる機関は、電氣通信省の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

名 称	目 的
航空保安事務所	航空保安施設を建設し、保存し、及び運用すること (航空標識所の所掌に属するものを除く。)
航空標識所	航空無線標識施設及び航空無線通信施設を保存し、及び運用すること。

職員訓練所

電波観測所

(電氣通信審議會)

第四十六條 電氣通信審議會(以下審議會という。)は、第四條に掲げる業務の健全且つ能率的な運営を図るための機関とする。

2 審議會は、第四條に掲げる業務に關し、電氣通信大臣の諮問する事項(電波規正審議會に諮問する事項を除く。)を調査審議し、電氣通信大臣に答申する。

3 審議會は、必要がある場合は、第四條に掲げる業務に關する重要事項について關係大臣に建議することができる。

4 審議會の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

(病院等)

第四十七條 病院、診療所及び療養所は、電氣通信省の職員及びその家族の健康を保持するための機関とする。

種 類	目 的
電氣通信省共済組合審議會	電氣通信省共済組合の給付に關する決定又は掛金の徴收に關して組合と組合員との間に紛争を生じた場合、その紛争処理機関として、公平な審査をし、及び裁決をすること。
電氣通信省共済組合連合審議會	電氣通信省共済組合の運営に關する事項を調査審議すること。
電波規正審議會	電波の規正技術に關する事項を調査審議すること。
非常無線通信審議會	非常無線通信の運用について調査審議すること。
無線従事者資格檢定審議會	無線周波設備の運用又は操作に従事する者の資格檢定に關し、調査審議すること。

2 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む。)に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第五章 職員

(職員)

第五十二條 電氣通信省に置かれる職員については、國家公務員法の定めるところによる。

(定員)

第五十三條 電氣通信省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第六章 雜則

(権限の委任)

第五十四條 電氣通信大臣は、この法律に定める権限で細目の事項に關するものを、職務規程を定め、内部部局、地方機関及び附屬機関並びに電波廳(地方支分部局を含む。)及び航空保安廳に委任することができる。

(組織の細目)

第五十五條 電氣通信省の組織の細目については、この法律に規定するものの外、政令で、又は政令の

委任により電氣通信大臣が定める。

附 則

この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

電氣通信省設置法案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔小川原政信君登壇〕

○小川原政信君 たいだいま議題となりました郵政省設置法案並びに電氣通信省設置法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果をかいつまずんで御報告いたします。

郵政省設置法案は去る十五日、電氣通信省設置法案は十八日、本委員会に付託されましたが、委員会は、法案の重大性にかんがみ、ほとんど連日午前午後にわたり、最も熱心に、あるいは政府当局との間に質疑應答を重ね、また参考人の意見を聴取いたし、あるいは各般の資料に基きまして鋭意審査をいたしたのであります。その結果、原案を適當なりと認め、これを可決いたしました次第でございます。

政府の説明によりますと、本法案提出の理由は、七月下旬、連合國最高司令官から内閣總理大臣にあてられました書簡の趣旨に基くことにあるのであります。一言で申しますれば、從來通信省のもとに所管されておりました事務事業は、郵政と電氣通信という相異なる種類のものを一緒に取扱つて参つたところに各種の不合理、不能が生れ、これが事業全般の發達を阻害して來たのでありますから、これをこの際

三省に分割して、それ／＼合理的な組織に編成がえをいたしまして、根本的に旧來の欠点を改めようとするものが、今回本法を提出するに至りましたところの最大の眼目であります。なお、これに関連いたしまして種々なる点に改正が加えられておるのでありますが、なかんずく、監察機構に對しましての質量両面における画期的な拡充が加えられたのでございます。

詳細は會議録に譲り、これをもつて報告いたします。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 大藏委員長島村一郎君。

日本專賣公社法案 日本專賣公社法

目次

第一章 總則(第一條—第八條)	第二章 專賣事業審議會(第九條—第十三條)
第三章 役員及び職員(第十四條—第二十七條)	第四章 業務(第二十八條—第三十條)
第五章 會計(第三十一條—第四十四條)	第六章 監督(第四十五條—第四十七條)
第七章 罰則(第四十八條—第四十九條)	第八章 雜則(第五十條—第五十七條)
附則	第一章 總則
(目的)	第一條 日本專賣公社は、煙草專賣法(明治三十七年法律第十四號)、塩專賣法(明治三十八年法律第十一號)及び粗製樟腦、腦樟油專賣

法(明治三十六年法律第五號)に基き現在の國の專賣事業の健全にして能率的な実施に當ることを目的とする。

(法人格)

第二條 日本專賣公社(以下公社という)は、公法上の法人とする。

公社は、民法(明治二十九年法律第八十九號)第三十五條又は商社會社その他の社團に關する商法(明治三十二年法律第四十八號)の規定に定める商社會社ではない。

(事務所)

第三條 公社は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公社は、大藏大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四條 公社の資本金は、この法律施行の日に政府から出資される資産の額とする。政府から引き継がるべき資産の範圍は、昭和二十四

年三月三十一日において專賣局特別會計に屬し、且つ、第二十八條に掲げる業務の用に供せられ、又はこれと關係を有していた財産及び事業とする。

(登記)

第五條 公社は、政令の定めるところにより、登記しなければならぬ。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければこれをもつて第三者に對抗することができない。

(非課税)

第六條 公社には、所得税及び法人税を課さない。

2 都道府縣、市町村その他これらに準ずるものは、公社に對し地方税を課することができない。但し、鉱産税、入場税、酒消費税、電氣ガス税、木材引取税及び遊興飲食税、これらの附加税並びに遊興飲食税割については、この限りではない。

(名称の使用制限)

第七條 公社でない者は、日本專賣公社という名称又はこれに類する名称を用いることができない。

(法人に關する規定の準用)

第八條 民法第四十四條、第五十條及び第五十四條の規定は、公社に準用する。

第二章 專賣事業審議會

(專賣事業審議會)

第九條 大藏省に專賣事業審議會を置く。

2 專賣事業審議會(以下審議會という)は、第十二條第一項及び第四十六條第二項に規定する事項の外、公社の業務の運営に關し、大藏大臣の諮問に應じ、又はこれに對して意見を述べることができ

る。

3 審議會は、委員長一人及び委員六人をもつて組織する。

4 委員長及び委員は、學識経験のある者の中から、大藏大臣が任命する。

5 委員長及び委員の任期は、三年とする。但し、最初の任命に係る委員の任期は、二人については一年、二人については二年、二人に

ついては三年とする。補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員長及び委員は、再任されることができない。

7 委員長及び委員は、その勤務に對し報酬を受けない。但し、会合出席のため、又は特に公社の業務のために費された時間に対する相應の日当及び会合出席のため、又は公社の業務を命ぜられたために要する旅費の支給を受けることができる。

8 前各項に定めるものの外、審議會に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 役員及び職員

(役員)

第十條 公社に、役員として、總裁、副總裁各一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

(役員の職務権限)

第十一條 總裁は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副總裁は、總裁の定めるところにより、公社を代表し、總裁を補佐して公社の事業を掌理し、總裁に事故があるときにはその職務を代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行う。

3 理事は、總裁の定めるところにより、公社を代表し、總裁及び副總裁を補佐して公社の事務を掌理し、總裁及び副總裁に事故があるときにはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときにはその職務を行う。

4 監事は、公社の業務を監査する。

(役員の任命)

第十二條 總裁及び監事は、審議會の推薦に基き、大藏大臣が任命する。

2 副總裁及び理事は、總裁が大藏大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第十三條 總裁、副總裁及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、三年とする。但し、最初の任命に係る理事及び監事の半数の任期は、それぞれ二年とする。

(代表権の制限)

第十四條 公社と總裁、副總裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては監事が公社を代表する。

(代理人の選任)

第十五條 總裁、副總裁及び理事は、公社の職員の中から、從たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(役職員の兼職の制限)

第十六條 公社の役員は、他の営利を目的とする團體の役員となり、又は営利事業に従事してはならない。

2 公社の役員及び職員は、國會又は地方公共團體の議會議員であることができない。

(秘密保持の義務)

第十七條 公社の役員及び職員並びにこれらであつた者は、その職務に關して知つた秘密を他に洩ら

し、又は効用してはならない。

(役職員の身分)

第十八條 公社の役員及び職員は、法令により公務に従事する職員とみなす。

2 公社の役員及び職員には國家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)は、適用されない。

(職員の範囲及び資格)

第十九條 この法律において公社の職員とは、公共企業体労働関係法(昭和二十三年法律第 号)第二條第二項に規定する者をいう。

(任免の基準)

第二十條 公社の職員の任免は、すべてその者の受驗成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて行うものとする。

(給與)

第二十一條 公社の職員の給與は、その職務と責任に應ずるものでなければならぬ。

2 公社の職員の給與は、生計費並びに國家公務員及び民間事業の従業者の給與その他の事情を考慮して定めなければならない。

(降職及び免職)

第二十二條 公社の職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降職され、又は免職されることがない。

一 勤務実績がよくないとき。

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

三 その他その職務に必要な適格性を欠くとき。

四 業務量が減少し、又は経営上

やむを得ない事由が生じたとき。

(休職)

第二十三條 公社の職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、休職にされることがない。

一 心身の故障のため、長期の休養を要するとき。

二 刑事事件に関し起訴されたとき。

2 前項第一号の規定による休職の期間は、満一年とする。休職期間中その故障が消滅したときは、速やかに復職を命ずるものとし、休職のまゝ期間満了したときは、当然退職する。

3 第一項第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

4 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。休職者は、その休職の期間中俸給の三分の一を受ける。

(懲戒)

第二十四條 公社の職員が、左の各号の一に該当する場合において、懲戒は、これに対し懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができ。

一 この法律又は公社の定める業務上の規程に違反したとき。

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

2 停職の期間は、一月以上一年以下とする。

3 停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者は、その停職の期間中

その俸給の三分の一を受ける。

4 減給は、一月以上一年以下の間俸給の十分の一以下を減ずる。

(服務の基準)

第二十五條 公社の職員は、その職務を遂行するについて、法令及び公社の定める業務上の規定に従わなければならない。

2 公社の職員は、全力を挙げてその職務の遂行に専念しなければならない。但し、公共企業体労働関係法第七條の規定により職員の組合の事務に専ら従事する者については、この限りでない。

(勤務時間の延長、時間外及び休日勤務)

第二十六條 公社は、左の各号の一に該当する場合においては、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十二條又は第三十五條の規定にかかわらず、職員をしてその勤務時間をこえ、又は勤務時間若しくは休日に勤務させることができる。

一 災害その他により事故の発生したとき。

二 災害の発生が予想される場合において警戒を必要とするとき。

(公共企業体労働関係法の適用)

第二十七條 公社の職員の労働関係法に關しては、公共企業体労働関係法の定めるところによる。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十八條 公社は、第一條に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

一 葉たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しより腦及びしより腦油を買い入れること。

二 たばこ及び塩を製造すること。

三 たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しより腦及びしより腦油を販賣すること。

四 葉たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しより腦及びしより腦油の生産者の指導及び助成に關すること。

五 たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しより腦及びしより腦油の販賣者の指導及び助成に關すること。

六 葉たばこ、たばこ、たばこ用巻紙、塩、粗製しより腦及びしより腦油の輸出及び輸入を行うこと。

七 前各号に掲げる事務の外煙草專賣法、塩專賣法及び粗製煙腦、鹽腦油專賣法に定められた事項の実施に關すること。

八 前各号の業務に附帶する業務(業務方法)

第二十九條 公社は、業務開始の際、業務の方法を定めて、大藏大臣に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときもまた同様とする。

第五章 會計

(經理原則)

第三十條 公社の會計(價格及び料金に關するものを含む。以下本條中同じ。)に關しては、企業の能率的な運営を図るため公共企業体の會計に關する法律が制定施行さ

れるまでは、公社を國の行政機關とみなし、この法律又はこの法律に基く政令若しくは省令に定める場合を除く外、專賣局及び印刷局特別會計法(昭和二十二年法律第三十六号)、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)、會計法(昭和二十二年法律第三十五号)、國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)その他従前の專賣局の事業の會計に關し適用される法令の規定の例によるものとする。

2 前項の規定により公社を國の行政機關とみなす場合においては、總裁を各省各廳の長と、公社を各省各廳とみなす。但し、政令をもつて、公社を大藏省の一部局とみなす場合は、この限りでない。

(事業年度)

第三十一條 公社の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

2 公社は、毎事業年度の決算を翌年度七月三十一日までに完結しなければならない。

(予算)

第三十二條 公社は、毎事業年度の予算を作成し、大藏大臣に提出しなければならない。

2 大藏大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならぬ。

3 内閣は、前項の規定により予算を決定したときは、國の予算とともに、これを國會に提出しなければならない。

4 予算の形式、内容及び添附書類

については政令で、予算の作成及び提出の手續については太蔵大臣が定める。

(追加予算)

第三十三條 公社は、予算作成後に生じた事由に基き、必要避けることのできない場合に限り、予算作成の手續に進じ、追加予算を作成し、これを大蔵大臣に提出することができる。

2 前條第二項から第四項までの規定は、前項の規定による追加予算について準用する。

(決算)

第三十四條 公社は、毎事業年度ごとに財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算完結後一月以内に、大蔵大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 公社は、前項の規定による大蔵大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

第三十五條 公社は、予算の様式に準じ、毎事業年度の決算報告書を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

第三十六條 内閣は、前條第二項の規定により公社の決算報告書の送付を受けたときは、これを会計検査院に送付しなければならない。

た公社の決算報告書を、國の歳入歳出の決算とともに、國会に提出しなければならない。

(利益金の納付)

第三十七條 公社は、毎事業年度の利益金を國庫に納付しなければならない。

2 政府は、前項の利益金を、政令の定めるところにより、決算完結前において概算で納付させることができる。

3 第一項の利益金の計算及び納付の手續については、政令で定める。

(借入金)

第三十八條 公社は、大蔵大臣の認可を受けて、政府から長期の借入金及び一時借入金をすることができ、公社は、市中銀行その他民間から借入金をしてはならない。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて定めなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

(政府資金の貸付)

第三十九條 政府は、公社に対し資金の貸付をすることができる。

(償還計画)

第四十條 公社は、毎事業年度、第三十八條第一項の規定による長期借入金の償還計画をたて、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

(業務に係る現金の取扱)

第四十一條 公社の業務に係る現金については、法律又は政令の定め

るところにより、國庫金の取扱に關する規定による。

(會計帳簿)

第四十二條 公社は、業務の性質及び内容並びに事業運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

(財産の処分制限)

第四十三條 公社は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その所有する重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供することができない。

2 前項の重要な財産の範囲は、大蔵大臣が定める。

(會計検査)

第四十四條 公社の會計については、會計検査院が検査する。

(監督)

第四十五條 公社は、大蔵大臣が監督する。但し、公社を当事者又は参加人とする訴訟については、法務総裁が監督する。

2 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、公社に対して業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(役員解任)

第四十六條 大蔵大臣は、公社の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律、煙草專賣法、塩專賣法及び粗製樟腦、樟腦油專賣法若しくはこれらの法律に基く命令又は政府の命令に違反したとき。

二 禁こ以上の刑に処せられたとき。

三 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前各号に掲げるものの外、公社の役員として不適当と認められるとき。

2 前項第四号の規定により解任をしようとするときは、大蔵大臣は、予め審議会にはからなければならない。

(報告及び検査)

第四十七條 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、公社に対して報告をさせ、又は職員をして事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により大蔵省の職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第七章 罰則

(罰則)

第四十八條 左の場合においては、その違反の行爲をなした公社の役員は、十万円以下の罰金に処する。

一 この法律により大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第二十八條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第五條第一項の規定に基いて

発する政令に違反して登記をすることを怠り、又は不正の登記をしたとき。

四 第四十五條第二項の規定による大蔵大臣の監督上の命令に違反したとき。

五 前條の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十九條 第七條の規定に違反して、日本專賣公社という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、一年以下の禁こ又は一万円以下の罰金に処する。

第八章 雜則

(他の法令の準用)

第五十條 訴願法(明治二十三年法律第五号)、土地收用法(明治三十三年法律第二十九條)その他政令で定める法令については、政令の定めるところにより、公社を國の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(恩給)

第五十一條 この法律施行の際、現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員たる者が、引き続き公社の役員又は職員となつた場合には、同法第二十條に規定する文官であつて國庫から俸給を受ける者として勤務するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を準用する。

2 前項の規定により恩給法を準用する場合においては、恩給の給與等については、公社を行政廳とみなす。

3 第一項に規定する者又はその遺族の恩給及びこの法律施行前給與事由の生じた恩給であつて従前の專賣局特別会計において俸給又は給料を支弁した者に係るものの支拂に充てるべき金額については、公社が專賣局特別会計として存続するものとみなし、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに關する法律（昭和六年法律第八号）の規定を適用する。

4 第一項の規定により恩給法を適用する場合においては、同項において適用する恩給法第五十九條第一項の規定により公社の役員又は職員が納付すべき金額は、同項の規定にかかわらず、公社に納付するものとする。

（共済組合）
第五十二條 公社の役員及び職員は、國に使用される者で國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の規定を適用する。この場合において同法中「各省各廳」とあるのは「日本專賣公社」と、「各省各廳の長」とあるのは「日本專賣公社總裁」と、第六十九條（第一項第三号）を適用する場合を除く。）及び第九十二條中「國庫」とあるのは「日本專賣公社」と、第七十三條第二項及び第七十五條第二項中「政府を代表する者」とあるのは「日本專賣公社を代表する者」と読み替へるものとする。

2 國家公務員共済組合法第二條第二項第三号の規定による共済組合は、前項の規定により適用する同

法第二條第一項の規定により公社に設けられる共済組合となり同一性をもつて存続するものとする。

第五十三條 國庫は、公社に設けられた共済組合に対し國家公務員共済組合法第六十九條第一項第三号に掲げる費用を負担する。

第五十四條 健康保險法（大正十一年法律第七十号）第十二條第一項、厚生年金保險法（昭和十六年法律第六十号）第十六條の二及び船員保險法（昭和十四年法律第七十三号）第十五條の規定の適用については、公社の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。

（災害補償）
第五十五條 公社の役員及び職員は、國に使用される者で國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員災害補償法（昭和二十三年法律第七十号）の規定を適用する。この場合において「國（第四十二條中「國、市町村長」の國を除く。）」とあるのは「日本專賣公社」と、「會計及び「当該會計」とあるのはそれぞれ「日本專賣公社」と読み替へるものとする。

2 労働者災害補償保險法（昭和二十二年法律第五十号）第三條第三項の規定の適用については、公社の事業は、國の直營事業とみなす。

3 第一項の規定により補償に要する費用は、公社が負担する。

（失業保險）
第五十六條 失業保險法（昭和二十二年法律第四十六号）第七條の規定の適用については、公社の役

員及び職員は、國に使用される者

とみなす。
第五十七條 國庫は、公社がその役員及び職員に対し失業保險法に規定する保險給付の内容をこえる給付を行ふ場合には、同法に規定する給付に相當する部分につき同法第二十八條第一項に規定する國庫の負担と同一割合によつて算定した金額を負担する。

附則
1 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

2 公社の設立手續、國から公社への財産及び職員の引継その他この法律施行のため必要な事項は、別に法律又は政令で定める。

日本專賣公社法案（内閣提出）に關する報告書
〔都合により本号の附録に掲載〕
〔島村一郎君登壇〕

○島村一郎君 ただいま議題となりました日本專賣公社法案について、大藏委員会における審議の経過並びに結果について概略報告申し上げます。

まず、本案の概要を申し上げますと、日本專賣公社は、專賣法に基く國の專賣事業の健全にして能率的な実施に當る法人とし、資本金は、現に專賣局特別会計に屬する財産をもつて政府が出資することになつております。役員員の身分については國家公務員より除外し、職員の労働關係については公共企業体労働關係法案によることとしてあります。業務に關しては現在の專賣局と同一とし、各專賣法に基く許可、專賣、取締も公社をして行はしめることとしたてあります。次に會計整理

については、公共企業体の會計に關する法律が制定施行せられるまで公社を國の行政機關とみなし、特別に規定する場合のほかは國の會計法令の規定によることとなつております。また利益金の納付については、毎事業年度の利益金はすべて國庫に納付することとなつております。

以上、簡単に本案の要旨を申し上げますが、本案は、去る十一月十一日、本委員会に付託されたもので、十三日提案理由の説明を聴取し、十八日より質疑に入り、二十五日公聽會を開き、廣く各界の意見を聞くこととしたしました。委員会においては、これらの意見を參考とし、數回にわたつて慎重審議いたしました。詳しくは會議録に譲りたいと存じます。

かくて、二十九日質疑を打ち切りました。が、社会党の川合委員より、社会党、民主党、國民協同党の三派共同提案になる修正案が提出されました。すなわち

日本專賣公社法案に対する修正案
第九條の「學識経験のある者」の次に「葉煙草を耕作する者及び公社職員の中から」を加える。

第十六條の二のうち「及び職員」とあるを削る。

第二十六條の全文を削除する。

等であります。

次いで討論に入り、民主自由党を代表して宮澤委員は修正案に反対せられ、民主代表の荒木委員は修正案並びに修正部分を除く原案について賛成する旨を述べられ、國民協同党の内藤委員も修正案及び修正部分を除く原案

に賛成せられ、社会革新党の本藤委員及び労働者農民党の堀江實藏君は修正案及び原案に反対の意見を述べられました。次いで、本三十日採決に入り、したが、修正案は多數をもつて可決せられ、修正部分を除く原案も多數をもつて可決、よつて本案は修正可決されました。

右、御報告申し上げます。（拍手）
○議長（松岡駒吉君） 運輸委員長有田二郎君。

日本國有鐵道法案
日本國有鐵道法

第一章 總則（第一條—第八條）
第二章 監理委員會（第九條—第十七條）
第三章 役員及び職員（第十八條—第三十五條）
第四章 會計（第三十六條—第五十一條）
第五章 監督（第五十二條—第五十四條）
第六章 罰則（第五十五條）
第七章 雜則（第五十六條—第六十三條）
附則

第一章 總則
（目的）
第一條 國が國有鐵道事業特別會計をもつて經營している鐵道事業その他一切の事業を經營し、能率的な運営により、これを發展せしめ、もつて公共の福祉を増進することを目的として、ここに日本國有鐵道を設立する。

に賛成せられ、社会革新党の本藤委員及び労働者農民党の堀江實藏君は修正案及び原案に反対の意見を述べられました。次いで、本三十日採決に入り、したが、修正案は多數をもつて可決せられ、修正部分を除く原案も多數をもつて可決、よつて本案は修正可決されました。

右、御報告申し上げます。（拍手）
○議長（松岡駒吉君） 運輸委員長有田二郎君。

日本國有鐵道法案
日本國有鐵道法

第一章 總則（第一條—第八條）
第二章 監理委員會（第九條—第十七條）
第三章 役員及び職員（第十八條—第三十五條）
第四章 會計（第三十六條—第五十一條）
第五章 監督（第五十二條—第五十四條）
第六章 罰則（第五十五條）
第七章 雜則（第五十六條—第六十三條）
附則

第一章 總則
（目的）
第一條 國が國有鐵道事業特別會計をもつて經營している鐵道事業その他一切の事業を經營し、能率的な運営により、これを發展せしめ、もつて公共の福祉を増進することを目的として、ここに日本國有鐵道を設立する。

(法人格)

第二條 日本國有鐵道は、公法上の法人とする。日本國有鐵道は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十五條又は商會社その他の社團に關する商法(明治三十二年法律第四十八号)の規定に定める商會社ではない。

(業務)

第三條 日本國有鐵道は、第一條の目的を達成するため、左の業務を行う。

一 鐵道事業及びその附帶事業の經營

二 鐵道事業に關連する連絡船事業及びその附帶事業の經營

三 鐵道事業に關連する自動車運送事業及びその附帶事業の經營

四 前三号に掲げる業務を行うのに必要な探炭、發送電及び電氣通信

五 前各号に掲げる業務の外第一條の目的を達成するために必要な業務

2 日本國有鐵道は、その業務の円滑な遂行に妨げのない限り、一般の委託により、陸運に關する機械、器具その他の品物の製造、修繕若しくは調達、工事の施行、業務の管理又は技術上の試験研究を行うことができる。

(事務所)

第四條 日本國有鐵道は、主たる事務所を東京都に置く。

2 日本國有鐵道は、必要な地に從たる事務所を置く。

(資本金)

第五條 日本國有鐵道の資本金は、別に法律で定めるところにより、

昭和二十四年三月三十一日における國有鐵道事業特別會計の資産の價額に相當する額とし、政府が、全額出資するものとする。

(非課税)

第六條 日本國有鐵道には、所得税及び法人税を課さない。

2 都道府縣、市町村その他これらに準ずるものは、日本國有鐵道に對しては、地方税を課することができない。但し、釐産税、入場税、酒消費税、電氣ガス税、木材引取税及び遊興飲食税、これらの附加税並びに遊興飲食税制については、この限りでない。

(登記)

第七條 日本國有鐵道は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により、登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(民法の準用に関する規定)

第八條 民法第四十四條、第五十條及び第五十四條の規定は、日本國有鐵道に準用する。

第二章 監理委員會

(監理委員會の設置)

第九條 日本國有鐵道に監理委員會を置く。

(監理委員會の権限及び責任)

第十條 監理委員會は、第一條に掲げる目的を達成するため、日本國有鐵道の業務運営を指導統制する権限と責任を有する。

(監理委員會の組織)

第十一條 監理委員會は、五人の委員及び一人の職務上當然就任する特別委員をもつて組織する。

2 監理委員會に委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 監理委員會は、予め、委員のうちから、委員長が事故のある場合に委員長職務を代理する者を定めて置かなければならない。

(委員の任期)

第十二條 監理委員會の委員は、運輸業、工業、商業又は金融業について、廣い經驗と知識とを有する年齢三十五年以上の者のうちから、兩議院の同意を得て、内閣が任命する。

2 委員の任命において、衆議院が同意して參議院が同意しない場合には、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により、衆議院の同意をもつて兩議院の同意とする。

3 左の各号の一に該当する者は、委員であることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁戒又は懲役に処せられた者

三 國務大臣、國會議員、政府職員又は地方公共團體の議会の議員

四 政党的役員(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。)

五 日本國有鐵道に對し、物品の賣買若しくは工事の請負を業とする者、又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくは名稱の如何にかかわらず役員と

同等以上の職務若しくは支配力を有する者(任命の日以前一年間においてこれらの者であつた者を含む。)

六 前号に掲げる事業者の團體の役員又は名稱の如何にかかわらず役員と同等以上の職務又は支配力を有する者(任命の日以前一年間においてこれらの者であつた者を含む。)

(委員の任期)

第十三條 委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残存期間に在任する。

2 委員は、再任されることができない。

3 日本國鐵道創立後最初に任命される委員の任期は、任命の際において内閣總理大臣の定めるところにより、任命の日からそれぞれ一年、二年、三年、四年、五年とする。

(委員の罷免)

第十四條 内閣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合において、兩議院の同意を得て、これを罷免することができる。

2 第十二條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(委員の報酬)

第十五條 委員は、名譽職とする。但し、旅費その他業務の遂行に伴う実費は、これを受けるものとする。

(議決方法)

第十六條 監理委員會は、委員長又

は第十一條第三項に規定する委員長の職務を代理する者及び二人以上の委員の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。

2 監理委員會の議事は、出席者の過半数をもつて決する。但し、第十一條に規定する職務上當然就任する特別委員は、議決に加わることができない。

3 可否同数のときは、委員長が決する。

4 監理委員會は、日本國有鐵道の役員又は職員をその會議に出席せしめて、必要な説明を求めることができる。

5 總裁の指名する役員は、監理委員會に出席して意見を述べ、又は説明することができない。

(公務員たる地位)

第十七條 委員は、法令により公務に従事する者とみなす。

2 委員には、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)は適用されない。

第三章 役員及び職員

(役員の種類)

第十八條 日本國有鐵道の役員は、總裁、副總裁及び理事とする。

(役員の職務及び権限)

第十九條 總裁は、日本國有鐵道を代表し、その業務を總理する。總裁は、監理委員會に對し責任を負う。總裁は、第十一條に規定する職務上當然就任する監理委員會の特別委員とする。

2 副總裁は、總裁の定めるところにより、日本國有鐵道を代表し、

總裁を補佐して日本國有鐵道の業務を掌理し、總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行ふ。

3 理事は、總裁の定めるところにより、日本國有鐵道を代表し、總裁及び副總裁を補佐して日本國有鐵道の業務を掌理し、總裁及び副總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときにはその職務を行ふ。

(役員及び任期)

第二十條 總裁は、監理委員会が推薦した者につき、内閣が任命する。

2 前項の推薦は、第十六條の規定にかかわらず、委員四人以上の多数による議決によることを要する。

3 副總裁は、監理委員会の同意を得て、總裁が任命する。

4 理事は、總裁が任命する。

5 總裁及び副總裁の任期は、各四年とする。

6 總裁及び副總裁は、再任されることが出来る。

(役員及び任期)

第二十一條 第十二條第三項各号の一に該当する者は、役員であることが出来ない。

(總裁及び副總裁の罷免)

第二十二條 内閣は、總裁が心身の故障のため職務の執行がでないことを認め、又は總裁に職務上の義務違反その他總裁たるに適しない非行があると認める場合においては、監理委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

2 第二十條第二項の規定は、前項の同意に準用する。

3 總裁は、副總裁が心身の故障のため職務の執行がでないことを認め、又は副總裁に職務上の義務違反その他副總裁たるに適しない非行があると認める場合においては、監理委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

(役員及び任期)

第二十三條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第二十四條 日本國有鐵道と總裁、副總裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監理委員会は、これらの代表権を有しない役員以外の他の役員のうちから日本國有鐵道を代表する者を選任しなければならない。

(代理人の選任)

第二十五條 總裁、副總裁又は理事は、日本國有鐵道の職員のうちから、その業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行爲をする権限をもつ代理人を選任することができる。

(職員の地位及び資格)

第二十六條 この法律において日本國有鐵道の職員とは、公共企業体労働関係法(昭和二十三年法律第七号)第二條第二項に規定する者をいう。

2 第十二條第三項第三号に該当する者は、職員であることが出来ない。

る者は、職員であることが出来ない。

(任免の基準)

第二十七條 職員の任免は、その者の受驗成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて行ふ。

(給與)

第二十八條 職員の給與は、その職務の内容と責任に應ずるものでなければならぬ。

2 職員の給與は、生計費並びに國家公務員及び民間事業の従事員における給與その他の條件を考慮して定めなければならない。

(降職及び免職)

第二十九條 職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降職され、又は免職されることがない。

一 勤務成績がよくない場合

二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合

三 その他その職務に必要な適格性を欠く場合

四 業務量の減少その他經營上やむを得ない事由が生じた場合

(休職)

第三十條 職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、休職にされることがない。

一 心身の故障のため長期の休養を必要とする場合

二 刑事事件に關し起訴された場合

合

2 前項第一号の規定による休職の期間は、満一年とし、休職期間中その故障が消滅したときは、速やかに復職せしめるとし、休職のまま満期に至つたときは、當然退職者とする。

かに復職せしめるとし、休職のまま満期に至つたときは、當然退職者とする。

3 第一項第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

4 休職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。休職者は、休職の期間中俸給の三分の一を受ける。

(懲戒)

第三十一條 職員が左の各号の一に該当する場合においては、總裁は、これに對し懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることが出来る。

一 この法律又は日本國有鐵道の定める業務上の規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

2 停職の期間は、一年以上一年以下とする。

3 停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者は、その停職の期間中俸給の三分の一を受ける。

4 減給は、一月以上一年以下俸給の十分の一以下を減ずる。

(服務の基準)

第三十二條 職員は、その職務を遂行するに關して、誠実に法令及び日本國有鐵道の定める業務上の規程に従わなければならない。

2 職員は、全力をあげて職務の遂行に専念しなければならない。但し、公共企業体労働関係法第七條の規定により、専ら職員の組合の事務に従事する者については、この限りでない。

事務に従事する者については、この限りでない。

(勤務時間の延長、時間外及び休日勤務)

第三十三條 日本國有鐵道は、左の各号の一に該当する場合においては、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十二條、第三十五條又は第四十條の規定にかかわらず、その職員をして、勤務時間をこえ、又は勤務時間外若しくは休日に勤務させることができる。

一 災害その他により事故が発生したとき。

二 災害の発生が予想される場合において、警戒を必要とするとき。

三 列車(自動車、船舶を含む。)が遅延したとき。

(公務員たる性質)

第三十四條 役員及び職員は、法令により公務に従事する者とみなす。

2 役員及び職員には、國家公務員法は適用されない。

(公共企業体労働関係法の適用)

第三十五條 日本國有鐵道の職員の労働関係に關しては、公共企業体労働関係法の定めるところによる。

第四章 會計

(経理原則及び運賃)

第三十六條 日本國有鐵道の會計及び財務(運賃の設定及び変更に關するものを含む。)に關しては、鐵道事業の高効率に役立つような公共企業体の會計を規律する法律が制定施行されるまでは、日本國有

第五十條 運輸大臣が、第四十條第一項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書の承認を行うとき、及び第四十四條第一項又は第三項の規定による借入金に関する認可を行うときは、大藏大臣にはからなければならぬ。

(會計検査)

第五十一條 日本國有鉄道の會計については、會計検査院が検査する。

第五章 監督

(監督者)

第五十二條 日本國有鉄道は、運輸大臣が監督する。

(監督事項)

第五十三條 左に掲げる事項は、運輸大臣の許可又は認可を受けなければならない。

一 鐵道新線の建設及び他の運輸事業の譲受

二 日本國有鉄道に關連する連絡船航路又は自動車運送事業の開始

三 營業線の休止及び廢止

(監督上の命令及び報告)

第五十四條 運輸大臣は、公共の福祉を増進するため特に必要があると認めるときは、日本國有鉄道に對し監督上必要な命令をすることができる。

2 運輸大臣は、監督上必要があると認めるときは、日本國有鉄道に對し報告をさせることができる。

第六章 罰則

(罰則)

第五十五條 總裁、副總裁又は總裁の職務を行ひ若しくは總裁を代理

する理事が左の各号の一に該当するときは、その業務に対する責任に應じて、十萬円以下の罰金に処する。

一 この法律により、主務大臣の認可又は許可を受けるべき場合に受けなかつたとき。

二 第三條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第七條第一項の規定に基いて発する政令に違反して登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。

四 前條第一項の規定に基く命令に違反したとき。

五 前條第二項の規定に基く報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

第七章 雑則

(恩給)

第五十六條 この法律施行の際、現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員たる者が、引き続き日本國有鐵道の役員又は職員となつた場合には、同法第二十條に規定する文官であつて國庫から俸給を受ける者として勤続するものとみなし、当分の間これに恩給法の規定を適用する。

2 前項の規定により恩給法を適用する場合においては、恩給の給與等については、日本國有鐵道を行政とみなす。

3 第一項に規定する者又はその遺族の恩給及びこの法律施行前給與事由の生じた恩給であつて従前の國有鐵道事業特別会計(旧帝國鐵

道会計を含む。)において俸給又は給料を支弁した者にかかるものの支拂に充てるべき金額については、日本國有鐵道が國有鐵道事業特別会計として存続するものとみなし、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに關する法律(昭和六年法律第八号)の規定を適用する。

4 第一項の規定により恩給法を適用する場合において、同項において適用する恩給法第五十九條第一項の規定により日本國有鐵道の役員又は職員が納付すべき金額は、同項の規定にかかわらず日本國有鐵道に納付すべきものとする。(共済組合)

第五十七條 日本國有鐵道の役員及び職員は、國に使用されるもので國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定を適用する。この場合において、同法中「各省各縣」とあるのは「日本國有鐵道」と、「各省各廳の長」とあるのは「日本國有鐵道總裁」と、第六十九條(第一項第三号)を適用する場合を除く。及び第九十二條中「國庫」とあるのは「日本國有鐵道」と、第七十三條第二項及び第七十五條第二項中「政府を代表する者」とあるのは「日本國有鐵道を代表する者」と読み替へるものとする。

2 國家公務員共済組合法第二條第二項第八号の規定による共済組合は、前項の規定により適用する同法第二條第一項の規定により日本

國有鐵道に設けられる共済組合となり同一性をもつて存続するものとする。

第五十八條 國庫は、日本國有鐵道に設けられた共済組合に対し、國家公務員共済組合法第六十九條第一項第三号に掲げる費用を負担する。

第五十九條 健康保險法(大正十一年法律第七十号)第十二條第一項、厚生年金保險法(昭和十六年法律第六十号)第十六條の二及び船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)第十五條の規定の適用については、日本國有鐵道の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。(災害補償)

第六十條 日本國有鐵道の役員及び職員は、國に使用されるもので、國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員災害補償法(昭和二年法律第 号)の規定を適用する。この場合において、「國」(第四十二條中「國、市町村長」の國を除く。)とあるのは「日本國有鐵道」と、「會計」とあるのは「日本國有鐵道」と読み替へるものとする。

2 労働者災害補償保險法(昭和二十二年法律第五十号)第三條第三項の規定の適用については、日本國有鐵道の事業は、國の直營事業とみなす。

3 第一項の規定により補償に要する費用は、日本國有鐵道が負担する。

(失業保險)
第六十一條 失業保險法(昭和二十

二年法律第四十六号)第七條の規定の適用については、日本國有鐵道の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。

第六十二條 國庫は、日本國有鐵道がその役員及び職員に対し失業保險法に規定する保險給付の内容をこえる給付を行う場合には、同法に規定する給付に相当する部分につき同法第二十八條第一項に規定する國庫の負担と同一割合によつて算定した金額を負担する。(他の法令の適用)

第六十三條 道路運送法(昭和二十二年法律第九十一号)、電氣事業法(昭和六年法律第六十一号)、土地收用法(明治三十三年法律第二十九号)その他の法令(國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)を除く。)の適用については、この法律又は別に定める法律をもつて別段の定をした場合を除く外、日本國有鐵道を國と、日本國有鐵道總裁を主務大臣とみなす。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

(財産の承継)

2 國有鐵道事業特別会計の資産は、この法律施行の日日本國有鐵道に引き継ぐものとする。(日本國有鐵道設立の手續その他)

3 日本國有鐵道設立の手續、財産及び従業員政府から日本國有鐵道への引継の手續その他この法律施行のために必要な事項は別に法律又は政令をもつて定める。

日本國有鐵道法案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔有田二郎君登壇〕

○有田二郎君 ただいま議題となりました日本國有鐵道法案について、運輸委員會における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、十一月十一日、本委員會に付託され、翌十二日、政府より提案理由の説明を聴取して以来、委員會を開くこと十五回、その間、十一月二十日には公聴會を開いて、本法案について學識経験者及び利害關係者の意見を聴取するなど、特に慎重審議をいたしたのであります。

本法案の趣旨を簡単に申し述べたいと思いますが、本法案は、去る七月二十二日、連合軍最高司令官より日本政府に発せられた書簡に基き、國家公務員法の改正に關連して、現在國有鐵道事業特別会計をもつて經營している鐵道事業その他一切の事業を公共企業体とするため日本國有鐵道を設立し、その能率的な運営によつてこれを發展せしめ、公共の福祉の増進をはからんとするものであります。同時に行政と現業とを分離して運輸省の機構を整備する結果ともなるものであります。

次に、質疑應答の概略を申し上げます。いと存じますが、質疑の重点是、まず

第一に、公共企業体としての形態とその運営能率について、日本国有鉄道は現在の国有鉄道事業をそのまま運輸省から独立させたにすぎないが、この程度の改革で、はたしてよく能率的な運営を期し、独立採算制を確立し得るものかという点、第二には、日本国有鉄道の会計及び財務について、新たに法律を制定施行せられるまで、従来国有鉄道事業に適用されていた諸法規をそのまま適用することになつてゐるが、これで企業経営の合理化と自主化を期待できるかという点等に集中せられたいのであります。

続いて、本日午後一時三分から委員会を開催して、討論に入りました。討論の内容については会議録に譲りたいと思ひます。

かくて、討論を終局して採決に入り、社会党提出の修正案を否決し、多数をもつて原案の通り可決いたしました次第であります。

以上をもつて報告を終ります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。佐々木更三君。——申合せの時間を厳守して下さい。

「佐々木更三君登壇」
○佐々木更三君 私、日本社会党を代表いたします。……

「発言する者多し」
○議長(松岡駒吉君) 静粛に願ひます。

○佐々木更三君(続) ただいま議題となりました日本専賣公社法案に對しましては、委員長報告の通り賛成をいたします。日本国有鉄道法案、郵政省設

置法案、電氣通信省設置法案に對しましては、委員長報告に反對するものでございます。(拍手)

その理由は、郵政省設置法案、電氣通信省設置法案は、その事業の管理機構が、マツカーサー・ブーランによる今回の行政機構改革に便乗して著しく龐大にして、官僚勢力の増強をはかり、事業の民主化と能率化を阻害するものでありと断定せざるを得ないのであります。(拍手)かつ、この法案は、下級従業員を公務員法で縛り、さらに機構で縛つて、その結果は従業員の自主的、民主的な協力をはばむものがあると思ふのでございます。

特に日本国有鉄道法案は、従来の國營の鉄道を新しい企業体に編成することによつて、その民主化と社会化の方向をとることによつて、その能率を上げなければならぬのであります。しかるに、この法案は、その機構はまったく依然として鉄道の鐵道總局——一部局を分離した形態にとどまつて、その機構全体は、まったく旧態依然たる官僚機構そのままであることに、まづ私は絶対に反對の意を表するものであります。

特に、新しいこの公共企業体は、労働問題の解決のかぎといつても過言ではありません。新しい産業機構は、労働の積極的にして自主的な協力がなければ、断じてその効果をあげることはできないのであります。しかるに、この法案は、その労働関係に對しましては、労働基準法によつて定められたところの労働者の権利を蹂躪するばかりではございません。新しく公共企業体労働関係法が、この企業と労働者と

の関係を、第八條によつて、労働協約によつて自主的に解決することを定めようとしてゐるのであります。この労働協約の制定は、言うまでもなく、これは企業と労働との協力関係に對するところの奨励規定とも見なければならぬのであります。しかるに、この法案は、第三十三條によりまして、労働基準法が、当然災害その他の場合にありましては……

○議長(松岡駒吉君) もう一分しかありません。——もう一分しか時間がありません。

○佐々木更三君(續) 労働時間を延長することができぬにもかかわらず、ことさらに、この会社の定款にも比すべきところの法案において、この労働者の当然持つところの権利を拘束し、さらに婦人、少年に對してまで無制限使用しようとすることは、明らかに日本の労働政策を逆轉させるものであつて、わが日本社会党は、断固として反對しなければならぬのであります。(拍手)

その他あげれば、あらゆる点において、この法案は、ずさんであり、官僚的であり、非能率的であり、われわれは、かかる法案はこれを返上し、政府はあらためて来るべき第四回國會に、眞に國民の納得の行くような完全なる法案を提出し、われわれは議員の権能を盡してこれを審議することが適當と考えるのであります。日本国有鉄道法案、郵政省設置法案並びに電氣通信省設置法案の委員長報告に對しましては反對の意思を表明する次第でございませう。(拍手)

○中曾根康弘君登壇
「中曾根康弘君」 ただいま一括議題となりました四法案並びにその修正案に對して、民主黨を代表いたしました賛意を表する次第であります。(拍手)
日本国有鉄道法案並びに日本専賣公社法案は、従来の國有國營企業を一括して公共企業体に改編し、もつて企業の民主化と能率化と、それから独立採算制へ一歩前進せんとする試みでありまして、この点について、われわれは賛意を表する次第であります。
次に、郵政省並びに電氣通信省設置法案につきましては、文化國家として世界的水準に肉迫せんとする意図、また特に郵便業務の信用性を確保し、従来の官廳機構並びに機能に一大刷新を加え、能率主義と合理主義を徹底せしめんとする意図を持つておる点において、われわれは賛意を表する次第であります。

しかしながら、この際特に政府の御注意を喚起したいと思ふのであります。特に大臣の有する監督権と企業経営権と、それから労働権の調和を、円滑に実施していただくたいといふことでもあります。主管大臣は、公共企業体に對しては監督権を有するのでありますが、團體交渉権あるいは協約権等につきましては、ある程度の監督権を有するようであります。これが労働権の健全なる確保について支障を來すことなきよう運用を希望するものであります。

次に、行政整理を要望されておる折柄、公共企業体の簡素化と労務管理の合理化をはかり、すみやかに独立採算

制の基礎を確立していただきたいと思ふのであります。

第三番目には、この公共企業体の改編にあつて資産評價の問題があると思ふのであります。厳正的に資産評價を行い、いやくも國民から指彈されることがないように、とりはかられたのであります。

郵政省並びに電氣通信省に關しましては、現在の國力から見ますと、かなり不相應な機能と機構を有する歴大なる官廳のように考えられるのであります。特に行政整理を要望せられておりますから、この点は慎重に考えなければならぬのであります。本法案制定の経緯並びに世界的水準に肉迫せんとする雄圖において、われわれは賛成したものであります。経費の節約と機構の合理化をはかり、もつて國民の期待に沿うような郵政省並びに電氣通信省を設置して、すみやかに文化國家としての態勢を整備されたいことを希望して、賛成の討論といたします。

(拍手)
○議長(松岡駒吉君) 高瀬傳君。

「高瀬傳君登壇」
○高瀬傳君 ただいま上程せられました日本国有鉄道法案及び日本専賣公社法案、郵政省・電氣通信省設置法案等に對し、社会革新黨を代表して反對の意見を表明するものであります。

まず、日本国有鉄道法案について申し上げますに、本法案は、その基礎を、本年七月政府の受領せるマツカーサー元師の書簡に置くものであります。その書簡によりまして、事業を運営管理するため、適當なる方法によりパブリック・コーポレーションを組

織せらるべきである、とのみ指示せられております。

諸君御承知の通り、パブリック・コーポレーションは、大きな幅があり、全額國家負担であれば、大半民間資本のものもあり、また株式組織のものもあれば、しからざるものもあります。國鉄をこの形式のいかなるコーポレーションにするかは、日本政府の選択にまかされておるものと解せられるのであります。國鉄の機構をいかに改編すべきかは、眞に慎重を要する次第であります。

そも、國有鉄道再建の主眼は、ずこにあるか。そのおもなる目的は、事業の民主化であり、經營の合理化、能率化にあると存じます。しかるに、今同政府より提案に相なりましたる日本國有鉄道法案につき、運輸大臣は、その提案理由を次のごとく述べられております。すなわち、でき上つたものは國の機関と大差ないものとなり、公共企業体本来の内容を完備しているとは言ひ得ないと言われており、また運輸の合理化と民主化に必要な措置が必ずしも整備されたとは言いがたいと述べられております。その案は、依然として官僚によつて經營せられ、事業の經營の民主化と合理化、能率化によつて独立採算制具現に一步を進め、赤字克服に光明を與えるような、何らの考慮が拂われていないのであります。すなわち要約すれば、公共企業体労働關係法案の提出により従事員の労働組合關係の規律を定めたるほか、監理委員會を設けて國有鉄道の業務運営を指導統制する権限と責任とを有せしめております。政府の説明によれば、これは

諸問題でもなく、意思決定機関でもない、一種妙な機関のように思われるが、その運用はいかにせらるるか、さぶる不明であります。

要約して申し上げれば、いたずらに監督機關を設けて運輸大臣の監督と監理委員會の監督と二重の監督機關を設け、また重要な會計制度については何ら改善が加えられていないのであります。すなわち、運賃の決定権は國會に、予算、決算は國會の承認を必要とし、その新線の建設、財産の譲渡交換は運輸大臣の認可にかかつており、独立採算制の具現には一步も進んでいないのであります。また企業体の伸縮性もなく、米英のパブリック・コーポレーションとは、まったく趣を異にする次第であります。これを要約するに、労働關係の法規は、一部の特例を除いては公共企業体労働關係法案にまづめられ、従業員は公務員法のわく外になつたこと、監理委員會を新設して強力なる發言権を與へたこと以外、現存の鉄道總局と事実上何ら相違なく、かくのごとくば、國有鉄道の民主化、能率化、合理化は、まづたく企圖するを得ず、國民の期待に沿わない次第であります。

よつてわれわれは、本案に全面的に反対せざるを得ない次第であります。なおあわせて、日本專賣公社法案及び郵政省・電氣通信省設置法案の三案に對しても、同様の趣旨により、わが黨としては反対するものであります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 堀江實藏君。

〔堀江實藏君登壇〕

○堀江實藏君 ただいま上程されました四つの法案に對しまして、労働者農民黨を代表して、委員長報告に反對するものであります。

まず、電氣通信省設置法案及び郵政省設置法案について申し上げます。省設置法案に對して申し上げますならば、これは通信省を二分した法案でありまして、ただ機構を複雑にしたにすぎない。郵政省の關係におきましては、前の機構よりも約八倍の大きな機構になつておる。電氣通信省の方は約七倍に高級官僚がふえており、一方、ほんとうに働く人は二分の一くらいになつておるといふ、官僚温存の機構改悪であるという意味において、この法案に對しましては絶対反對するものであります。

次に、日本國有鉄道法案及び日本專賣公社法案につきましては、これは鉄道總局を、あるいは事務局をそのまま移行したものであつて、まづ簡便によるところの公共企業体の性質が全然盛られていない。從來、國營企業としての國有鉄道なり、あるいは專賣事業は、封建的、官制的機構の温存と官僚的經營の色彩が強かつたことは、皆さんが御承知の通りであります。この公共企業体になることによつて、いささかもこれが民主化し、あるいは能率化していないという点を、われわれは重視しておるのであります。なお、この二つの法案におきまして、労働基準法の精神を拒否して、總裁なんかの権限を強化し、労働者を不当に圧迫するといふ点も、また見のがしてはならないところの重大な点であります。

なお、日本國有鉄道法案に對しましては、社會黨から修正案が出ましたが、これは企業体の民主化なり、あるいは能率化には断然寄與していないという点におきまして、この修正案に對しても断固反對するものであります。以上をもちまして、簡單であります。四つの法案に對する反對意見を表現したものであります。

○議長(松岡駒吉君) 林百郎君。

〔林百郎君登壇〕

○林百郎君 私は、電氣通信省設置法案、郵政省設置法案、日本專賣公社法案、日本國有鉄道法案の四法案に對し、共產黨を代表して、次の五つの理由をもつて反對するものであります。

第一には、この四法案によつて、こゝに電氣通信省設置法案、郵政省設置法案等に見られるごとく、企業を解体的な結合を破壊してしまふ。たとえば、同一通信事業の中に電氣通信と郵政と二つに分離するといふことは、明らかに有機的な結合を破壊することになると思ふのであります。

その次に、第二としましては、採算の上から申しましても不合理が生ずると思ふのであります。大体、電氣通信部門は多く赤字を出すのであります。郵政部門は赤字を出しておるのであります。そこで、もし独立採算制を強化するといふことになりましますならば、郵政事務の統合整理というやうな問題が生ずると思ふのであります。やはり、電氣通信事業の赤字と郵政事業の赤字との合理的な結合によつて採算の合理性がとれると思ふのであります。この点も、採算の上から言つて大きな不合理性をもたらしと思ふのであります。

第三としましては、この日本國有鉄

道法案あるいは日本專賣公社法案等に見えますところの監理委員會制度あるいは審議會制度等に見られる独占金融資本の制衡、すなわち日本國有鉄道法案の第十二條によりまします、監理委員會の委員は運輸業、工業、商業または金融業について廣く経験と知識を有する者であります。これは明らかに金融資本あるいは重要産業独占資本がこの國家企業を制衡するといふ結果に導くことになつておると思ふのであります。

その次に、この企業の中の赤字を生む採算上非常に有利な事業を独占資本が制衡することによつて、たとえば通信部門に見えらるごとく、通信資本の外資への結びつき、あるいは通信資本の規格の面における外國依存というやうな形で、この独占資本の制衡、重要企業を買収化への第一歩になる危険があると思ふのであります。(拍手)

その次に第五として、最後の理由としましては、これらの諸法案が結局労働組合運動に及ぼす影響としては、これが分裂と弾圧と労働強化をもたらす結果になると思ふのであります。たとえば、日本國有鉄道法案の従業員は、これを公共企業体労働關係法案で取締する、一般の公務員と別個な形で取締する、一のこと、あるいは同じ通信従業員であるが、電氣通信部門と郵政部門との従業員を区別するといふやうなことは、明らかに労働組合を分裂することになると思ふのであります。同時に、これが單なるライン・オルガニゼーションであつて、横のつながりは全然禁止されておるといふ点において、この四法案は、いずれも労働組合の分裂と弾圧をもたらすものと思ふのであります。

○議長(松岡駒吉君) 林君、あと一分であります。

○林百郎君(続) ことに日本専賣公社法案のごときは、葉タバコの農民に対する低価格の收購と、これが製造の過程における女工の奴隷的な收購の結果、おの／＼労働者に対しての労働強化をもたらす結果になると思うのであります。

私は、最後に結論として、こういう國家的な重要企業を合理的に、能率的に運営するためには、民主人民政権のもとにおける國營人民管理以外にないということをお断言いたしまして、この四法案に反対の意を表するものであります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 先ほどの堀江君の発言中不穏当の言辞があれば、速記録を取調べの上、適当に処置をとることにいたします。(拍手)

これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。まず郵政省設置法案及び電氣通信省設置法案の両案につき採決いたします。両案の委員長報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

次に日本専賣公社法案につき採決いたします。本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつ

て本案は委員長報告の通り決しました。

次に日本國有鉄道法案につき採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

國家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○今村忠助君 この際、内閣提出、國家公務員法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて國家公務員法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。人事委員長角田幸吉君。

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

この法律中別に定める場合を除き、「人事委員会」を「人事院」に、「人事委員長」を「人事院総裁」に、「人事委員」を「人事官」に、「事務局」を「事務総局」に、「事務局長」を「事務総長」

に、「人事委員会規則」を「人事院規則」に、及び「内閣総理大臣」を「内閣」に改める。但し、國家公務員法附則第二條中「事務局」、「事務局長」及び「内閣総理大臣」は、これを改めない。

(この法律の目的及び効力)

第一條 この法律は、國家公務員たる職員について適用すべき各般の根本基準を確立し、職員がその職務の遂行に當り、最大の能率を発揮し得るように、民主的な方法で、選拔され、且つ、指導されるべきことを定め、以て國民に對し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。

この法律は、もつぱら日本國憲法第七十三條にいう官吏に關する事務を掌理する基準を定めるものである。

何人も、故意に、この法律、人事院規則又は人事院指令に違反し、又は違反を企て若しくは共謀してはならない。又、何人も、故意に、この法律、人事院規則又は人事院指令の施行に關し、虚偽行為をなし、若しくはなそうと企て、又はその施行を妨げてはならない。

この法律のある規定が、効力を失ひ、又はその適用が無効とされても、この法律の他の規定又は他の關係における適用は、その影響を受けることがない。

この法律の規定が、従前の法律又はこれに基く法令と矛盾し又は、い、触する場合には、この法律の規定が、優先する。

規定が、優先する。

(一般職及び特別職)

第二條 國家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

一般職は、特別職に屬する職以外の國家公務員の一切の職を包含する。

特別職は、左に掲げる職員の職とする。

一 内閣総理大臣

二 國務大臣

三 人事官及び検査官

四 内閣官房長官

五 内閣官房次長

六 政務次官

七 連絡調整中央事務局局長

規定する一般職に屬するか特別職に屬するかを決定する権限を有する。

この法律の規定は、この法律の改正法律により、別段の定がなされない限り、特別職に屬する職には、これを適用しない。

政府は、一般職又は特別職以外の勤務者を置いてその勤務に對し俸給、給料その他の給與を支拂つてはならない。

前項の規定は、政府又はその機關と外國人の間に、個人的基礎においてなされる勤務の契約には適用されない。

(設置)

第三條 この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成するため人事院を設け、この法律實施の責に任せしめる。

國家公務員に關する事務を掌理するため、内閣の所轄の下に人事院を置く。人事院は、この法律に定める基準に従つて、内閣総理大臣に報告しなければならない。

人事院は、この法律に従ひ、左に掲げる事項について職員に關する諸般の方針、基準、手続、規則及び計画を整備、調整、総合及び指示し、且つ、立法その他必要な措置を勧告する。

一 職階、給與、重復給與、給與準則、試験、資格要件、募集、任用候補者名簿、任用候補者の提示、採用、條件附任用期間、臨時の任用、非常勤任用、重復任用、宣贊、昇任、降任、轉任、復職、配置轉換、退職、恩給、

見職、人員の減少、勤務成績の
評定、人事行政用語の定義及び
これらに関連する事項

二 勤務時間、休暇、休職、保健、
安全、元氣回復、教育訓練、厚
生、素行、政治的活動、私企業
からの隔離、秘密の保持、規律、
離職、公正な取扱、分限、保障、
行政的措置の要求、苦情の処
理、公務傷病に対する補償、政
府の人事行政に関する調査、研
究及び監察並びにこれらに関連
する事項

三 人事記録及び人事統計並びに
この法律、人事院規則及び人事
院指令に従つて給與が支拂われ
ているかどうかを確かめるための
給與簿の監理及び検査

四 人事主任官會議の開催
五 その他法律に基きその権限に
属せしめられた事項

この法律により、人事院が処置
する権限を與えられている行政部
門においては、人事院の決定及び
処分は、その定める手続により、
人事院によつてのみ審査される。
前項の規定は、法律問題につき
裁判所に出訴する権利に影響を及
ぼすものではない。

(職員)
第四條 人事院は、人事官三人をも
つて、これを組織する。
人事官のうち一人は、總裁とし
て命ぜられる。

人事院は、事務総長及び予算の
範圍内においてその職務を適切に
行つたため必要とする職員を任命す
る。

人事院は、その内部機構を管理
する。國家行政組織法（昭和二十
三年法律第二十号）は、人事院
には適用されない。

第五條第五項中「一年」を「五年」
に、「政党の役員」を「政党の役員、
政治的顧問その他これらと同様な政
治的影響力をもつ政党員」に改め、
同條第六項中「若しくは高等学校に
おける同一学科（学科の区分のない
大学については同一学部）を創る。
第七條第三項但書を創る。
第八條第一項本文を次のように改
める。

人事官は、左の各号の一に該当
する場合を除く外、その意に反し
て罷免されることがない。

同條第一項第三号を次のように改
め、第三項但書及び第六項を創る。
三 任期が満了して、再任されず
又は人事官として引き続き十二
年在任するに至つた場合
(俸給)

第十條 人事官は、國務大臣と同じ
基礎に基き給與を受けるものと
し、人事官に支拂われる給與の總
額は、いずれの國務大臣が受ける
給與の總額よりも少くしてはなら
ない。

第十一條第二項中「会務」を「院務」
に改める。
(人事院會議)
第十二條 定例の人事院會議は、人
事院規則の定めるところにより、
少なくとも一週間に一回、一定の
場所において開催することを常例
としなければならない。

人事院會議の議事は、すべて議
事録として記録しておかなければ
ならない。

前項の議事録は、幹事がこれを
作成する。

人事院の事務処理の手続に関し
必要な事項は、人事院規則でこ
れを定める。

事務総長は、幹事として人事院
會議に出席する。

人事院は、左に掲げる権限を行
う場合においては、人事院の議決
を経なければならない。

一 人事院規則の制定及び改廢
二 第十三條の規定による應急予
備金の支出

三 第二十二條の規定による關係
廳の長に対する勧告
四 第二十三條の規定による國會
及び内閣に対する意見の申出

五 第二十四條の規定による國會
及び内閣に対する報告
六 第二十九條の規定による職階
制の立案

七 第三十六條（第三十七條にお
いて準用する場合を含む。）の
規定による選考基準の決定及び
選考機關の指定

八 第四十八條の規定による試験
機關の指定
九 第六十條の規定による臨時的
任用及びその更新に対する承
認、臨時的任用に係る職員の員
数の制限及びその資格要件の決
定並びに臨時的任用の取消（人
事院規則の定める場合を除く。）
十 第六十三條の規定による給與
準則の立案

十一 第六十七條の規定による給
與準則の改訂案の作成
十二 第七十二條の規定による關
係廳の長に対する勧告及び表彰
又は矯正方法に関する立案（人
事院規則の定める場合を除く。）
十三 第八十七條の規定による事
案の判定

十四 第九十二條の規定による処
分の判定
十五 第九十五條の規定による補
償に関する重要事項の立案
十六 第一百三條の規定による異議
の申立についての判定

十七 第八十八條の規定による恩給
に関する重要事項の立案
十八 その他人事院の議決により
その議決を必要とされた事項
(事務總局及び予算)

第十三條 人事院に事務總局及び法
律顧問を置く。
事務總局の組織及び法律顧問に
関し必要な事項は、人事院規則で
これを定める。

人事院は、毎會計年度の開始前
に、次の會計年度においてその必
要とする経費の要求書を國の予算
に計上されるように内閣に提出し
なければならない。この要求書に
は、土地の購入、建物の建造、事
務所の借上、家具、備品及び消耗
品の購入、係給及び給料の支拂そ
の他この法律を完全に実施するた
め必要なあらゆる役務及び物品に
関する経費が計上されなければな
らない。

昭和三十七年三月三十一日まで

は、前項の経費の中には、應急予
備金が設けられなければならない
い。應急予備金は、總裁がこれを
管理する。應急予備金を支出する
には、人事院の議決を経なければ
ならない。

内閣が、人事院の経費の要求書
を修正する場合においては、人事
院の要求書は、内閣により修正さ
れた要求書とともに、これを國會
に提出しなければならない。
人事院は、國會の承認を得て、
その必要とする地方の事務所を置
くことができる。

(事務總長)
第十四條 事務總長は、總裁の職務
執行の補助者となり、その一般的
監督の下に、人事院の事務上及び
技術上のすべての活動を指揮監督
し、この法律の目的を達成するた
めの諸般の計画を樹立し、人事院
の職員について計画を立て、募
集、配置及び指揮を行い、又、こ
の法律の目的を達成するために必
要な、適當で、且つ、法令の規定
に従つた諸般の措置を行い、人事
院會議の幹事及び人事主任官會議
の議長となる。

事務總長は、次官と同じ基礎に
基き給與を受けるものとし、事務
總長に支拂われる給與の總額は、
いずれの次官が受ける給與の總額
よりも少くしてはならない。但し、
法律に定める家族手当及び超過勤
務手当については、この限りでは
ない。

(人事院の職員の兼職禁止)
第十五條 人事官及び事務總長は、

他の官職を兼ねてはならない。
(人事院規則及び人事院指令)

第十本條 人事院は、この法律の執行に關し必要な事項について、人事院規則を制定し、人事院指令を發し、及び手続を定める。人事院は、いつでも、適宜に、人事院規則を改廢することが出来る。
人事院規則及びその改廢は、官報をもつて、これを公布する。

人事院は、この法律に基いて人事院規則を制定し又はその他の措置を行うことができる事項について、人事院規則がない場合及び人事院規則を実施するため、人事院指令を發することが出来る。
(給與の支拂の監視)

第十八條 人事院は、職員に対する給與の支拂を監視する。
職員に対する給與の支拂は、人事院規則又は人事院指令に反してこれを行つてはならない。

第十九條 第四項中「第二項の規定による」を「總理廳、各省その他の機關によつて作成保管された」に改める。
第二十一條中「重要でないものについて」を「人事院規則の定めるものについて」に改める。

第二十二條第二項中「及び人事の交流」を、「人事の交流その他勞力活用に関する事項」に改める。
(法令の制定改廢に關する意見の申出)

第二十三條 人事院は、この法律の目的達成上、法令の制定又は改廢に關し意見があるときは、その意見を國會及び内閣に同時に申し出なければならぬ。

第二十四條第一項を次のように改める。
人事院は、毎年、國會及び内閣に對し、業務の状況を報告しなければならない。

第二十七條中「又は門地」を、「門地又は第三十八條第五号に規定する場合を除くの外政治的意見若しくは政治的所屬關係」に改める。
(情勢適應の原則)

第二十八條 この法律に基いて定められる給與、勤務時間その他勤務條件に關する基礎事項は、國會により、社會一般の情勢に適應するように、隨時これを変更することが出来る。その變更に關しては、人事院においてこれを報告することとを怠つてはならない。
人事院は、毎年、少くとも一回、俸給表が適當であるかどうかについて國會及び内閣に同時に報告しなければならない。給與を決定する諸條件の変化により、俸給表に定める給與を百分の五以上増減する必要があると認められるときは、人事院は、その報告にあわせて、國會及び内閣に適當な報告をしなければならない。

第二十九條第二項中「に應じて定めた職種別に、且つ、職務の」を「及び」に改め、「定めた等級別に」を削り、同條第三項中「職種及び等級を同じくする」を「同一の内容の雇用條件を有する同一の職級に属する」に改め、同條第四項中「この法律の実施前に」を削り、同條に次の一項を加える。

政府職員の給與實施に關する法律(昭和二十三年法律第四十六号)第十四條の規定による職務の分類は、これを本條その他の條項に規定された計画であつて、且つ、この法律の要請するところに適合するものとみなし、その改正が人事院によつて報告され、國會によつて制定されるまで効力をもつものとする。
第三十條第一項を次のように改める。
職階制は、實施することが出来るものから、逐次これを実施する。

第三十一條第一項中「職階制を実施することとなつた場合において」を「職階制を実施するにあつては」に、及び「職種及び等級」を「職級」に改める。
(職階制によらない官職の分類の禁止)

第三十二條 一般職に属するすべての官職については、職階制によらない分類をすることはできない。
(任免の根本基準)

第三十三條 すべて職員の任用は、この法律及び人事院規則の定めるところにより、その者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて、これを行う。
人事院は、試験を採用試験、昇任試験又はその兩者を兼ねるもののいずれとするかを適宜決定する。

職員の免職は、法律に定める事由に基いてこれを行わなければならない。

前三項に規定する根本基準の實施につき必要な事項は、この法律に定のあるものを除いては、人事院規則でこれを定める。
(用語の定義)

第三十四條 人事院は、この法律の施行上必要とする用語の定義、説明及び使用について、人事院規則でこれを定める。
第三十六條第一項中「職種及び等級」を「官職」に改め、同條第三項を削る。

第三十七條第一項を次のように改める。
職員の昇任は、その官職より下位の官職の在職者の間における競争試験(以下試験という。)によるものとす。但し、人事院は、必要と認めるときは、試験を受ける者の範圍を、適宜制限することができる。

第三十八條第四号中「第百九條又は第百十條第三号」を「第百九條から第百十一條まで」に改める。
第四十二條中「職種及び等級に應じ」を削る。

第四十四條中「職種及び等級」を「官職」に改める。
第四十五條中「目的とし、その内容は、實際的なものであることを要する。」を「目的とする」に改める。

第四十七條第二項中「職種及び等級」を「官職」に改め、「試験科目及びその各科目の比重、」を削り、同條第三項中「事項が漏れなく判明することできるように、」を「事項を周知させることができるように、」に改め、同條に次の一項を加える。

改め、同條に次の一項を加える。
人事院は、公告された試験又は實施中の試験を、取り消し又は変更することができる。
第五十條中「職種及び等級に應じ、」を削る。
第五十一條中「職種及び等級の」を削る。
第五十二條中「職種及び等級の」を削る。
第五十四條中「その全部又は一部を」を「これを」に改める。
(任命権者)

第五十五條 任命権は、法律に別段の定めがある場合を除いては、内閣、各大臣(内閣總理大臣、法務總裁及び各省大臣をいう。以下同じ。)會計検査院長及び人事院總裁並びに各外局の長に属するものとする。
これらの機關の長の有する任命権は、その部内の機關に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直屬する機關に属する官職に限られる。但し、外局の長に對する任命権は、各大臣に属する。

前項に規定する機關の長たる任命権者は、その任命権を、その部内の上級の職員に限り委任することが出来る。この委任は、その効力が發生する日の前に、書面をもつて、これを人事院に提示しなければならない。
この法律、人事院規則及び人事院指令に規定する要件を備えない者は、これを任命し、雇用し、昇任させ若しくは轉任させてはならない。

ず、又はいかなる官職にも配置してはならない。

第五十六條に次の但書を加える。

但し、昭和二十六年七月一日前においては、人事院は、人事院の議決によつて、いかなる官職についても、その選任の範囲を高点順の志望者四人以内に制限することができる。

(條件附任用期間)

第五十九條 一般職に属するすべての官職に対する職員の採用又は昇任は、すべて條件附のものとし、その職員が、その官職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。

條件附採用に關し必要な事項又は條件附採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、人事院規則でこれを定める。

第六十條第二項中「職種又は等級により、」を削り、同條第三項中「前二項の規定」の下に「又は人事院規則」を加え、同條第五項中「これに基いて発する政令及び」を削る。

第六十一條中「任命権者が、」の下に「この法律及び人事院規則に従い、」を加える。

第六十二條第二項を次のように改める。

前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。

第六十四條第二項を次のように改める。

俸給表は、生計費、民間におけ

る賃金その他の人事院の決定する適當な事情を考慮して定められ、且つ、等級又は職級ごとに明確な俸給額の幅を定めていなければならない。

第六十五條第一項第一号中「同一等級」を「同一の等級又は職級」に改め、同項第五号中「常時勤務を要しない官職の上に」扶養家族の数に「を加える」。

第六十六條第一項中「職種及び等級を」を「職級」に改め、同條第二項を削る。

第六十八條第三項中「政令又は」を削る。

第六十九條及び第七十條中「法令又は人事委員会規則」を「法令、人事院規則又は人事院指令」に改める。

第七十二條第三項中「これを内閣総理大臣に提出しなければならない」を「これを」に改め、適當な措置を講じなければならない」に改める。

第七十五條第一項中「法律」の下に「又は人事院規則」を加える。

(離職)
第七十七條 職員の離職に關する規定は、この法律及び人事院規則でこれを定める。

第七十八條第一号中「拳がらない」を「よくない」に改め、同條第三号中「職種又は等級の」を削り、同條に次の一号を加える。

四 官制若しくは定員の改廢又は予算の減少により離職又は過員を生じた場合

第七十九條中「左の各号の一に該当する場合」の下に「又は人事院規則

で定めるその他の場合」を加える。
第八十條第一項を次のように改める。

前條第一号の規定による休職の期間は、人事院規則でこれを定める。

休職期間中その事故の消滅したときは、休職は當然終了したものとし、すみやかに復職を命じなければならない。

同條第二項の次に次の一項を加え、第三項中「休職者は、その休職の期間中俸給の三分の一を受ける。」を「休職者は、その休職の期間中、給與進則で別段の定めをしない限り、何等の給與を受けてはならない。」に改める。

いかなる休職も、その事由が消滅したときは、當然に終了したものとみなされる。

第八十一條第一項第三号を削り、第四号を第三号に改め、同條第三項を削る。

第八十三條第一項を次のように改める。

停職の期間は、一年をこえない範囲内において、人事院規則でこれを定める。

同條第二項中「その停職の期間中俸給の三分の一を受ける。」を「第九十二條の規定による場合の外、停職の期間中給與を受けることができな

い。」に改め、同條第三項を削る。

第八十四條に次の一項を加える。

人事院は、この法律に規定された調査を経て職員を懲戒手続に付することができる。

(刑事裁判との關係)
第八十五條 懲戒に付せらるべき事

件が、刑事裁判所に係属する間においても、人事院又は人事院の承認を経て任命権者は、同一事件について、適宜に、懲戒手続を進めることができる。この法律による懲戒処分は、当該職員が、同一又は関連の事件に關し、重ねて刑事上の訴追を受けることを妨げない。

(調査の結果採るべき措置)
第九十二條 前條に規定する調査の結果、処分を行ふべき事由のあることが判明したときは、人事院は、その処分を承認し、又はその裁量により修正しなければならない。

前條に規定する調査の結果、その職員に処分を受けるべき事由のないことが判明したときは、人事院は、その処分を取り消し、職員としての権利を回復するために必要で、且つ、適切な処置をなし、及びその職員がその処分によつて受けた不当な処置を是正しなければならぬ。人事院は、職員がその処分によつて失つた俸給の弁済を受けるように指示することができる。

前二項の判定は、最終のものであつて、人事院規則の定めるところにより、人事院によつてのみ審査される。

(補償制度の立案及び実施の責務)
第九十五條 人事院は、なるべくすみやかに、補償制度の研究を行い、その成果を内閣に提出するとともに、その計画を実施しなければならない。

(法令及び上司の命令に従う義務並びに職員の團體)
第九十八條 職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

職員は、組合その他の團體を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。職員は、これらの組織を通じて、代表者を自ら選んでこれを指名し、勤務條件に關し、及びその他社的厚生の活動を含む適法な目的のため、人事院の定める手続に従い、当局と交渉することができる。但し、この交渉は、政府と團體協約を締結する権利を含まないものとする。すべて職員は、職員の團體に属してはいないという理由で、不満を表明し又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

職員は、前項の組合その他の團體について、その構成員であること、これを結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと、又はその團體における正当な行爲をしたことのために不利益な取扱を受けたない。

警察職員、消防職員(國家消防廳の職員を含むものとする。)及び海上保安廳又は監獄において勤務する職員は、第二項に規定する職員の團體を結成し、及びこれに加入することができない。

職員は、政府が代表する使用者としての公衆に対して同盟罷業、怠業その他の争議行爲をなし、又

は政府の活動能率を低下させる意
業的行爲をしてはならない。又、
何人も、このような違法な行爲を
企て、又はその遂行を共謀し、そ
そのかし、若しくはあつてはな
らない。

職員で同盟罷業その他前項の規
定に違反する行爲をした者は、そ
の行爲の開始とともに、國に對
し、法令に基いて保有する任命又
は雇用上の權利をもつて、對抗す
ることができない。

第二項の組合その他の団体は、
これを法人とすることが出来る。
民法（明治二十九年法律第八十九
号）及び非訟事件手続法（明治三
十一年法律第十四号）中民法第三
十四條に規定する法人に関する規
定は、本項の法人についてこれを
準用する。但し、これらの規定中
「主務官廳」とあるのは、「人事院」
と読み替へるものとする。

前項の規定は、人事院で扱わ
れる調査又は審理の際人事院から
求められる情報に關しては、これ
を適用しない。何人も、人事院の
権限によつて行われる調査又は審
理に際して、秘密の又は公表を制
限された情報を陳述し又は証言す
ることを人事院から求められた場
合には、何人からも許可を受ける
必要がない。人事院が正式に要求
した情報について、人事院に對し
て、陳述及び証言を行わなかつた
者は、この法律の罰則の適用を受
けなければならない。

（職務に専念する義務）
職員は、政務その他の政治的團
体の役員、政治的顧問、その他こ
れらと同様な役割をもつ構成員と
なることができない。
第百三條第二項を次のように改め
る。

第百一條 職員は、人事院規則の定
める場合を除いては、その勤務時
間及び職務上の注意力のすべてを
その職責遂行のために用い、政府
がなすべき責任を有する職務にの
み従事しなければならない。職員
は、人事院規則の定める場合を除
いては、官職を兼ねてはならない。
職員は、官職を兼ねる場合にお
いても、それに対して給與を受け
てはならない。

前項の規定は、地震、火災、水
害その他重大な災害に際し、当該
官廳が職員を本職以外の業務に従
事させることを妨げない。
職員は、政府から給與を受けな
がら、職員の団体のため、その事
務を行い、又は活動してはならな
い。但し、職員は、人事院によつ
て定められた條件又は事情の下に
おいて、第九十八條の規定により
認められた行爲をすることができ
る。

第百二條第一項中「これらの行爲
に關與してはならない。」を「これ
らの行爲に關與し、あるいは選挙権
の行使を除く外、人事院規則で定め
る政治的行爲をしてはならない。」に
改め、同條第二項中「人事委員会規
則で別段の定をした場合は、」を削
り、同條第三項を次のように改め
る。

職員は、政務その他の政治的團
体の役員、政治的顧問、その他こ
れらと同様な役割をもつ構成員と
なることができない。
第百三條第二項を次のように改め
る。

職員は、離職後二年間は、営利
企業の地位で、その離職前五年間
に在職していた國の機關と密接な
關係にあるものにつくことを承諾
し又はつてはならない。
第百四條中「その他の事業に従事
し、若しくは事務を行うには、その
所轄廳の長の許可を要する。」を、
その他いかなる事業に従事し、若しく
は事務を行うにも、人事院及びその
職員の所轄廳の長の許可を要する。」
に改める。

（職員の職務の範囲）
第百五條 職員は、職員としては、
法律、命令、規則又は指令による
職務を担当する以外の義務を負わ
ない。
第百八條第三項中「健全な基礎の
もとに」を「健全な保険数理を基礎と
して」に改める。

第百九條 左の各号の一に該当する
者は、一年以下の懲役又は三万円
以下の罰金に処する。
一 第五條に規定する資格を有し
ない人事官の任命に同意した閣
員
二 第七條第三項の規定に違反し
て任命を受諾した者
三 第八條第三項の規定に違反し
て故意に人事官を罷免しなかつ
た閣員
四 人事官の欠員を生じた後六十
日以内に人事官を任命しなかつ
た閣員（此の期間内に兩議院の
同意を経なかつた場合には此の
限りでない。）
五 第十五條の規定に違反して官
職を兼ねた者

第六十六條第二項の規定に違反
して故意に人事院規則及びその
改訂を官報に掲載することを意
図した者
七 第十九條の規定に違反して故
意に人事記録の作成、保管又は
改訂をしなかつた者
八 第二十條の規定に違反して故
意に報告しなかつた者
九 第二十七條の規定に違反して
差別をした者
十 第四十七條第三項の規定に違
反して試験の公告を怠り又はこ
れを抑止した職員
十一 第八十三條第一項の規定に
違反して停職を命じた者
十二 第九十二條の規定によつて
なされる人事院の判定、処置又
は指示に故意に従わなかつた者
十三 第百條第一項又は第二項の
規定に違反して秘密を漏らした
者
十四 第百三條の規定に違反して
営利企業の地位についた者
十五 附則第十一條の規定に違反
して臨時的任用の期間を延長し
た任命権者
第百十條 左の各号の一に該当する
者は、三年以下の懲役又は十万円
以下の罰金に処する。
一 第二條第六項の規定に違反し
た者
二 第十條又は第十四條の規定に
違反して給與を支拂つた者
三 第十七條第二項の規定による
証人として喚問を受け虚偽の陳
述をした者

四 第十七條第二項の規定により
証人として喚問を受けた正当の
理由がなくてこれに應ぜず、又
は同項の規定により書類又はそ
の写の提出を求められ正当の理
由がなくてこれに應じなかつた
者
五 第十七條第二項の規定により
書類又はその写の提出を求めら
れ、虚偽の事項を記載した書類
又は写を提出した者
六 第十八條の規定に違反して給
與を支拂つた者
七 第三十三條第一項の規定に違
反して任命をした者
八 第三十九條の規定による禁止
に違反した者
九 第四十條の規定に違反して虚
偽行爲を行つた者
十 第四十一條の規定に違反して
受驗若しくは任用を阻害し又は
情報を提供した者
十一 第六十三條第一項又は第六
十六條の規定に違反して給與を
支給した者
十二 第六十八條の規定に違反し
て給與の支拂をした者
十三 第七十條の規定に違反して
給與の支拂について故意に適當
な措置をとらなかつた人事官
十四 第八十三條第二項の規定に
違反して停職者に俸給を支給し
た者
十五 第八十六條の規定に違反し
て故意に勤務条件に関する行政
措置の要求の申出を妨げた者
十六 第九十八條第四項の規定に
違反して職員の団体を結成した
者

四 第十七條第二項の規定により
証人として喚問を受けた正当の
理由がなくてこれに應ぜず、又
は同項の規定により書類又はそ
の写の提出を求められ正当の理
由がなくてこれに應じなかつた
者
五 第十七條第二項の規定により
書類又はその写の提出を求めら
れ、虚偽の事項を記載した書類
又は写を提出した者
六 第十八條の規定に違反して給
與を支拂つた者
七 第三十三條第一項の規定に違
反して任命をした者
八 第三十九條の規定による禁止
に違反した者
九 第四十條の規定に違反して虚
偽行爲を行つた者
十 第四十一條の規定に違反して
受驗若しくは任用を阻害し又は
情報を提供した者
十一 第六十三條第一項又は第六
十六條の規定に違反して給與を
支給した者
十二 第六十八條の規定に違反し
て給與の支拂をした者
十三 第七十條の規定に違反して
給與の支拂について故意に適當
な措置をとらなかつた人事官
十四 第八十三條第二項の規定に
違反して停職者に俸給を支給し
た者
十五 第八十六條の規定に違反し
て故意に勤務条件に関する行政
措置の要求の申出を妨げた者
十六 第九十八條第四項の規定に
違反して職員の団体を結成した
者

四 第十七條第二項の規定により
証人として喚問を受けた正当の
理由がなくてこれに應ぜず、又
は同項の規定により書類又はそ
の写の提出を求められ正当の理
由がなくてこれに應じなかつた
者
五 第十七條第二項の規定により
書類又はその写の提出を求めら
れ、虚偽の事項を記載した書類
又は写を提出した者
六 第十八條の規定に違反して給
與を支拂つた者
七 第三十三條第一項の規定に違
反して任命をした者
八 第三十九條の規定による禁止
に違反した者
九 第四十條の規定に違反して虚
偽行爲を行つた者
十 第四十一條の規定に違反して
受驗若しくは任用を阻害し又は
情報を提供した者
十一 第六十三條第一項又は第六
十六條の規定に違反して給與を
支給した者
十二 第六十八條の規定に違反し
て給與の支拂をした者
十三 第七十條の規定に違反して
給與の支拂について故意に適當
な措置をとらなかつた人事官
十四 第八十三條第二項の規定に
違反して停職者に俸給を支給し
た者
十五 第八十六條の規定に違反し
て故意に勤務条件に関する行政
措置の要求の申出を妨げた者
十六 第九十八條第四項の規定に
違反して職員の団体を結成した
者

四 第十七條第二項の規定により
証人として喚問を受けた正当の
理由がなくてこれに應ぜず、又
は同項の規定により書類又はそ
の写の提出を求められ正当の理
由がなくてこれに應じなかつた
者
五 第十七條第二項の規定により
書類又はその写の提出を求めら
れ、虚偽の事項を記載した書類
又は写を提出した者
六 第十八條の規定に違反して給
與を支拂つた者
七 第三十三條第一項の規定に違
反して任命をした者
八 第三十九條の規定による禁止
に違反した者
九 第四十條の規定に違反して虚
偽行爲を行つた者
十 第四十一條の規定に違反して
受驗若しくは任用を阻害し又は
情報を提供した者
十一 第六十三條第一項又は第六
十六條の規定に違反して給與を
支給した者
十二 第六十八條の規定に違反し
て給與の支拂をした者
十三 第七十條の規定に違反して
給與の支拂について故意に適當
な措置をとらなかつた人事官
十四 第八十三條第二項の規定に
違反して停職者に俸給を支給し
た者
十五 第八十六條の規定に違反し
て故意に勤務条件に関する行政
措置の要求の申出を妨げた者
十六 第九十八條第四項の規定に
違反して職員の団体を結成した
者

十七 何人たるを問はず第九十八條第五項前段に規定する違法な行爲の遂行を共謀し、そのかし、若しくはあおり、又はこれらの行爲を企てた者

十八 第百條第四項の規定に違反して陳述及び証言を行わなかつた者

十九 第百二條第一項に規定する政治的行爲の制限に違反した者

二十 任命権者で、附則第九條第一項の規定による臨時的使用を終了させなかつた者

前項第八号に該当する者の收受した金銭その他の利益は、これを没收する。その全部又は一部を没收することができないときは、その價額を追徴する。

第百十一條 第百九條第一号、第三号より第五号まで及び第十三号又は第百十條第一項第一号から第七号まで、第九号から第十六号まで、第十八号及び第二十号に掲げる行爲を企て、命じ、故意にこれを容認し、そのかし又はそのほう助をした者は、それぞれ各本條の刑に処する。

附則第一條第二項を削り、同條第三項中「附則の規定」を「罰則及び附則の規定」に、及び「法律又は人事委員会規則」を「法律、人事院規則又は人事院指令」に改める。

附則第二條第五項を次のように改める。

人事院設置の際現在に在職する委員長及び委員は、この法律により人事官の任命があるまでは、人事

官の地位に在るものとみなし、その間は、委員長は、人事院總裁の職務を行うものとする。委員長及び委員は、人事官が任命されたときは、退職するものとし、その場合においては、委員長は、遅滞なくその事務を人事院總裁に引き継がなければならぬ。人事官の任命は、人事院設置後五日以内に、これを行わなければならない。

同條第八項の次に次の一項を加える。

臨時人事委員会の職員は、人事院が設置されたときは、六月の間人事院の職員として條件附で任用されたものとし、その期間を良好に終了したときは、この法律に基く試験又は選考に合格し、且つ、この法律に基く手続によつてその官職を保持するものとみなされ、正式に任命されたものとする。本項のいかなる規定も、人事院の職員に對し、附則第九條の規定の適用を免除するものではない。

附則第三條を次のように改める。

第三條 第五條第六項にいう大学学部には、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学学部及び旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含むものとする。

附則第九條から附則第十一條までを次のように改める。

第九條 人事院の指定する日において、次官、局長、次長、課長及び課長補佐その他これらに準ずる官職で人事院の指定するものに在任するものは、人事院規則の定める

ところにより、その官職に臨時的に任用されたものとみなす。この臨時的使用は、昭和二十三年七月一日から三年をこえることができず、且つ、その期限前においても人事院規則又は人事院指令により、終了させることができる。人事院は、隨時それらの官職に準ずる官職を追加して指定し、本條の規定を適用しなければならぬ。

人事院は、公務の適切な運営のため、いかなる官職に在任する職員に對しても、適宜試験を実施し、これを轉退職させることができる。

人事院は、昭和二十三年七月一日から二年以内に、前項に規定する官職について、この法律に基き必要な試験を実施しなければならぬ。

第十條 前條第一項の規定により指定される官職以外の官職に在任する職員は、人事院の指定する日において、その在任する官職に對し、この法律に基く手続によつて、資格を與えられたものとみなし、すべてこれに人事院規則を適用する。

第十一條 任命権者は、昭和二十六年七月一日前においては、人事院の承認を得て、且つ、人事院規則に從い、第六十條第一項に規定する臨時的使用の期間を延長することができぬ。

附則第十三條中「外交官、領事官その他の在外職員、学校教員、裁判所の職員、檢察官その他の」を削り、附則に次の二條を加える。

第十五條 人事院は、昭和二十六年七月一日前においては、都道府縣、市その他地方公共團體の人事機関が、この法律によつて確立された原則に沿つて設置され、且つ、運営されるように協力し、及び技術的助言をなすことができる。

第十六條 労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及び船員法（昭和二十二年法律第百号）並びにこれらの法律に基いて発せられる命令は、第二條の一般職に属する職員には、これを適用しない。

第一次改正法律附則

第一條 この法律は、公布の日から、施行する。但し、改正後の國家公務員法第十三條第三項から第五項までの規定は、昭和二十四年度以後の會計年度について適用し、この附則第六條の規定及びこの附則第七條中船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第十條の改正規定は、別に人事院規則で定める日から適用する。

第二條 國家公務員法第百二條第二項の改正規定施行の際、職員で現に公選による公職に在る者は、昭和二十四年二月一日以前にその公職を退いて辞表の寫及びその辭表が受理され、且つ、その効力を生じたことを公に証明する書面を人事院に添付しない限り、その日に於いてその官職を失うものとする。

第三條 一般職に属する職員に關し

では、別に法律が制定実施されるまでの間、國家公務員法の精神に即ちせず、且つ、同法に基く法律又は人事院規則で定められた事項に矛盾しない範囲内において、労働基準法及び船員法並びにこれらに基く命令の規定を準用する。但し、労働基準監督機關の職權に關する規定は、一般職に属する職員の勤務條件に關しては、準用しない。

2 前項の場合において必要な事項は、人事院規則で定める。

第四條 職員を主たる構成員とする労働組合又は團體で、國家公務員法附則第十六條の規定が適用される日において、現に存するものは、引き続き存続することができ、これらの團體は、すべて役員の手続を定め、その他その組織、目的及び手続において、この法律の規定に従わなければならない。これらの團體は、人事院の定める手続により、人事院に登録しなければならない。

2 前項の組合又は團體に關して必要な事項は、法律又は人事院規則で定める。

第五條 國家公務員法附則第十六條の規定施行前になした同條に掲げる法令の規定に違反する行爲に關する罰則の適用については、同條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六條 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「労働大臣」を

「人事院」に改め、同條第二項を削り、同條第三項を第二項に改め、同項中第一項を「前項」に改め、「國の官吏その他の職員は、」の下に「國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）が適用されるまでは」を加える。

第七條 船員職業安定法の一部を次のように改正する。

第一條中「海上企業」を「政府以外の海上企業（以下海上企業という。）」に改め、同條に次の一項を加える。

2 政府の業務に従事する船舶に雇用され、俸給、給料、報酬及びその他の給與を國庫より受ける船員の募集、資格要件及び採用は、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の規定による。

第八條中第二項の次に次の一項を加える。

3 職員に関する事務は、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の規定による。

第十條中「運輸大臣」を「人事院」に改める。

第二十八條に次の一項を加える。

船員教育機関の人事の管理は、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の規定による。

第八條 昭和二十三年七月二十二日附内閣總理大臣宛連合國最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令（昭和二十三年政令第二百一十一号）は國家公務員に關しては、その効力を失う。

2 前項の政令がその効力を失う前

になした同令第二條第一項の規定に違反する行為に關する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九條 この法律施行の際、他の法令中「人事委員会」、「人事委員長」、「人事委員及び人事委員規則」とあるのは、それぞれ「人事院」、「人事院総裁」、「人事官」及び「人事院規則」と読み替へるものとする。

第十條 人事院設置の際、現に臨時人事委員会の職員である者は、別に辭令を發せられない限り、そのまま人事院の各相當の職員となるものとする。人事院の事務局長の職は、臨時人事委員会の事務局長の職に相當するものとする。

第十一條 國會及び裁判所の職員は、昭和二十六年十二月三十一日までこの法律の定める一般職に屬する職員とする。

第十二條 官吏懲戒令（明治三十二年勅令第六十三号）、高等試験委員及び普通試験委員官制（大正七年勅令第九号）、高等試験令（昭和四年勅令第十五号）、一級官吏銓衡委員會官制（昭和十六年勅令第四号）、昭和二十年勅令第七十七号（二級事務官吏の任用資格の特例に關する件）、二級事務官吏銓衡委員會官制（昭和二十年勅令第七十八号）及び高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法（昭和二十三年法律第五十三号）並びにこれらに基く命令は、この法律施行の日から廢止する。但し、高等試験令

は、裁判所法（昭和二十二年法律

第五十九号）、第六十六條及び弁護士法（昭和八年法律第五十三号）第三條の試験に關する限り、又、高等試験委員會は、その第三部に關する限り、昭和二十三年十二月三十一日までは、従前の法律に定められた條件の下に存続するものとする。

2 この法律施行の際、現に前項に規定する法令によつて設置された委員會の事務にもつぱら従事している職員は、その日において、辭令を用いることなく、その職を免ぜられるものとする。

國家公務員法の一部を改正する法律案内閣提出に關する報告書
〔都合により本号の附録に掲載〕
〔角田幸吉君登壇〕

○角田幸吉君 ただいま議題となりました國家公務員法の一部を改正する法律案につきまして、委員會の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。御承知のごとく、本法律案が、去る十一月九日、本委員會に付託されました以來、この法案の重要性と特殊性とにかんがみ、當委員會は連日その審査に當り、今日までに本委員會を閉會すること実に十五回、本委員會と労働委員會との連合審査會を開會すること四回、公聴會を開くこと二回にして、本日その審査を終了した次第であります。

本法案の提案理由につきましては、本月十日の本會議において政府より説明があり、これに対し四日間にわたり

質疑應答を電ねておりますので、ここ

には、本案の趣旨の説明はこれを省略することにいたしました。まず委員會に現われました質疑の概要を申し上げます。

本法案の重要性にかんがみ、質疑應答はきわめて活発に行われたのであります。その詳細は、これまた會議録によつて御承知いただくこととし、ここには特に重要と信する質疑の五点について申し上げます。

まず第一は、國家公務員の爭議権及び団体協約締結権を否認し、政治活動を極端に制限せんとするこの法案は、憲法によつて保障された國民の基本的人權を侵害する結果となり、憲法違反のおそれなきかの質疑であります。

これに対する政府當局の答弁は、本法案は憲法第十二條及び第十五條第二項の精神にのっとり、かつまた「書簡に基いて、戦後日本の社会経済の混乱を基に、戦後日本の社会経済の混乱から立案されたものであつて、憲法に違背するものとは考えない、要は労働者の愛國心に訴えて、その労働力を戦後日本の再建に沿わしめることを目的とするものである、という趣旨のものであります。

その第二は、改正案に見られる人事院の権限強化は、一部官僚の独善專横の原因をなして種々弊害を招き、また人事院規則及び人事院指令の制定権の擴張は、憲法上行き過ぎとなるおそれなきかの質疑であります。この点に關する政府當局の答弁は、「書簡にいわゆる準司法的機關たる性格を付與し、人事行政を公正公平に行わなければならない、その権限を強化したのである

が、人事院は憲法上内閣の一般的監督

のもとに立つものであるから、その運営に特に留意して、かかる弊害を防止し得るものと信する、また人事行政は多分に特殊性と技術性を持つゆえに、重要事項は法律をもつて押えて、その他のことは人事院規則に委任したのであるが、その運用に特によろしきを期する、との趣旨のものであります。

その第三は、この改正案が國家公務員の服務規律を嚴ならしめようとするのあまり、公務員の基本的人權を制限して、これに對して刑罰をもつて臨みながら、公務員の厚生福祉についての規定については見るべきものもなく、な

かなく公務員の給與に關し、内閣に對する人事院の勸告権には確固たる保障がなされておらずではないかという質疑であります。これに對する政府當局の答弁は、國家公務員の爭議権の禁止、団体交渉権及び政治活動に對する制限は、前述のごとき憲法の精神にのっとり、また「書簡の精神及び内容に基き、國家公務員たるの性格を明らかにしたもので、公務員の厚生福祉に關しては、これこそ人事院設置の眼目であつて、本法案の各所にその精神が現われているのであり、またその運営において特に留意し、その保障に遺憾なきを期すべきところであり、給與勸告権は十分内閣において尊重するべきものであり、かつまた、現に國家財政を勘案しつつ善処すべく慎重検討しつつあるところである、との趣旨のものであつたのであります。

第四に、改正案においては、特別職の範圍を政治的任命を必要とする少数のものに縮小し、從來特別職に包括さ

れた現業職員とか單純勞務者をば一般職の中に統括しているが、その理由いかんという質疑であります。これに對し政府當局は、現業職員及び單純勞務者を一般職としたことは、これらもまた國家公務員であるという点において他の國家公務員と同様の服務規律を要求したこと、この一般職のわく内に統括して、その厚生福祉につき、これに保護を與えようとした趣旨にほかならないのであるが、これらのものの特種性によつて、その任務を円滑に遂行せしめられぬ場合があるとすれば、別に法律または人事院規則をもつて特別を定め、善処する用意をもつてゐる、また、いわゆる公共企業體職員の労働關係については特別法を制定しようとするのである旨の答弁を行つたのであります。

第五に、國家公務員の新給與に関する予算は、本法案の裏づけとなるべきもので、これを一括して國會に提出するべきものと信するが、政府ははたして今國會に新給與に関する予算を提出する用意があるかとの質疑であります。これに對して政府當局は、本國會に對し、國家公務員の新給與に関する予算をば、できるだけすみやかに提出する用意がある旨の答弁をなしたのであります。

最後に、民主黨の高橋順一君より修正案の提出がありましたので、まず本修正案について説明を求めました。

その修正案のおもなる内容は、本法が國家公務員の福祉及び利益を保護するためのものであることを明確に規定し、人事官に不適任の者のありたる場合は、この者に対する彈劾訴追權を國會に持たせることとし、なお人事院をして國會に對しても諸般の報告をなさしめることとし、さらに國家公務員で現に公選による公職にある者の兼職禁止に伴う離職を緩和せしめんとするのであります。

次いで、本案及び修正案を一括して討論に付しました。討論におきましては、民主自由黨の根本龍太郎君及び國民協同黨の大島多藏君より、おの／＼賛成の旨の発言があり、また日本社會黨の菊川忠雄君、社會革新黨の水野實郎君、労働者農民黨の玉井祐吉君及び日本共產黨の徳田球一君よりは、いづれも反對の旨の発言がありました。討論を終局し採決に入りまして、まず高橋順一君提出の修正案について採決いたしました、多数をもつてこの修正案を議決いたしました。次いで、修正部分を除いた本案について採決いたしました、これまた多数をもつて可決いたしました次第であります。なお詳細は會議録によつてごらん願います。

以上、簡單ながら御報告申し上げけます。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。赤松勇君。

○赤松勇君 私は、日本社會黨を代表いたしまして、ただいま議題となつております國家公務員法一部改正に関する法律案に對しまして、絶対に反對の意を表する次第であります。

先般人事委員会におきまして、吉田内閣總理大臣は、私の質問に對しまして次のような発言をされておるのであります。

〔発言する者あり〕

すなわち、八月十日のわが黨政務調査会の発表によります國家公務員法に對するところのわれ／＼の見解、マ書簡に對するわれ／＼の見解、これが中央執行委員会におきまして確認され、さらには十月七日の、わが黨の決議機關であります中央委員会におきまして、満場一致、次のように再確認されておるのであります。

その内容を申し上げますならば、われ／＼は、この書簡が、書簡全体として、まことに弾力性に富み、幅のあるものであることを十分に看取し得るものである。従つて、この書簡を曲解して、不必要な施策をもつて日本の民主化をはばみ、健全な労働運動を不当に抑圧するやうなことがあつてはならない。保守的政黨の中に絶えずくすぶつてゐる労働組合運動彈圧の觀念が、これを機會に表面化し、官公廳職員の團結結束そのものを全面的に禁止し、さらにこれを一般民間企業に押し進めようとする企圖に對しましては、われわれは断固反對せざるを得ないのである。われ／＼は、この書簡を契機として、日本の民主主義の確立をはかり、労働組合運動の健全なる発達を促進する立場から、國家公務員法改正問題に對しましては、次のような態度をとるということを明白にする。

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願います。

一、労働者の基本的人權は、公務員の場合でも原則として尊重されねばならぬことを確認する。

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願います。

二、日本の公務員は、國家機關の一部として行動するいわゆる官吏のほかに、勤務を提供することを主体とする多数の下級官公廳從業者を含む特殊な実情にあるから、労働者の團結権、団体交渉その他の団体行動権を、みだりに制限すべきではない。

三、國家の公益を擁護するために政府職員に課せられた特別の制限があるという事實は、政府に對し、常に政府職員の福祉並びに利益のために十分な保護の手段を講じなければならぬ義務を負わしているであつて、政府は公務員に對し、その生活を保障しなればならない。

四、封建的官僚主義の打破、官廳機構の民主化は公務員の健全なる労働組合運動の発達にまつとともに、その運動の自由と水準は、廣く國際的に認められた労働者の權利に照應せしめられなければならない。

五、公務員が公的立場において、國家機關の一部として行動する場合、その個人として有する基本的人權の行使と調和し得ない明確な條件のもとにおいてのみ、その基本的人權に對する制約があることはやむを得ない。

○議長(松岡駒吉君) 赤松君、もう時間であります。

○赤松勇君(續) 再建のために闘うべきである。かくして、國民諸君の支持を得て保守陣營の陰謀は粉碎されるであらう。

○赤松勇君(續) 再建のために闘うべきである。かくして、國民諸君の支持を得て保守陣營の陰謀は粉碎されるであらう。

○赤松勇君(續) 再建のために闘うべきである。かくして、國民諸君の支持を得て保守陣營の陰謀は粉碎されるであらう。

○赤松勇君(續) 再建のために闘うべきである。かくして、國民諸君の支持を得て保守陣營の陰謀は粉碎されるであらう。

○赤松勇君(續) 再建のために闘うべきである。かくして、國民諸君の支持を得て保守陣營の陰謀は粉碎されるであらう。

○赤松勇君(續) 再建のために闘うべきである。かくして、國民諸君の支持を得て保守陣營の陰謀は粉碎されるであらう。

○赤松勇君(續) 再建のために闘うべきである。かくして、國民諸君の支持を得て保守陣營の陰謀は粉碎されるであらう。

○赤松勇君(續) 再建のために闘うべきである。かくして、國民諸君の支持を得て保守陣營の陰謀は粉碎されるであらう。

○赤松勇君(續) 再建のために闘うべきである。かくして、國民諸君の支持を得て保守陣營の陰謀は粉碎されるであらう。

○赤松勇君(續) 再建のために闘うべきである。かくして、國民諸君の支持を得て保守陣營の陰謀は粉碎されるであらう。

任がある。われ／＼は、三千七百円ペー
スを、單に予算單價として一應認めた
ものであつて、これが將來にわたり維
持できないことは、すでに声明した通
りである。これがすなわち、十月のわ
が党中央委員会において……

○議長(松岡駒吉君) 簡単に願いま
す。

〔発言する者多く、議場騒然〕
○議長(松岡駒吉君) 静肅に願いま
す。――結論をつけてください。

○赤松勇君(続) 全会一致、明確にさ
れました、いわゆるマツカサにびに國家
公務員法に対するわが党の基本的態度
であるのであります。

私は、この際諸君に言う。われ／＼
は、この通り内閣が政令を出し、
あるいは國家公務員法の制度に関しま
して……

〔発言する者多し〕
○議長(松岡駒吉君) 静肅に願いま
す。

○赤松勇君(続) 芦田内閣と関係方面
とが折衝を続けられておりましたが、
當時は國會が開かれておらず、従つ
て、わが党といたしましては……

〔発言する者多し〕
○議長(松岡駒吉君) 静肅に願いま
す。

○赤松勇君(続) この問題を、政府そ
のものがどうであろうとも、國會にお
いて……

〔発言する者多し〕
○議長(松岡駒吉君) 静肅に願いま
す。

○赤松勇君(続) 聞わなければならな
いという態度をもつて、今日まで及ん
だのである。われ／＼が國會において

これを審議することが、なぜいけない
のか。

〔発言する者多し〕
○議長(松岡駒吉君) 静肅に願いま
す。

○赤松勇君(続) これは、われ／＼の
自由である。われ／＼は、この基本的
態度に立つて、本法律案の修正を要求
するものであります。

〔発言する者多し〕
○議長(松岡駒吉君) 静肅に願いま
す。

○赤松勇君(続) この法案全体を根本
的に修正せんとするものであります。
すなわち具体的事項としては

一、労働三法及び船員法を適用するこ
と。
二、適用範囲現行法通り。
三、人事院の民主化、さしたつて規
則のうち重要なものは法律をもつて
規定または國家公務員法中明記する
こと。

極端ある民主的諸機関を設けるこ
と。
四、政治活動の制限撤廃。
政府職員が政党の地方役員となるこ
とを認める。

現在公選による公職にあるものは、
任期まで兼職を認める。
五、罰則は現行法通り。
六、組合専従者を認める。
七、政令二百一十号はこれを廢止する。
等、これらの諸点に對しまして……

○議長(松岡駒吉君) 赤松君、中止を
命じます。――発言の中止を命じま
す。

〔赤松勇君なお発言し、その他に
も発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 静肅に。――赤
松君、中止を命じました。

〔発言する者多し〕
○議長(松岡駒吉君) 静肅に願いま
す。――根本龍太郎君。

〔発言する者多し〕
○議長(松岡駒吉君) 静肅に願いま
す。――根本龍太郎君。

○議長(松岡駒吉君) 静肅に願いま
す。――根本龍太郎君。

○根本龍太郎君 私は、ただいま議題
となりました國家公務員法の一部改正
案の政府原案並びに修正案に對し、民
主自由党を代表して賛成の意を表する
ものであります。

まず冒頭に、ただいま赤松君の言を
聞きますれば、もし赤松君の所信がす
でに社会党の信念であるならば、何ゆ
えにボツダム政令公布の當時この撤廢
を要求しなかつたかといふことを言
わなければならぬ。(拍手)當時これに參
画しながら、今あのごとき言をなすと
すれば、それこそまさに公選の自殺行
爲であると言わなければならぬので
あります。

特に國家公務員法は、昨年の第一
國會において制定せられ、去る七月一
日から全面的に施行せられたのであり
ますが、同法施行後わずか数箇月を経
たる今日、現行法の百二十五箇條のう
ち、全文改正三十二箇條、一部改正
七十七箇條、新たに追加せられたもの
十四箇條ありまして、ほとんど全面
改正にひとしいところの画期的改正で
あります。しかも、この改正案は、社
会党、民主黨、國民協同黨三派連立の
前芦田内閣の手によつて立案せられ、
しかして吉田現内閣に継承せられ、本
國會に上程せられたものであります。

本改正が余儀なくされた原因を考える
とき、実に次のとき客觀情勢による
ものであります。

すなわち、わが國の現下の労働政
勢、特に官公労組の行き過ぎの現状に
かんがみ、少数者が團結して政府の権
限と權威に圧力を加へることや、労働
組合が自己の判断を行政面に押しつけ
て、労働組合が國民全般の正しく選ば
れた代表者の機能を侵害するがごと
き、組合ファシヨ的な行き過ぎを是正
し、政府の権能のどのような一部分
も、私的團體もしくは一部の階級によ
つて奪われることとならしめ、もつて
國民の統合と公共利益の優先とを宣言
している新憲法の根本理念を保全し、
日本の責任ある政府を存続するために
絶対必要な措置として取上げられた
ことは、マツカサー元帥の書簡に明
記されている通りであります。(拍手)

占領下の日本において、總司令部の
好意と勧告によつて、労働者が急速に
かつ前例のない地步を獲得したのであ
ります。政府機関においては、労働
組合運動はきわめて制限された範囲
においてのみ認められ得るものであつ
て、正当に設定された主権を行使する
各機関にとつてかわつたり、あるいは
これに挑戦することは許されないの
であります。しかるにもかかわらず、わ
が國現在の官公労働組合の実情は、ま
ことに寒心にたえない次第でありまし
て、國民及び政府は、官公労組のスト
ライキやサボタージュに戦々兢兢とし
ている状態であつて、これは、昨年の
二・一ゼネスト並びに本年における山
ねこ争議等に徴しても明らかでありま
す。

マツカサー元帥の勧告によつて、
労働者、特に官公労働者に與えられた
廣汎な權利は、みづからの行き過ぎ
と、誤る指導者に追従した結果とし
て、今や再びまたマツカサー元帥の
勧告によつて、公共の信託に對し無條
件の忠誠の義務を負う……

○議長(松岡駒吉君) 根本君、あま
すところ、あと一分であります。

○根本龍太郎君(続) 國家公務員
組の諸君は、ここに先進國の英國にお
いて、一九二六年のゼネストにおい
て、官公職員組合が大産業ストに巻き
込まれることがなかつたことと、また
アメリカのほとんど全部の官公職員組
合の規約が、みづから罷業を否定して
いるといふことを、銘記しなければな
らないのであります。(拍手)

本法は、前にも申し述べましたごと
く、まことに異例に属する立法であ
り、かつこれが運用を誤れば、その目
的とする國家公務員の身分保障も能率
的運用も期し得ざるのみならず、官
制度の惡弊を醸成するおそれさえ生
ずるものでありますから、政府におい
ては、これが運用にあたつては十分慎重
なる態度をもつて臨まれ……

○議長(松岡駒吉君) 根本君、もう時
間が参りました。

○根本龍太郎君(続) 特に公務員の生
活保障と福祉については万全の措置を
講ぜられるよう強く要望するものであ
ります。

右の條件のもとに、私は政府原案並
びに修正案に對して賛成の意を表する
ものであります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 水野実郎君。
〔水野実郎君登壇〕

○水野実郎君 私は、社会革新党を代表いたしました。ただいま議題となつております國家公務員法の一部を改正する法律案に對しまして、委員長の報告に反對の意見を述べざるものであります。

本改正案と公務員の賃金ベースを含む追加予算案とは不可分のもので、同時審議すべきものであると、本會議場において、一昨々日の二十七日、野党各派の共同提案をもつて可決されていくことは、諸君もすでに御承知の通りであります。しかるに追加予算案は、昨晩六時ごろ、政府があつてふために出したものであります。従つて、その内容も検討できず、ちよつと拜見すると、きわめてわけのわからないものであります。なお賃金ベースも未確定であるのであります。従つて、かくのごとき重大法案を、審議も中途半端にして可決されるがときは、國會の權威のためと、國民に對して忠実なるためにも、斷じて反對せざるを得ないのであります。

第二に、本改正案の内容を見ますと、國家行政組織法と、きわめてあいまいな關係になつておりまして、人事院政府というがごときものができはしないかと思ふくらい独裁的な箇所が多く、非常に獨断的であります。重大なことは、立法権から、一方的に法令審議権の内容を制限しようとしております。改正原案の第一條第四項、第五項をごらんになれば、はつきり出ております。「この法律のある規定が、効力を失ひ、又はその適用が無効とされても、この法律の他の規定又は他の關係における適用は、その影響を受け

ることがない。」とされております。

新憲法によりますと、憲法第八十一條に、最高裁判所に法令の實質的な審査権が認められております。そうして、この法令の實質的な審査権というものが、單に個々の具體的な場合にどまるのか、それとも一般的の效果を持つのかというところに關しましては、東大の宮澤教授の説によれば、そういう實質的な審査権というものは一般的の、確定的な効力を持つのだという、有力なる學說さえあるのであります。そうして、新憲法において司法権の獨立ということを尊重する限り、きわめて重大なことではあります。

また第五項には、「この法律の規定が、従前の法律又はこれに基く法令と矛盾し又はこれに抵触する場合には、この法律の規定が、優先する。」というのであります。これまた立法権の側から、いかなる法律でも司法権が発動するかどうかというものは、自由でなければならぬはずであります。それを一方的に、そういう制限をやつております。これは立法権の優越という新憲法における一つの原則を利用して、行政権がきわめて獨断的な宣言をなしたと見られるのであります。

次に、労働者の基本的人権が無視されている点、あるいは公務員の正当な立場において獲得された既得権の消滅等、労働三法より除外され……

○議長(松岡駒吉君) 水野君、もう一分であります。

○水野実郎君(続) 政治活動の制限等は、追放者と同じ扱いであります。憲法に保障されている官業労働者の基本的な権利を抹殺し、そうして民間労働

者にまで影響を及ぼさんとするものであり、独占資本攻勢の嚆矢前夜の観をも看取し得るのであります。

次に私は、官廳民主化の立場から見ましても、終戦以來今日まで、全官公廳の大多数を占める勤労者諸君が労働組合をつくつて、役所の民主化がされつつあるというところは事實であります。そういうふうな趨勢が、また元の状態にもどつてしまふ。このことが非常に重要なことではないかと私は思うのであります。とにかく、われわれは、極東十六原則並びに日本憲法に明示されたところの労働者の基本的権利をあくまで確保すべきであると思ひます。しかしして日本の民主化に寄與すべきであると存じます。

本改正案に對し、指摘する点は數限りありませんが、しかも、人事院規則の定めるところによるとか、人事院指令という箇所が五十數箇所もありま

○議長(松岡駒吉君) 水野君、もう時間が参りました。

○水野実郎君(續) 本法によつて人事院に委任立法させるようなことになつてゐる。実に重大なことであると思ふのであります。

また一面では、わが國の官僚制度と官吏の非能率化を率直に認めなければなりません。ゆゑに本案は、十分なる慎重審議を経て、また追加予算等を検討して、よりよき改正をなすべく、わが党には用意があるのであります。本案は、第四國會期頭に再提案を要求するものであります。従つて、政府原案には、現在の状態では、わが社会革新党は反對するものであります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 生悦住貞太郎君。

〔生悦住貞太郎君登壇〕
○生悦住貞太郎君 私は、民主党を代表いたしました。ただいま上程に相なりました國家公務員法の一部を改正する法律案の修正案に賛成の意を表するものであります。(拍手)

いまさら申すまでもなく、本案の重要性と特殊性にかんがみ、また日本の置かれてゐる現実の情勢を直視いたしななければならぬと存するものであります。(拍手) 民主党といたしましては、本來本案に對しましては全面的に賛成をいたしかね、これに對する大幅の修正案も用意いたしましたのであります。が、關係方面の意向をも参酌いたしまして同時に、マツカーサー元帥の書簡の精神と内容とに基きまして起草されました本案の特殊性にかんがみすると同時に、新憲法の精神に即應して公務の民主的かつ能率的な運営を保障せんとする本案の目的を了承して、ここに賛成の意を表する次第であります。

○議長(松岡駒吉君) 玉井祐吉君。

〔玉井祐吉君登壇〕
○玉井祐吉君 私は、労働者農民党を代表いたしました。反對の意思を表明する次第であります。

まず第一に、このたびのこの法案は、まれに見る惡政令たる第二百一十一號を基礎として、その裏づけによつて制定せられようとしてゐることでありま

第二点として、この法案は、事実上新たに公務員法を制定するにひとしいは

どの改正案であるのにもかかわらず、その審議の期日はまことに少く、十分なる審議をなすことができなかったということを考えなければなりません。第三として、この法案は、アメリカのスポイル・システムを是正する意味においての公務員制度の輸入であることでありましかれども、わが國には、かような制度は存在せず、まことに日本の現状に照して実情に合致しない性質のものであるのであります。

さらに、この法案自身の中には、公務員制度を政党的權力の外に置くことを目的としておりますけれども、その結果するところは、かえつて國會の権限を縮小して、この公務員法によつて保護されるところの公務員制度自身が一つの獨立した勢力となることではあります。

第五に、人事院は行政官廳の一部に所屬してゐるものであります。しかるにもかかわらず、人事院は、その力の及ぶところは、立法府であるところの國會の職員並びに司法権を現わすべき裁判所の職員に至るまで、その威圧を加えておるのであります。その結果、行政権の優位を招來し、従つて、この公務員法制定が見られた以上は、この行政権の優位は一段と強められ、非常に危険な状態に陥るのであります。従つて、本法案は行政官にのみ適用すべきものである。立法、司法の両職員には適用すべき性質のものではないはずであります。のみならず、教職員においても、言ひまでもなく、教育委員会との關係において、別個に教育公務員法というものを制定すべき性質のものであるのであります。

第六に、本法案の第十六條におい

て、人事院規則は人事院において独立に定めることができる、さらに自由に改訂することができる、と言われている。これは言うまでもなく廣汎な委任立法を認めるものであつて、非常に危険な事態を招来するものであると言わなければならない。

さらに本公務員法において、第二百二條で廣汎なる政治活動が禁止せられておりますけれども、憲法上認められた權利を制限するものであり、しかも人事院規則においては、傳へるところによれば、公務員の政治的集合並びに示威運動を禁止するやに承つておるのであります。すでに人事院規則自身が法律化せられないところにおいて、かくのごとき本法の反動性が考えられなければならないのであります。

さらに第八に、労働者が團結して行動する權利は、資本主義經濟機構のもとにおいて、低賃金並びに労働強化、自由なる首切り、そつういものから働く人々を守る意味における正当防衛としての權利として認められ、これが世界的に行きわたつてゐるのであります。

○議長(松岡駒吉君) 玉井君、もう一分であります。

○玉井祐吉君(續) しかし、この法律によつて公務員はどれだけ保護されるであらうか。いささかも保護されてない以上は、やはりあくまでも、労働三法をそのまま適用すべきであるにもかかわらず、この排除を行つておるのであります。

最後に、要するにこの法律は、日本國の獨立を害するおそれのあるものであり、そして官僚制度を温存せしめ

るものであり、憲法に認められた民主主義の原則に反するものと言わなければならない。日本の現状に與えられたところの民主主義、しかもこの民主主義は、ただ與えられたものではな。戰場に倒れた同胞諸君の血によつてあがなわれた民主主義であるといふことを、われ／＼は忘れてはならない。しかも、この民主主義の黎明にあつて、この法律自身は、すでに一つの妨害を與えるものであり、長き將來にわたつて日本の民主主義を賣り渡すものであると言わなければならない。本法案に現れた反民主的な憲法無視の傾向、この精神は、戦犯の人々が取扱われたところの十六訴因の中の一つとまつた相通つてゐるものであり、反動的な精神だと言わざるを得ないのであります。

○議長(松岡駒吉君) 玉井君、時間が参りました。結論を急いでください。

○玉井祐吉君(續) 以上の立場から、本法に対して全面的に反対の意思を表明するものであります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 大島多藏君。

〔大島多藏君登壇〕

○大島多藏君 私は、國民協同黨を代表いたしました。國家公務員法改正案並びに修正案に對しまして、わが黨の意見を申し上げます。

ただいま上程になつております政府原案は、これをいささかに検討いたしますと、その構想において、まことにずさん、その内容において、まことに苛烈、立法史上まれに見る法案であります。にわかに賛意を表しがたいものがあるものであります。

本法案が一たび天下に公表される

や、社會の各方面から、勤労大衆のあらゆる面から、あらゆる労働者團體からの、改惡反對の聲が／＼／＼として起り、ちまたに満ちたのであります。當衆議院におきましての公聴會の席上でも、一部資本家の代表を除きましては、その大多數の公選人は、政府原案に對して、その不当を指摘したのであります。各組合の代表は申すに及ばず、中労委の代表も、學識経験者の代表の人たちも、一齊にその非を攻撃いたしたのであります。

しかし、われ／＼は、ここに一面深く反省しなければならぬものがあると思ふのであります。何がゆゑに、かかる法案が提出されなければならなかつたかといふこととあります。敗戦後の致命的な經濟的苦境と、そのことから必然的に起り來つた道義の廢弛と、個人生活の極度の窮乏は、一部急進分子の煽動もあり、ややもすれば良識を失ひ、常軌を逸し、公務員にしてその使命を忘れ、國家を危殆に瀕せしめるの懸念さえも生じた次第であります。

かかる結果、事ここに至りましたことを、われ／＼ははなはだ遺憾に思ひ、かつ悲しむものであります。同時に、事ここに至りましたことは、一に生存權を脅かされた悲惨なる事由に基くものであります。これを認め

ないわけに行かない次第であります。かかる反省と認識において本法案を検討いたしますときに痛感いたしますことは、本法案は、公務員に對して求むるところはなほ多くして、與えることはなほ少きことであります。すなわち、生活權の保障の薄弱なるに比して、その負担のみ、いたずらに重きこ

とであります。さらに重大なることは、憲法に保障された数々の基本的人權を侵害するものではないかと思われが、ごとき規定を発見することとあります。さらにまた、公務員といへども、本質的には一般労働者と何ら異なるものがないにもかかわらず、その職權のゆゑに、一般労働者と比して、あまりにも嚴格なる拘束を強要せられるかに思われる点があるものであります。

教育に關しましては特に重大関心を有するわが黨として痛感する一事は、教職員は、その本來の使命からいたしましても、教育の本質的目的からいたしましても、本法の適用の対象とするには、幾多の困難と不合理があるのであります。

○議長(松岡駒吉君) 大島君、あと一分しかありません。

○大島多藏君(續) さらにまた、公務員なるがゆゑに、その團體協約を締結するの權利を奪われたるとき、また政治活動の全面的禁止は、わが黨のいかにしても納得し得ざる点であります。はなはだ遺憾とするところであり、さらに、本法に列記せる罰則は不当に重きに失し、公務員をして、いたずらに萎縮せしめ、かえつて低能率を來す憂いなしとしないのであります。

○議長(松岡駒吉君) 大島君、時間が参りました。結論を急いでください。

○大島多藏君(續) 次に人事院のことと申しますと、その權限のあまりにも強大にして、一朝運用を誤らんか、官僚ファツシヨの危險を招來する憂いなしとしないわけでありませう。

以上、数々の不満の点を列挙しながら、なおかつわが黨におきましては、結論をいたしまして本法案に對して賛意を表せざるを得ない理由は、一にかつて緊迫せる客觀情勢にあるのであります。

○議長(松岡駒吉君) 結論をつけて下さい。

○大島多藏君(續) わが黨といたしましては、まことに忍びがたきものがあるのであります。よつて本法案に對して、最近の國會におきまして根本的な修正案を提出する權利を保留いたしまして、政府原案並びに修正案に賛成する次第であります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 徳田球一君。

○徳田球一君 私は、日本共産黨を代表いたしました。この公務員法並びにこの修正案、これはまつたく言語道斷のものであります。これに對しては、むろん反對である。これは將來といへどもこれに反對し、一つのかげらも残らないくらいに、これをふつ飛ばさなければならぬと信ずるのであります。

この法案が、公務員の闘争のため、すなわち行政が不安状態をもたされたというゆゑんのもとに、これが設定せられておりますが、しからば、かくのごとくして、實際おりの中に入れた動物のごとく取扱ひ、これをまつたく奴隷視してゐるこの状態において、はたして行政がよくなるかどうか。むしろ逆である。實際上、ここに予算に掲げてありますものごらんの通り、諸君がこの予算案を見ますれば、これは水準が五千三百七十四千四銭である。こつういふものでは生きられないじやないか。どうだ。これで生きられる

自信があるか、どうだ。これが生きられないとすれば、これは結局悪いことをするにきまつていっているじゃないか。これは、昭和十二年の基準からすると、大体五分の一少しよけいぐらゐるものである。ほとんど五分の一に近い。すなわち昭和十二年を百とすると、二二前後である。こういうもので生きるということは、絶対不可能なことである。

現に、官僚の首脳、上の連中がどんなことをしているかは、すでに明らかだ。裁判所も、検察廳も、警察も、犯罪を取締る連中では、今やまたたく間に腐れ果てた、徹底的の第三期以上に、だんだんのうみになつていっているではないか。かかる状態は一体何を示すか。今、公務員法でもつていよ／＼ますます權利を奪ひ、あらゆる生活權を擁護する力を奪ひ去れば、いよ／＼ますます腐る一方である。この腐ることは、日本民族を破壊するものである。これは同時に経済を破壊し、現に日本の経済がやみとインフレに悩まされ、これがあらゆる潰壊事件と關係しているのは何ゆゑだ。すべて、かかる不合理な公務員の待遇にある。労働組合運動は、これを擁護し、日本における行政組織をよくする方向に現在向いつつあるではないか。決してストライキや何か日本を害しているのではない。(財源がないではないか)と呼ぶ者あり(財源はいくらでもある。財源は、脱税が六千億から八千億あることは、これは大蔵省がよく知つていいるはずだ。これをとりさえすれば、財源はいくらでもある。何らさしつかえないところだ。

のみならず、この法案の前に出ておるところの、いわゆる政令二百一号は、全世界を通じて非難的となり、これが反動への逆行を示していることは、世界の注目しているところである。あらゆる國において、これは異論のあるところである。

○議長(松岡駒吉君) 時間はもう一分であります。

○徳田球一君(続) 諸君は講和條約の促進を今言つておる。事実また、講和條約なしには、われ／＼が解放されることなしには、日本民族は發展することはないのである。しかるに、かくのごとき反動的な政策をとつて講和條約の促進を阻害するということにおいて、またたくわが日本民族を一層ひどい窮乏に陥れる最も悪い手段であることは明らかである。かかる……(見當違ひだ)と呼ぶ者あり(何が見當違ひである。何が見當違ひである。全世界において、かかる非民主的、反動的、ファツシヨ的なものをこそ……)

〔發言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願います。

○徳田球一君(續) まつたくこれは、われ／＼が踏みにじらなければならぬところである。今や、全労働者階級これに反対し、中小商工業者これに反対し、農民もこれに反対し……

○議長(松岡駒吉君) 徳田君に申し上げます。結論を急いでください。

○徳田球一君(續) 社会党もこれに反対しつゝある。過去の非を改めて、われわれと行動を共にすることは、非常によろしい。あらゆる労働者、農民に關係してあるあらゆる政党、あらゆる

團體が、全部反対している。これはみごとなほどである。

○議長(松岡駒吉君) 結論を急いでください。

○徳田球一君(續) われ／＼は、全労働者とともに、全農民とともに、全人民とともに、かかる法令を今後無効ならしめ、これを徹底的に一掃することに闘うであらう。

○議長(松岡駒吉君) 寺本齋君。

〔寺本齋君登壇〕

○寺本齋君 私は、新自由党結成準備会を代表いたしまして、ただいま上程されました國家公務員法の一部改正法律案に対し、委員長報告に賛意を表せんとするのであります。(拍手)

そも／＼國家公務員は、申すまでもなく國民の公僕でありまして、かつ國政運営の衝に當るものであります。一般の民間勤労者とは異つて、一日もその職務をおろそかにすべきものではないと思ふのであります。多少の犠牲は忍んでも、國家再建のためには獻身的に努力しなければならぬ日本の現状であらうと、私は考えるのであります。この意味において、公務員法の今般改正の罷棄の禁止その他一連の改正は、時局上まことにやむを得ない措置かと考えるのでございます。しかしながら、他面公務員の生活状態を考えますとき、國家は、その生活の保障について、その福祉の増進について、深甚の考慮を拂うべきでありまして、政府は財政上の万難を排して、そのために最善の措置をとられんことを望んで、ここに賛意を表する次第であります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 中村寅太君。

〔中村寅太君登壇〕

○中村寅太君 私は、日本農民党を代表し、この法案は敗戦日本の現段階においては妥當なるものとしたしまして、委員長報告の通り賛意を表するものであります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は終局いたしました。

探決いたしました。本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

この際暫時休憩いたします。

午前八時六分休憩

午後七時三十八分開議

○議長(松岡駒吉君) 休憩前に引き続き會議を開きます。

財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○今村忠助君 議案上程の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律案及び國家行政組織法の一部を改正する法律案の両案を一括

の審議を進められんことを望みます。○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。

財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律案、國家行政組織法の一部を改正する法律案、右兩案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長小川原政信君。

財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律案

財閥同族支配力排除法(昭和二十三年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改める。

第七條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改める。

第八條第五項を削る。

第九條第二項中「財閥關係役員審査委員会が、及び」決定したものについて、を削る。

第十條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に、「第六條第三項」を「第六條第二項」に改める。

「第四章 財閥關係役員審査委員会」を「第四章 審査」に改める。

第十一條から第十三條まで、削除

第十四條中「財閥關係役員審査委員会の要求に應じ、關係者をして、委員会に対して」を「關係者をして」に改める。

第十五條 削除

第十六條中「前條の規定による審査の報告を受けたときは、一週間内、(第八條第一項)による申請について二日以内」に申請のを「第六條

第一項、第七條第一項、第八條第一項から第四項まで、第九條第三項又は第十條第一項の規定による申請を

受理したときは、速かにこれを審査し、に改める。

第十七條から第二十二條まで 削除

第二十四條から第二十七條まで 削除

第二十八條中「前條の規定による再審査の報告を受けたときは一週間以内」を「第二十三條の規定による再審査の申請を受理したときは、速かにこれを審査しに改める。」

第二十九條 削除

第三十條中「第十四條、第十七條第二項、第十八條、第十九條第二項及び第三項、第二十條ない至第二十二條の規定は、財閥関係役員再審査委員会に」を「第十四條の規定は、第二十八條の規定による内閣総理大臣の再審査に改める。」

第三十一條第一項第五号中「第十四條の下」(前條において準用する場合を含む。)を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から、施行する。

2 改正前の財閥関係支配力排除法(昭和二十三年法律第二号)に関する違反行為についての罰則の適用については、なお従前の例による。

財閥関係支配力排除法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十三條、第二十五條及び第二十七條中「一月一日」を「四月一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

國家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

等に基づき財閥会社またはこれに關係ある会社が第二会社を設立する場合その他若干でありまして、その数もさまで多くない見込みであり、先例を尊重し、かつ経済界の実情に即するよう十分留意することによりまして支障なく行われることが認められましたので、原案通り可決いたしましたのでございます。

次に、國家行政組織法の一部を改正する法律案は、同法により制定せらるべき各省設置法等が成立の運びに至りませず、同法に規定せられておりました施行期日の明年一月一日から施行することが不可能となりましたので、これを四月一日に変更することを、その内容とするものであります。事情まことにやむを得ざるものと認めまして可決いたしました次第でございます。

以上、簡単に御報告いたします。

(拍手)

○議長(松岡駒吉君) まず、國家行政組織法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、財閥関係支配力排除法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

する挨拶状を当該議員候補者の選挙区内に頒布し、又は掲示する行為は、これを前二條の禁止を免れる行為とみなす。

同條第二項中「前項」を「前二項」に改める。

附則

この法律は、次の総選挙から、これを施行する。

(山口好一君登壇)

○山口好一君 ただいま上程に相なりました選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案につき、委員会における審議の経過並びに結果について簡単に御報告申し上げます。

本案につきましては、去る十一月二十日、千賀康治君を小委員長とする十名の小委員会を設け、鋭意研究を重ね、衆議院法制局及び全国選挙管理委員会事務局各当局の出席をも得まして立案に努力いたしました結果、現下の諸般の状況よりして、選挙界における経費の節減と運動の公正確保を期することは、きわめて切実なるものがある。よつて、選挙運動等の臨時特例に関する現行法の精神を一步拡充して、文書函件関係の制限を一段明確ならしめることが至当であるという理由をもつて、別紙のような成案を得、昨日、千賀小委員長より地方行政委員会に報告がありました。本委員会においては、慎重審議、全員これに賛成したものであります。

さて、審議の結果としての本案の内容を申し上げますと、第一に、この法律案は、選挙運動等の臨時特例に関する法律第二十一條第一項の次に「前項の規定の適用については、選挙運動の

二八九

期間中、議員候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は議員候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは議員候補者同一戸籍内にある者の名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類する挨拶状を当該議員候補者の選挙区内に頒布し又は掲示する行為は、これを前二條の禁止を免れる行為とみなす」という一項を加えんとするものであります。すなわち、同法第二十一條第一項は、同法第十九條及び第二十條によつて禁止せられてゐる行為に対していわゆる脱法行為となるべき事項の禁止を規定してゐるのでありますが、本案においては、これを拡充して、議員候補者の氏名その他一定の者の名を表示する年賀状等の挨拶状の頒布または掲示をも、右と同様、その禁止を免れる行為とみなすといふものであります。しかして、頒布または掲示を禁止する文書画物は、議員候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称または議員候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者もしくは議員候補者同一戸籍内にある者の名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類する挨拶状に限定いたし、またその禁止区域は、その議員候補者の選挙区域内に限定いたしたものであります。なお施行期日につきましては、本案附則において、これを次の総選挙から施行することにいたしてある次第であります。

すなわち、さきに第二回國會を通過しました選挙運動等の臨時特例に関する法律は、わが國選挙史上画期的な立法でありまして、その成否いかんは、今後の選挙公営及び選挙運動に及ぼす影響がきわめて甚大であると認められますが、選挙公営の拡充に伴ひまして、個人の選挙運動の範囲は著しく制限されてゐますので、この法律の趣旨を生かし、選挙公営の実をあげ、もつて議員候補者の政見を選挙人に周知徹底せしめ得るかいなか、ひとえに都道府縣及び市町村の選挙管理委員會の活動十分なりやいなやにかかるとも申しても、過言ではないのであります。しかして、これらの委員會が完全に機能を發揮し、その任務を全うするために、これらの委員會に對し相當の予算を國庫より配付するは、眞に至当なるものと存せられますから、政府はすみやかに所要の予算案を國會に提出し、議決を經らるゝことを望みます。以上、御報告申し上げます。

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

閣下提出、刑事訴訟法施行法案、裁判所法の一部を改正する等の法律案、司法警察職員等指定應急措置法案の三案を一括議題とし、委員長(報告)を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。

刑事訴訟法施行法案、裁判所法の一部を改正する等の法律案、司法警察職員等指定應急措置法案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員會理事殿治良作君。

刑事訴訟法施行法案
刑事訴訟法施行法
第一條 この法律において、「新法」とは、刑事訴訟法を改正する法律(昭和二十三年法律第三十一号)による改正後の刑事訴訟法をいい、「旧法」とは、従前の刑事訴訟法(大正十一年法律第七十五号)をいい、「應急措置法」とは、日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律(昭和二十二年法律第七十六号)をいう。

第二條 新法施行前に第一審における第一回の公判期日が開かれた事件については、新法施行後も、なお旧法及び應急措置法による。

第三條 前條の事件については、前條の規定にかかわらず、新法第五十三條の規定を適用する。但し、新法施行前に終結した被告事件の訴訟記録については、その保存状態、閲覧のための設備その他の事情によりこれを閲覧させることが著しく困難なときは、新法施行後六箇月間に限り、その閲覧を許さないことができる。

第四條 新法施行の際まだ第一審における第一回の公判期日が開かれていない事件については、新法を適用する。但し、新法施行前に旧法及び應急措置法によつて生じた効力を妨げない。

第五條 前項但書の場合において、旧法又は應急措置法によつてした訴訟手続で新法にこれに相當する規定のあるものは、これを新法によつてしたものとみなす。

第六條 前條の事件について、被告からあらかじめ書面で弁護人を必要としない旨の申出があつたときは、簡易裁判所においては、新法施行の日から一年間は、新法第二百八十九條の規定にかかわらず、弁護人がなくても開廷することができ。

第七條 第四條の事件について、新法施行前に旧法により過料に処すべき行為をした者の処罰については、新法施行後も、なお旧法による。

第八條 第四條の事件で新法施行前に公訴の提起があつたものについては、時効は、新法施行の時からその進行を停止し、管轄又は公訴棄却の裁判が確定した時からその進行を始める。但し、新法第二百七十一條第二項の規定により公訴の提起がその効力を失つたときは、この限りでない。

第九條 共犯の一人に對する前項の規定による時効の停止は、他の共犯に對してその効力を有する。この場合において、停止した時効は、当該事件についてした裁判が確定した時からその進行を始める。

第十條 第一項の事件で犯人が國外にいる場合又は犯人が逃げ隠れてゐるため有効に起訴狀の謄本の送達ができなかつた場合には、時効は、新法施行の時から國外にいる期間又は逃げ隠れてゐる期間その進行を停止する。

第十一條 前條第一項の事件について、新法施行の際すでに新法第二百五十六條第六項の規定の趣旨に反する書類その他の物が裁判所に提出されてゐるときは、裁判所は速やかにこれをその提出者に返還しなければならない。

第十二條 前項の事件について、起訴狀が新法第二百五十六條第二項から第四項まで及び第六項の規定の趣旨に反するときは、檢察官は、速やかにその趣旨に従つてこれを訂正しなければならない。

第十三條 第一項の事件については、新法第二百七十一條及び第二百七十二條中「公訴の提起があつたとき

は、」とあるのは「新法施行後」

と、「公訴の提起があつた日から二箇月以内」とあるのは「新法施行の日から三箇月以内」と読み替へるものとする。

第十條 第八條第一項の事件については、旧法第三百五十六條の規定は、新法施行後も、なおその効力を有する。

第十一條 第八條第一項の事件で新法施行前に告訴又は請求の取消があつたものについては、旧法第三百六十四條第五号の規定は、新法施行後も、なおその効力を有する。

第十二條 第八條第一項の事件で新法施行前に公訴の取消があつたものについては、新法第三百四十條の規定は、適用しない。この場合には、旧法第三百六十四條第三号の規定は、新法施行後も、なおその効力を有する。

第十三條 新法施行前に略式命令の請求があつた事件の略式手続については、新法施行後も、なお旧法による。

第十四條 新法施行前に旧法第二百五十五條の規定により裁判官の命じた鑑定については、新法施行後も、なお旧法による。

第十五條 新法施行前に公訴を提起しない処分をした事件については、新法第二百六十二條第二項中「第二百六十條の通知を受けた日から七日以内」とあるのは「新法施行の日から一箇月以内」と読み替へるものとする。

第十六條 新法第四十六條の規定により訴訟関係人から裁判書又は裁

判を記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求する場合の費用の額は、当分の間、その謄本又は抄本の用紙一枚につき五円とする。第三條の事件について旧法第五十三條の規定により請求する場合についても、同様である。

2 前項の費用は、収入印紙で納めさせることができる。

第十七條 新法第五十三條第四項の規定による訴訟記録閲覧の手数料は、当分の間、一件につき一回十円とする。

2 前條第二項の規定は、前項の手数料に準用する。

第十八條 新法施行の際現に係属している私訴については、民事訴訟法を適用する。但し、旧法及び應急措置法によつて生じた効力を妨げない。

第十九條 この法律に定めるものを除く外、新法施行の際現に裁判所に係属している事件の処理に關し必要な事項は、裁判所の規則の定めるところによる。

第二十條 衆議院議員選挙法（大正十四年法律第四十七号）第四百一十一條ノ二（参議院議員選挙法（昭和二十二年法律第十一号）第七十五條において例による場合並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第六十八條第三項及び政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第四十六條において準用する場合を含む。）の適用については、旧法中私訴に關する規定は、新法施行後も、なおその効力を有する。この場合におい

て、旧法第五百六十九條及び第五百九十五條中に引用されている旧法の規定で、これに相當する新法の規定のあるものは、新法の規定が引用されているものとする。

第二十一條 刑事訴訟費用法（大正十年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一條中「及通事」を、通譯人及翻譯人に、「止宿料」を、宿泊料に改め、「豫審又は」を削り、同條に次の一号を加える。

三 刑事訴訟法第三十八條ノ規定ニ依リ辯護人ニ給スヘキ日常、旅費、宿泊料及報酬

第二條中「豫審判事、受託判事又ハ裁判所」を、裁判所又ハ受託裁判官に改める。

第三條第一項中「及通事」を、通譯人及翻譯人に、「豫審判事、受託判事又ハ裁判所」を、裁判所又ハ受託裁判官に改め、同條第二項を次のように改める。

鑑定料、通譯料、翻譯料及鑑定人、通譯人又ハ翻譯人ニ對シ辨償スヘキ立替金ノ額ハ裁判所又ハ受託裁判官ノ相當ト認ムル所ニ依ル

第四條中「及通事」を、通譯人及翻譯人に、「豫審判事、受託判事又ハ裁判所」を、裁判所又ハ受託裁判官に改める。

第五條中「及通事ノ止宿料」を、「通譯人及翻譯人ノ宿泊料」に、「豫審判事、受託判事又ハ裁判所」を、裁判所又ハ受託裁判官に改める。

第六條中「及通事」を、通譯人及翻譯人に、「止宿料」を、宿泊料に改める。

改め「豫審ニ付テハ其ノ終結前公判ニ付テハ」を削る。

第七條を次のように改める。

第七條 刑事訴訟法第三十八條ノ規定ニ依リ辯護人ニ給スヘキ日常、旅費及宿泊料ニ付テハ第三條乃至前條ノ規定ヲ準用ス但シ辯護人カ期日ニ出頭シ又ハ取調者ハ處分ニ立會ヒタル場合ニ限ル

同法第三十八條ノ規定ニヨリ辯護人ニ給スヘキ報酬ノ額ハ裁判所ノ相當ト認ムル所ニ依ル

第二十二條 訴訟費用等臨時措置法（昭和十九年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第三條中「刑事訴訟費用法第三條及び」刑事訴訟費用法第四條の下に（同法第七條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）を加え、「民事訴訟費用法第十二條及刑事訴訟費用法第五條ノ止宿料」を民事訴訟費用法第十二條ノ止宿料及刑事訴訟費用法第五條ノ宿泊料（同法第七條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）に改める。

第二十三條 司法警察事務上巡查に於テ警部代理方（明治十四年司法省布達甲第五号）及び裁判官渡の謄本等を求むる者費用上納額（明治十四年司法省布達甲第七号）は、廢止する。

附則 この法律は、刑事訴訟法を改正する法律施行の日（昭和二十四年一月一日）から施行する。

刑事訴訟法施行法案（内閣提出）に關する報告書（都合により本号の附録に掲載）

裁判所法の一部を改正する等の法律案

裁判所法の一部を改正する等の法律

第一條 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 簡易裁判所」を「第三章 家庭裁判所」に改める。

第四條 簡易裁判所を「第二章 簡易裁判所」に改める。

第二條中「及簡易裁判所」を、家庭裁判所及び簡易裁判所に改める。

第十條第一号中「判断するとき」の下に「（意見が前に大法廷でした、その法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するとの裁判と同じであるときを除く。）」を加える。

第十三條中「事務局」を「事務総局」に改める。

第二編中第十四條の次に次の一條を加える。

第十四條の二（図書館） 最高裁判所に裁判所図書館を置く。

最高裁判所は、裁判所図書館の支部を設けることができる。

第十六條第一号から第三号までを次のように改める。

一 地方裁判所の第一審判決、家庭裁判所の判決及び簡易裁判所の刑事に關する判決に對する控訴

二 第七條第二号の抗告を除いて地方裁判所及び家庭裁判所の決定及び命令並びに簡易裁判所の刑事に關する決定及び命令に對する抗告

三 刑事に關するものを除いて、

地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の判決に対する上告

第十九條中「地方裁判所」の下に「又は家庭裁判所」を加える。

第二十四條第二号及び第三号を次のように改める。

二 第十六條第一号の控訴を除いて、簡易裁判所の判決に対する控訴

三 第七條第二号及び第十六條第二号の抗告を除いて、簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告

第二十八條中「他の地方裁判所」の下に「、家庭裁判所又はその高等裁判所」を加える。

第三編第三章を第四章とし、第三十一條の次に、次の一章を加える。

第三章 家庭裁判所

第三十一條の二(構成) 各家庭裁判所は、相應な員数の判事及び判事補でこれを構成する。

第三十一條の三(裁判権その他の権限) 家庭裁判所は、左の権限を有する。

一 家事審判法で定める家庭に關する事件の審判及び調停

二 少年法で定める少年の保護事件の審判

三 少年法第三十七條第一項に掲げる罪に係る訴訟の第一審の裁判

家庭裁判所は、禁錮以上の刑を科することができない。

家庭裁判所は、この法律の定めるものの外、他の法律において特に定める権限を有する。

第三十一條の四(一人制・合議制) 家庭裁判所は、審判又は裁判

を行うときは、一人の裁判官でその事件を取り扱う。但し、他の法律において裁判官の合議体で取り扱うべきものと定められたときは、その定に従う。

前項但書の合議体の裁判官の員数は、三人とし、そのうち一人を裁判長とする。

第三十一條の五(地方裁判所の規定の準用) 第二十七條乃至第三十一條の規定は、家庭裁判所にこれを準用する。

第三十三條第一項第二号中「未遂罪に係る訴訟」の下に「(第三十一條の三第一項第三号の訴訟を除く。)」を加える。

第四十一條第二項中「法務廳事務官、法務廳教官又は少年審判官」を「法務廳事務官又は法務廳教官」に改める。

第四十二條第一項第五号を次のように改める。

五 裁判所調査官又は司法研修所教官

第四十四條第一項第四号中「法務廳事務官、法務廳教官又は少年審判官」を「法務廳事務官又は法務廳教官」に改める。

第五十條中「高等裁判所又は地方裁判所」を「高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所」に改める。

第五十三條第三項中「事務局」を「事務局」に改める。

第五十四條中「最高裁判所長官秘書官」を「最高裁判所の裁判官の秘書官」に改め、同條第一項中「最高裁判所長官秘書官一人」の下に「及び最高裁判所判事秘書官十人」を加え、同條第二項中「最

高裁判所長官秘書官」の下に「及び最高裁判所判事秘書官」を加え、同條第三項中「最高裁判所長官」の下に「、最高裁判所判事秘書官は、最高裁判所判事の」を加える。

第五十六條の次に次の二條を加える。

第五十六條の一(裁判所図書館長) 最高裁判所に裁判所図書館長一人を置き、裁判所の職員の中からこれを命ずる。

裁判所図書館長は、最高裁判所長官の監督を受けて裁判所図書館の事務を掌理し、裁判所図書館の職員を指揮監督する。

第五十六條の三(高等裁判所長官秘書官) 各高等裁判所に高等裁判所長官秘書官各一人を置く。

高等裁判所長官秘書官は、二級とする。

高等裁判所長官秘書官は、高等裁判所長官の命を受けて、機密に關する事務を掌る。

第五十九條第一項中「各高等裁判所及び各地方裁判所」を「各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所」に改め、同條第二項中「各地方裁判所長」の下に「、各家庭裁判所の事務局長は、各家庭裁判所長の」を加える。

第六十條第一項中「各高等裁判所又は各地方裁判所」を「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所」に改める。

第六十條の次に次の一條を加える。

第六十條の二(裁判所司書官) 最高裁判所に裁判所司書官を置く。

き、二級の裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。裁判所司書官は、上司の命を受けて裁判所の圖書の管理を掌る。

第六十一條の次に次の一條を加える。

第六十一條の二(少年保護司) 各家庭裁判所に少年保護司を置き、裁判所事務官又は裁判所技官の中から、最高裁判所又は各家庭裁判所が、これを補する。

少年保護司は、第三十一條の三第一項第二号の審判に必要な調査その他少年法で定める事務を掌る。

最高裁判所は、少年保護司の中から、上席少年保護司を命じ、調査事務の監督、地方少年保護委員会その他の機關との連絡調整等の事務を掌らせることができる。

少年保護司は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従う。

第六十三條第一項を次のように改める。

各裁判所に廷吏を置く。廷吏は、別に法律で定める員数を限り、三級とすることができる。

第六十四條を次のように改める。

第六十四條(任免・級級) 裁判官以外の裁判所の職員の任免及び級級は、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判所、各地方裁判所又は家庭裁判所が行う。

第六十五條中「事務局長又は裁判所書記」を「事務局長、裁判所書記又は少年保護司」に改め、「裁判所技官」の下に「(少年保護司たるものを除く。)」を加え、「各高等裁判所又は各地方裁判所」を「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所」に改める。

第八十條第四号を第五号とし、同條第四号として次の一号を加える。

四 各家庭裁判所は、その家庭裁判所の職員を監督する。

第二條 裁判官及びその他の裁判所職員の分限に關する法律(昭和二十二年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「地方裁判所及び簡易裁判所」を「地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所」に改める。

第十四條第一項中「法官は、一級のものについては、裁判所職員高等懲戒委員会の議決を具した最高裁判所の申出により内閣が、」を「法官及び減俸は、一級のものと及び」に、「各高等裁判所又は各地方裁判所」を「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所」に改め、同項第二号の次に第二号の二として次の一号を加える。

二の二 最高裁判所判事秘書官第十四條第一項第三号の次に第三号の二として次の一号を加える。

三の二 高等裁判所長官秘書官第十四條第三項中「第一項」を「前項」に、「各高等裁判所又は各地方裁判所」を「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所」に改める。

「前項」に、「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所」を「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所」に改める。

「前項」に、「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所」を「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所」に改める。

「前項」に、「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所」を「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所」に改める。

「前項」に、「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所」を「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所」に改める。

「前項」に、「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所」を「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所」に改める。

「前項」に、「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所」を「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所」に改める。

「前項」に、「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所」を「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所」に改める。

に改め、同條第二項を削る。

第三條 判事補の職權の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「同法第二十九條第三項」の下に「（同法第三十一條の五で準用する場合を含む。）」を、「地方裁判所」の下に「又は家庭裁判所」を加える。

第二條の次に次の一條を加える。

第二條の二 裁判所構成法による司法官試補たる資格を有し、滿洲國の學習法官、高等官試補又は前條に掲げる滿洲國の各職の在職年数が通算して三年以上になる者については、その三年に達した時に裁判所構成法による判事又は檢察たる資格を得たものとみなして、前條の規定を準用する。

第四條 裁判所職員に定員に関する法律（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四條中「專任四千六百九十三級」を「專任四千五百五十一人三級」に改める。

第五條の次に次の一條を加える。

第六條 三級の廷吏の員数は、專任五十八人とする。

第五條 檢察廳法（昭和二十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「高等裁判所又は地方裁判所」を「高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所」に改

め、同條第一項の次に次の一項を加える。

地方檢察廳は、各家庭裁判所にも、それぞれ對應するものとす

る。

第十九條第一項第三号中「少年審判官」を削る。

第三十八條中「司法省參事官」の下に「少年審判官」を加える。

第六條 法務廳設置法（昭和二十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十條第五項第二号及び第三号並びに第十五條第二項及び第三項中「少年裁判所」を「家庭裁判所」に改める。

第七條 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四百六十三條但書を削る。

第八條 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

「家事審判所」を「家庭裁判所」に改める。

第二條及び第三條を次のように改める。

第二條 家庭裁判所において、この法律に定める事項を取り扱う裁判官は、これを家事審判官とする。

第三條 審判は、特別の定がある場合を除いては、家事審判官が、參與員を立ち合わせ、又はその意見を聴いて、これを行う。但し、家庭裁判所は、相当と認めるときは、家事審判官だけで審判を行うことができる。

調停は、家事審判官及び調停委員を以て組織する調停委員会がこれを行う。前項但書の規定は、調停にこれを準用する。

第十條第二項及び第二十二條第二項第一号中「地方裁判所」を「家庭裁判所」に改める。

第九條 左に掲げる法律中「家事審判所」を「家庭裁判所」に改める。

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）

兒童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）

人事訴訟手続法（明治三十一年法律第十三号）

精神病者監護法（明治三十三年法律第三十八号）

民法（明治二十九年法律第八十九号）

附則

第十條 この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。但し、裁判所法第十四條の二、第五十六條の二、第六十條の二、判事補の職權の特例等に関する法律第二條の二及び裁判所職員に定員に関する法律第六條の規定並びに裁判所法第十條、第六十三條第一項及び裁判所職員に定員に関する法律第四條を改正する規定は、この法律公布の日から施行する。

第十一條 第一條中裁判所法第十六條、第二十四條及び第三十三條を改正する規定は、この法律施行前に第一審の第一回の公判が開かれた刑事事件の訴訟については適用しない。

2 前項の訴訟については、改正前

の規定は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

第十二條 この法律施行前における少年審判官の在職は、この法律による改正後の裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、裁判所調査官の在職とみなす。

第十三條 少年法（昭和二十三年法律第二十八号）第六十三條第二項の家庭裁判所は、同法施行の際事件が係属する少年審判所の所在地を管轄する家庭裁判所とする。

第十四條 この法律施行の際現に家事審判所に係属している事件及びこの法律による改正前の家事審判法（以下旧家事審判法という。）第四條の規定によつて地方裁判所に係属している事件は、この法律施行の日、その家事審判所又は地方裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所に係属したものとみなす。

2 家事審判所の審判に関する抗告事件及び旧家事審判法第四條の規定による抗告事件でこの法律施行の際現に抗告裁判所に係属しているものは、家庭裁判所の審判に関する抗告事件とみなす。

3 前二項の事件において、この法律施行前に旧家事審判法によつてした家事審判所その他の者の行為は、別段の定めのある場合を除いては、改正後の家事審判法（以下新家事審判法という。）の適用については、同法によつてした行為とみなす。

第十五條 この法律施行前に確定し

た家事審判所の審判又は同日以前に家事審判所において成立した調停は、その家事審判所の所在地を管轄する家庭裁判所の審判又は同裁判所において成立した調停とみなす。

第十六條 この法律施行前にした行為に對する過料に関する規定の適用については、旧家事審判法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。この場合において、過料の審判は、旧家事審判法によれば権限を有すべき家事審判所の所在地を管轄する家庭裁判所が行う。

2 この法律施行前に參與員又は調停委員の職にあつた者の行為に對する罰則の適用については、旧家事審判法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

第十七條 家事審判法施行法（昭和二十二年法律第五十三号）によつて家事審判所の審判とみなされる裁判は、この法律施行後は、家庭裁判所の審判とみなす。

第十八條 家庭審判法施行法第二十四條第二項の規定によつて管轄家事審判所に差し戻すべき事件は、この法律施行後は、管轄家庭裁判所に差し戻さなければならぬ。

2 前項の規定によつて差し戻した場合に、その事件において家事審判法施行法による改正前の非訟事件手続法によつてした裁判所その他の者の行為は、新家事審判法の適用については、同法によつてした行為とみなす。

第十九條 民法の一部を改正する法

律(昭和二十二年法律第二百二十二号)附則第十四條第二項又は第二十七條第三項(同法附則第二十五條第二項但書、第二十六條第二項及び第二十八條において準用する場合を含む。)の規定によつて家事審判所が行うべき審判は、この法律施行後は、家庭裁判所が行う。

裁判所法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により本号の附録に掲載〕

司法警察職員等指定應急措置法案

第一條 森林、鐵道その他特別の事項について司法警察職員として職務を行ふべき者及びその職務の範囲は、他の法律に特別の定めがない限り、当分の間司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行ふべき者の指定等に関する件(大正十二年勅令第五百二十八号)の定めるところによる。

第二條 他の法令中「司法警察官吏」とあるのは「司法警察職員」と、「司法警察官」とあるのは「司法警察吏」と、「司法警察吏」とあるのは「司法警察」とそれぞれ読み替へるものとする。

附則

この法律は、刑事訴訟法を改正する法律(昭和二十三年法律第三百三十一号)施行の日(昭和二十四年一月一日)から施行する。

司法警察職員等指定應急措置法案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により本号の附録に掲載〕

〔銀治良作君登壇〕

○銀治良作君 ただいま議題となりました三法案について、委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

第一に、刑事訴訟法施行法案の内容のおもなるものを申し上げますと、前國會において、英米法を範とする画期的な改正刑事訴訟法が制定せられ、しかも、その施行期日が來年一月一日からと定まつてゐることは、御承知の通りであります。ところで、事案がいくつある段階にあると、來年一月一日を期し、すべて新法が適用せられるかどうか、問題となるのであります。新法によるか、旧法によるかは、ひとり捜査、審判に當る警察、檢察、裁判機關にとつて重大な意義をもつのみならず、一般國民にとりましても、きわめて重大な關心事と言ねばなりません。目下全國國民の耳目を集めておられる三大疑獄事件や帝銀事件のごときも、新法によるか旧法によるかは、實際問題としてきわめて重大な差異を生ずるのであります。

この点につき、政府は、一月一日よりの新法の全面的施行はさぶる困難とし、これを調整せんとして本法案の提出となつたのであります。政府原案は、新法施行前すなわち來年一月一日以前に第一審における一回公判期日が開かれた事件に対しては、新法が施行になつても、なお旧法によるものと定めてゐるのであります。従つて、年内に起訴を受けましても、裁判所で第一回の公判期日を開かなかつた事件は、新法によることとなつてゐるのであります。

す。この点が本法案の最も重要なものであります。このほか、本法案中には右の原則に対する若干の例外を定め、また國會議員等選挙法には、旧法にあつて新法にない私訴の規定が準用になつてゐるので、これが手当をすること等を定めてゐるのであります。

第二に、司法警察職員等指定應急措置法案の内容につき概略を申し上げますと、改正刑事訴訟法第九十條によりますと、森林、鐵道その他特別司法警察の職務を行ふべき者、その職務の範囲は、別に法律で――政令等ではなく法律でこれを定めることになつてゐるのであります。従つて、現行の司法警察官吏の職務を行ふべき者及びその職務の範囲に関する大正十二年勅令第五百二十八号は廢止して、これにかわるべき法律を制定することが當然であります。

ところが、この勅令の中には、すでに不要となつたものがあり、また新たに必要となつたものがあり、これらを整理すべきであります。これらの点は關係行政機關と関連するところから整理する運びに至つてゐないものであります。そこで、來年一月一日施行の改正刑事訴訟法を円滑に運用するために、その予定しておられる「指定に関する法律」にかわるべき應急措置として、先ほど申し上げました勅令第五百二十八号の内容をそのままとして、暫定的に、当分の間、これを改正刑事訴訟法のいわゆる「特別司法警察職員」といたすこととしたものであります。

第三に、裁判所法の一部を改正する等の法律案の内容のおもなるものを申し上げますと、第一点は、過日本會議において説明いたしました通り、新たに家庭裁判所が設置せられることになつたので、裁判所の基本法である裁判所法においてその組織、権限等を規定しようとするものであり、第二点は、前國會において改正せられました刑事訴訟法の趣旨に従つて、簡易裁判所の処理した刑事事件に限つては、地方裁判所にでなく高等裁判所に不服を申し立てることに改められることとであります。

委員會におきましては、刑事訴訟法施行法案及び裁判所法の一部を改正する等の法律案の両案を一括して採決いたします。両案の委員長報告はいずれも修正であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔拍手〕

○議長(松岡駒吉君) まず、刑事訴訟法施行法案及び裁判所法の一部を改正する等の法律案の両案を一括して採決いたします。両案の委員長報告はいずれも修正であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り決しました。

次に、司法警察職員等指定應急措置法案につき採決いたします。本法案の委員長報告は可決であります。本法案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本法案は委員長報告の通り可決せられました。

專賣局及び印刷局特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出)
金融機關再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)
貿易資金特別會計法の一部を改正

する法律案(内閣提出)

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

公認会計士法の一部を改正する法律案(佐藤次郎君外十五名提出)

○今村忠助君 議案上程の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、専賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律案、金融機関再建整備法の一部を改正する法律案、貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案、佐藤次郎君外十五名提出、公認会計士法の一部を改正する法律案の五案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。

専賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律案、金融機関再建整備法の一部を改正する法律案、貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、公認会計士法の一部を改正する法律案、右五案を一括議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長長島村一郎君。

専賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律案

専賣局及び印刷局特別会計法の

一部を改正する法律

専賣局及び印刷局特別会計法(昭和二十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五條の次に次の一條を加える。

第六條 政府は、昭和二十三年度に限り、印刷局特別会計において、運轉資金に充てるため必要があるときは、第六條の規定にかかわらず、同会計の負担で大蔵省預金部又は日本銀行から借入金をすることができる。但し、その金額は、八億円を超えることはできない。前項の規定による借入金は、翌年度内に、償還しなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

専賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により本号の附録に掲載〕

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案

貿易資金特別会計法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項但書中「百五十億円」を「二百五十億円」に改める。

別表第二第二類第五号中「貿易公團の保有する輸出貨資又は準貿易物資」を「貿易公團の保有する輸出貨資若しくは準貿易物資又は原材料貿易公團の保有する輸出貨資の原材料若しくは包装材料」に改め、同号の次に次の一を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案

貿易資金特別会計法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項但書中「百五十億円」を「二百五十億円」に改める。

別表第二第二類第五号中「貿易公團の保有する輸出貨資又は準貿易物資」を「貿易公團の保有する輸出貨資若しくは準貿易物資又は原材料貿易公團の保有する輸出貨資の原材料若しくは包装材料」に改め、同号の次に次の一を加える。

六 貿易公團が発注した輸出貨資で、未だ同公團の所有とならないものに對する代價の支拂済金額

附則

この法律は、公布の日から施行する。

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により本号の附録に掲載〕

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四條ノ二中「二百億円」を「千五百億円」に改める。

第四條ノ三第一項中「日本銀行ヲ除ク以下同シ」を「日本銀行ヲ除ク」に、「農業協同組合又ハ農業会」を「農林中央金庫又ハ農業協同組合」に

附則

この法律は、公布の日から施行する。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により本号の附録に掲載〕

公認会計士法の一部を改正する法律案

公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

公認会計士法の一部を改正する法律案

公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五十七條第二項第一号中「計理士」の次に「及び税務代理士」を加

改め、同條第二項を次のように改める。

政府ハ日本銀行又ハ農林中央金庫ニ對シ食糧ノ買入代金ノ支拂ニ必要ナル資金ヲ交付スルコトヲ得

同條第三項中「前項ノ資金ノ交付」を「食糧ノ買入代金ノ支拂」に改める。

附則第四項の次に次の一項を加える。

食糧確保臨時措置法(昭和二十三年法律第八十二号)ノ規定ニ依ル農業調整委員會ニ關スル費用ノ負担金ハ昭和二十三年度ニ限り本会計ノ所屬トス

附則

この法律は、公布の日から施行する。

食糧確保臨時措置法の一部を次のように改正する。

第十八條の見出しを「(負担金)」に改め、同條中「補助金を市町村に交付する。」を、「その費用を負担する」に改める。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により本号の附録に掲載〕

公認会計士法の一部を改正する法律案

公認会計士法の一部を改正する法律案

公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

この法律は、昭和二十三年十二月一日から施行する。

公認会計士法の一部を改正する法律案(佐藤次郎君外十五名提出)に関する報告書

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔島村一郎君登壇〕

○島村一郎君 たいま議題となりました専賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず本案の要旨を申し上げますと、昭和二十三年度における印刷局の事業量は紙幣、収入印紙等金額において約三十七億圓にのぼる現状と相なつておりますので、事業を円滑に遂行いたしますためには、約八億圓の運轉資金を常時必要とする状況にあるのであります。しかるに現在、ほとんどその大部分がきわめて短期の資金をもつて賄われており、しかもこれらの資金は、その性質上すみやかに精算しなければならぬので、緊急に何らかの資金補填に関する措置を講ずることが肝要となりますので、本年度に限り、運轉資金の不足を、翌年度内に償還する借入金をもつて補足いたさんとするものであります。

本案は、去る十一月二十七日付託され、同日提案理由の説明を聴取し、二十八日質疑に入りましたが、本案の趣旨を了とし、翌二十九日討論を省略して採決に入りましたが、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

次に、金融機関再建整備法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律は、公布の日から施行する。

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により本号の附録に掲載〕

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四條ノ二中「二百億円」を「千五百億円」に改める。

第四條ノ三第一項中「日本銀行ヲ除ク以下同シ」を「日本銀行ヲ除ク」に、「農業協同組合又ハ農業会」を「農林中央金庫又ハ農業協同組合」に

附則

この法律は、公布の日から施行する。

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により本号の附録に掲載〕

公認会計士法の一部を改正する法律案

公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

本案は、本年七月二十日、政令第七十五号をもつて大蔵省預金部等損失特別処理法施行令の一部が改正になり、大蔵省預金部に對し、第二封鎖預金等となつた郵便貯金及び郵便年金の七割に相當する金額を補償することになりましたので、金融機関再建整備法第三十三條第六項の規定による政府の補償額の限度を百六十五億圓に拡張する必要が生じ、ここに提案の運びとなつたのであります。

本案は、去る十一月二十七日、本委員会に付託されたものでありまして、同日提案理由の説明を聴取し、二十八日質疑に入り、本委員の趣旨は妥當と認め、翌二十九日、討論を省略し、ただちに採決に入り、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

次に、貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

今回改正しよういたします点は次の二点であります。すなわち第一点は、貿易資金の不足を補足するための借入金または融通証券の発行限度の引上げであり、第二点は、貿易資金の運用上生ずる資金の不足額は一般会計からこれを補填できることとなつておりますが、この場合の当該不足額の計算に関するものであります。

本案は、去る十一月二十四日、本委員会に付託されたものでありまして、翌二十五日、政府よりの説明を聴取し、二十六日より三回にわたり慎重審議を重ねました。社会党の佐藤次郎君及び川合彰武君、民主党の早稲田柳右エ門君、社会革新党の本藤恒松君及び労働者農民党の堀江實藏君から、單一爲

替レート、貿易機構並びに貿易行政の問題はもちろん、貿易手形、貿易の現況等について、終始熱心なる質疑が行われました。また二十八日には、川合委員より、これらの貿易の問題に對し大蔵大臣及び商工大臣から明確な答弁を求めるとともに、國民に對する正確な貿易知識の普及徹底に努められたいとの強い希望意見が述べられましたことを、つけ加えておきます。

かくて、二十九日討論に入り、民主自由党を代表して大上司君は賛成意見を述べられ、社会党を代表して佐藤次郎君は、本特別会計制度については特別委員会を設けてなお研究を要するものと考え、この際資金運用上やむを得ない旨を述べて本案に賛成され、民主党の梅林雄雄君は、一、貿易は貿易の一元化の實行機關としての性格を有する、二、生産より遊離した貿易は考えられない、三、経済安定本部貿易局との關係が複雑となる、四、機構改革に伴う輸出停滞等の四点をあげて、貿易廳を内閣に移すことは努めて排除すべきであるとの強い意見を附して賛成され、最後に、労働者農民党の堀江實藏君は反対の意見を述べられました。次いで採決の結果、多数をもつて原案の通り可決いたしました。

次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本案の内容は、次の三点であります。第一点は、食糧証券及び借入金等の限度額千二百億圓を千五百億圓に引き上げようとするものであります。第二点は、食糧買入代金支拂事務の整備に関する改正であります。最後に第三

点は、農業調整委員会に関する費用を、今年度に限りこの会計の所屬とする措置を講じたことであります。

本案については、去る二十八日提案理由の説明を聞き、二十九日質疑に入り、改正の第三点について種々質問がありました。詳しくは會議録に譲りたいと存じます。次いで、本日討論を省略し採決に入り、多数をもつて原案の通り可決いたしました。

最後に、公認会計士法の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、本案の概要を申し上げますと、公認会計士法第五十七條は特別公認会計士試験受験資格者を規定しておりますが、税務代理士に對しても、計理士と同様に特別試験受験資格を與えたいというのであります。

本案は、二十九日、社会党の佐藤次郎君よりの説明を聴取し、同日審議に入り、ただちに討論を省略し採決に入り、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) まず、貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案及び食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、他の三案を一括して採決いたします。

します。三案の委員長報告はいずれも可決であります。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて三案は委員長報告の通り可決いたしました。

市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の選挙に関する特例に関する法律案(内閣提出)

○今村忠助君 議案上程の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の選挙に関する特例に関する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の選挙に関する特例に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長坂本實君。

市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の選挙に関する特例に関する法律案

市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の選挙に関する特例に関する法律

第一條 この法律は、市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の選挙又は改選の請求で昭和二

十五年三月三十一日までに行われるものに関する特例を定めることを目的とする。

第二條 農地調整法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十一年勅令第五百五十六号)附則第四項の規定により都道府縣知事の定めた時期に調製された選挙人名簿及び農地調整法施行令の一部を改正する政令(昭和二十三年政令第三十五号)附則第五條の規定により調製された補充選挙人名簿は、昭和二十五年三月三十一日まで据え置くものとする。

第三條 市町村の選挙管理委員会、農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)第十五條ノ三及び第十五條ノ四の規定により昭和二十三年十二月二十日現在において選挙権を有する者で前條に規定する選挙人名簿及び補充選挙人名簿に記載されていないものがあるときは、その者につき、農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分に従い、補充選挙人名簿を調製しなければならぬ。

2 前項に規定する者が、前條に規定する選挙人名簿又は補充選挙人名簿に記載され、且つ、昭和二十三年十二月二十日現在において農地調整法第十五條ノ三及び第十五條ノ四の規定により選挙権を有する者の同居の親族又はその配偶者である場合には、前項の規定により調製する補充選挙人名簿に記載される者の区分は、その者の同居の親族又はその配偶者で前條に規定する選挙人名簿又は補充選挙

人名簿に記載されているものの当該名簿における農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分とする。

3 第一項の規定により調製する補充選挙人名簿の縦覧、確定、異議の申立及び決定並びに訴願の提起及び裁決に関する期日及び期間等は、都道府県の選挙管理委員会が定める。

4 前條の規定は、第一項の規定により調製する補充選挙人名簿に準用する。

第四條 この法律施行後昭和二十五年三月三十一日までに行われる市町村農地委員会又は都道府県農地委員会の委員の選挙又は改選の請求は、前二條に規定する選挙人名簿及び補充選挙人名簿により行ふ。

2 前項の選挙又は改選の請求については、農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分とは、前項の選挙人名簿及び補充選挙人名簿における区分とする。

第五條 農地調整法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十一年勅令第五百五十六号)附則第二項又は第三項の規定により選挙され、又は互選された市町村農地委員会又は都道府県農地委員会の委員の任期満了に因る選挙の期日は、農林大臣が定める。

2 前項の選挙による市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員並びに農地調整法第十五條ノ二第八項及び第九項(同法第十五條ノ十七)において準用する場合を含む。の規定により、これらの

委員の同意を得て農林大臣又は都道府県知事が選任する委員の任期は、昭和二十五年三月三十一日までとする。

第六條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の選挙に関する特例に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔坂本實君登壇〕

○坂本實君 ただいま議題と相なりました、内閣提出、農林委員会付託にかゝる市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の選挙に関する特例に關する法律案に關しまして、委員会におきます審査の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

御承知のごとく、第二次農地改革は所期の目標に向つて進捗中でございまして、農地委員の任期は、農地調整法の規定によりまして、市町村におきましては十二月月中旬に、都道府県におきましては來年二月下旬に終りますので、近く総選挙を要するわけでありまして、しかるに、現行法の階層区分は、農地改革の結果、農村の実態とはかなりの懸隔を生じておりますのみならず、農地の買収、賣渡しに關する事務上の手續が遅れております關係上、農地の所有權に關しまして若干の疑義が生ずるわけでありまして、そこで、本年度は新しい選挙人名簿の作成はこれ

を行わず、單に補充選挙人名簿を作成するにとどめ、現在の選挙人名簿並びに補充選挙人名簿をす置きまして、旧階層区分のまま選挙を行う、しかし、この選挙の結果選出されました委員の任期は、農地調整法の規定にかかわらず、これを短縮して昭和二十五年三月三十一日までとする、以上が提出原案の大要でございます。

本法律案及び農地制度の改革に關しまして政府との間に行われました質疑應答は、この際これを省略いたします。しかし、審査の経過を通じて見ますとき、本法律案に反對せられる委員の側におきましては、大別して二つの立場が看取されるのであります。すなわち、一方におきましては、すでに第二次農地改革によつて農村の階層区分は消滅しつつあるにもかかわらず、なお旧階層に從つて新委員の選挙を行おうとするのは不当であるといふのであり、他方におきましては、第二次農地改革は不徹底であり、今後小作地の全面的解放に進むべきであるにもかかわらず、架空の地主名義を残して新選挙を行ひ、その任期を來年三月三十一日までとするのは、了解に苦しむといふのであります。従いまして、本法律案に對しましては、農地制度の深刻な基礎構造にかかわる諸問題に關連して慎重に検討すべき事項を含んでおりますにもかかわらず、農地委員の任期終了期を控え、農地事務を中断せしめないうちに必要措置を講ずる要があるという事態に對処いたしまして、当面各党各派の了承し得る線に沿うて、一應現農地委員の任期の延長のみに關して修正案を作成し、後日すみ

やかなる機会に農地法全般にわたつて慎重審議をすべきであるといふのが、一致した見解であるのであります。本案は、一昨二十八日農林委員会付託と相なりましたので、委員会は、昨二十九日ただちに會議を開き、政府より提案理由を聴取し、審議に入つたのであります。が、会期も押し詰まりましたので、質疑二回にして打ち切り、本日討論を省略して表決に付することにいたしましたのであります。採決に入るに先立ちまして、社会党井上委員より、各派共同提案にかかる修正案が提出せられましたので、修正案並びに修正部分を除いた原案を議題として採決に入つたのであります。

まず修正案を朗読いたします。

市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の選挙に関する特例に關する法律案を次のように修正する。

題名中「選挙」を「任期等」に改める。

第一條を次のように改める。

第一條 この法律施行の際、現に市町村農地委員会又は都道府県農地委員会の委員である者は、農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)の規定にかかわらず、昭和二十四年六月三十日まで在任するものとす。

第二條中「昭和二十五年三月三十一日」を「昭和二十四年六月三十日」に改める。

第三條を削り、第四條を第三條とし、同條中「昭和二十五年三月三十一日」を「昭和二十四年六月三十日」に、「前二條を前條」に改める。

第五條を削り、第六條を第四條とする。

以上の修正案並びに修正部分を除いた原案を表決に付したところ、修正案は多数、修正部分を除いた原案は全員一致をもつて可決するに決したのであります。

以上をもつて御報告を終ります。

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

地方自治法第五百十六條第四項の規定に基き、船員職業安定法第八條第一項の規定による公共船員職業安定所の設置に關し承認を求むるの件

○今村忠助君 議案上程の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、地方自治法第五百十六條第四項の規定に基き、船員職業安定法第八條第一項の規定による公共船員職業安定所の設置に關し承認を求むるの件を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。

地方自治法第五百十六條第四項の規定に基き、船員職業安定法第八條第一項の規定による公共船員職業安定所の設置に關し承認を求むるの件を議題

といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長有田二郎君。

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、船員職業安定法第八條第一項の規定による公共船員職業安定所の設置に関し承認を求めるの件

船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百三十号）第八條第一項の規定による公共船員職業安定所を東京都、横濱市、新潟市、名古屋市、高岡市、大阪市、神戸市、廣島市、尾道市、廣島縣豊田郡木ノ江町、高松市、門市、大牟田市、若松市、長崎市、下関市、塩釜市、小樽市及び函館市に置くことについて、地方自治法第三百五十六條第四項の規定による國會の承認を求める。

なお右設置に要する所要の二級官、三級官及び雇傭人については、昭和二十四年三月末日までに氣象官署(官制)においてこれに相当する人員を漸次減員する。

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、船員職業安定法第八條第一項の規定による公共船員職業安定所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔有田二郎君登壇〕

○有田二郎君　ただいま議題となりました、地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、船員職業安定法第八條第一項の規定による公共船員職業安定所の設置に関し承認を求めるの件につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果について簡単に御報告申し上げます。

本件は、二十八日運輸委員会に付託され、まず運輸大臣より、その趣旨の説明を聴取したのでありますが、そ

の概要を申し上げますと、船員職業安定法第八條第一項において、海運局に無料で公共に奉仕する公共船員職業安定所を置き、職業紹介、職業指導、船員

められた事項。その他この法律の目的を達成するために必要な事項を行わせると規定してありますので、全國主要の港十九箇所に公共船員職業安定所を

○議長（松岡駒吉君） 採決いたしました。す。本件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本件は承認を與うるに決しました。

職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員会委員の旅費支給額改訂に関し議決を求むるの件

○今村忠助君 議案上程の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、職業安定法第十二條第十一項

の規定に基き、職業安定委員会委員の旅費支給額改訂に関し議決を求むるの件を議題となし、委員長の報告を求

め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（松岡駒吉君） 今村君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員会委員の旅費支給額改訂に関し議決を求むるの件を議題といたします。委員長長の報告を求めます。労働委員長綱島正圓君。

職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員会委員の旅費支給額改訂に關し議決を求める件

職業安定委員会委員の旅費支給額改訂に関する件

職業安定法第十二條の規定による職業安定委員会委員が、その公務のため旅行する場合の旅費額は昭和二十

十三年七月十日（滙急行料金については昭和二十三年七月十八日、宿泊料については、昭和二十三年八月十

別表		職業安定委員會委員旅費額		日)以後の旅行につき別表の通り改	
地区	中央	分	鐵道車馬賃一 賃及キロにつ 船賃き	日当一日	
		甲地方	乙地方	宿泊料一夜につき	食卓料一 夜につき
委員二等	會長一等	委員一等	會長一等	委員一等	會長一等
三四九十錢	四四八十錢	四四五十錢	四四八十錢	四四五十錢	四四八十錢
百五十六圓	百九十二圓	百八十圓	百九十二圓	百八十圓	百九十二圓
七百八十圓	九百六十圓	九百圓	九百六十圓	九百圓	九百六十圓
六百二十四圓	七百六十八圓	七百二十圓	七百六十八圓	七百二十圓	七百六十八圓
百五十六圓	百九十二圓	百八十圓	百九十二圓	百八十圓	百九十二圓

備考

(イ) 宿泊料の甲地方は、勤務地手当の地区区分による特別地域とし乙地方はその地域とすること。

(ロ) 鉄道旅行中宿泊する場合における宿泊料は乙地方の定額による。

職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員会委員の旅費支給額改訂に關し議決を求めるの件
(内閣提出)に關する報告書
〔都合により本号の附録に掲載〕

〔綱島正興君登壇〕

我

職業安定法第十二條の規定による職
業安定法第十二條の規定による職

業安定委員会委員の旅費額改訂を
なには、衆参両院の労働委員会合同審
会の議を経て國會の議決を得なけれ
ならぬのであります。労働委員会は
本件を議題として十一月二十五日開
し、なお同日衆参両院の労働委員会
同審査会を開き、審議及び審査をい
しました。右労働委員会及び両院合
審査会におきましては、慎重に審議
び審査をいたしまして、原案を可決
したのであります。

元來、職業安定委員会委員の公務
の船車馬賃、日当、宿泊料等の支給
は、相當官吏の当時の船車馬賃、
当、宿泊料と大体同額くらいに決定

○ 日 本 工 業 公 司 有 限 公 司

てあつたのであります。ところが、経済事情の変化の結果、従前所定の支給額は低額に失するに至つたのであります。しかのみならず、職業安定委員会委員の船車馬賃、日当、宿泊料等の決定せられたる以後において官吏の旅費、日当、宿泊料の支給額が改訂せられたる結果、その間の支給額の均衡を失するに至りましたから、このたび職業安定委員会委員の船車馬賃、日当、宿泊料を同等の官吏の支給額に進じて改訂するため、委員会において審議いたし、本委員会及び衆参両院合同審査会において、原案をいづれも全員一致をもつて可決いたしましたのであります。

以上をもつて委員会の審査の経過及び結果を報告いたします。(拍手)
○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本件は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り可決いたしました。

昭和二十二年年度國庫債務負担行為總調書
昭和二十一年度國庫債務負担行為總調書
昭和二十二年三月三十一日現在國庫有財産現在額總計算書
○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、昭和二十二年年度國庫債務負担行為總調書、昭和二十一年度國庫有財産増減總計算書及び昭和二十二年三月三十一日現在國庫有財産總計算書の三件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。

昭和二十二年年度國庫債務負担行為總調書、昭和二十一年度國庫有財産増減總計算書、昭和二十二年三月三十一日現在國庫有財産現在額總計算書、右三件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。決算委員長松浦東介君。
昭和二十二年年度國庫債務負担行為總調書、昭和二十一年度國庫有財産増減總計算書、昭和二十二年三月三十一日現在國庫有財産現在額總計算書に関する報告書
〔都合により本号の附録に掲載〕
〔松浦東介君登壇〕
○松浦東介君 ただいま上程されました昭和二十一年度國庫有財産増減總計算書並びに昭和二十二年三月三十一日現在國庫有財産現在額總計算書の審査の結果を御報告申し上げます。
まず増減總計算書について申し上げますと、昭和二十一年度において増加しました國庫有財産の總額は、一般會計所屬の分二百十三億二千七百七十九萬圓、特別會計所屬の分百七十一億六千七百二十萬圓、合計三百八十四億七千五百萬圓であり、また減少しましたのは、一般會計所屬の分十億二千四百三十三萬圓、特別會計所屬の分百五十六億九千八百四十萬圓、合計百六十七億二千二百五十萬圓でありまして、この増減差引きの結果は、兩會計を通

じまして、純増加額二百十七億四千七百五十萬圓ということに相なります。

次に、現在額總計算書について申し上げます。昭和二十二年三月三十一日現在における國庫有財産の總額は、一般會計所屬の分二百七十六億四千三百四十萬圓、特別會計所屬の分百四十七億六千六百六十六萬圓、計四百二十四億九百五十萬圓であります。これを財産の種類別に申すれば、公用財産百四十二億八千九百六十六萬圓、官公署財産百三十三億八千九百六十六萬圓、その他公的財産百四十一億六千六百六十六萬圓、なおこれを分別に見ますと、立木竹百二十三億八千九百六十六萬圓、株式及び持分七十四億八千九百六十六萬圓、土地七億二千四百六十六萬圓、器具機械四十四億八千九百六十六萬圓、建物四十一億八千九百六十六萬圓、船舶六億八千九百六十六萬圓、鉱業権、砂鉱権百八萬圓であります。

本件につきましては、政府委員から詳細説明を聴取いたした上、審議の結果、全会一致をもつて是認すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、昭和二十二年年度國庫債務負担行為總調書について申し上げます。本調書は、財政法第十五條第四項の規定により、報告として提出されたものであります。その内容は、昭和二十二年年度において、財政法第十五條第二項の規定により災害復旧その他緊急の必要がある場合に、國庫債務負担行為をすることのできる金額は十億圓であります。昭和二十三年一月三十日の閣議決定を経て、總額九億三千萬圓の範囲内で債務を負担する行為をすることとしたのであつて、その事項及び金額を申し上げますと、内閣所管において道府縣災害土木費補助六億六千萬圓、

農林省所管において耕地復旧事業費補助その他二億五千萬圓、運輸省所管において港灣災害土木費補助二千萬圓であります。いずれも昭和二十二年の台風による風水害の復旧工事に対して補助する必要があつたため、昭和二十三年度において國庫の負担となる行為を昭和二十二年年度においてなしたものであります。

本件につきましては、政府委員より説明を聴取いたしました上、全会一致異議がないと決定した次第であります。

以上をもつて決算委員会における審査の御報告といたします。(拍手)
○議長(松岡駒吉君) 三件を一括して採決いたします。三件は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて三件は委員長報告の通り決しました。

醫師に対する事業税免除の請願(第七号)
魚介類に対する事業税免除の請願(第五二号)
漁業者に対する事業税免除の請願(第九五号)
長岡市の警察職員の見員増加に関する請願(第一三二号)
助産医療に対する事業税賦課反対の請願(第一二二号)
舞鶴市に特別配付税交付の請願(第一七四号)
地方團體中央金庫設置の請願(第二八三三号)
市町村職員待遇費政府貸付金の元利償還額國庫負担の請願(第三八五号)

農林省所管において耕地復旧事業費補助その他二億五千萬圓、運輸省所管において港灣災害土木費補助二千萬圓であります。いずれも昭和二十二年の台風による風水害の復旧工事に対して補助する必要があつたため、昭和二十三年度において國庫の負担となる行為を昭和二十二年年度においてなしたものであります。

本件につきましては、政府委員より説明を聴取いたしました上、全会一致異議がないと決定した次第であります。

以上をもつて決算委員会における審査の御報告といたします。(拍手)
○議長(松岡駒吉君) 三件を一括して採決いたします。三件は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて三件は委員長報告の通り決しました。

醫師に対する事業税免除の請願(第七号)
魚介類に対する事業税免除の請願(第五二号)
漁業者に対する事業税免除の請願(第九五号)
長岡市の警察職員の見員増加に関する請願(第一三二号)
助産医療に対する事業税賦課反対の請願(第一二二号)
舞鶴市に特別配付税交付の請願(第一七四号)
地方團體中央金庫設置の請願(第二八三三号)
市町村職員待遇費政府貸付金の元利償還額國庫負担の請願(第三八五号)

配給事務費國庫補助の請願(第二八七号)
古物商取締法の一部改正に関する請願(第二九四号)
地方起債現金化に関する請願(第四二七号)
市町村に対する配付税確立に関する請願(第四三二号)
市町村における國又は縣に関する經費の財源確立に関する請願(第四三三三号)
國税及び縣税の公正化に関する請願(第四三五号)
廣島縣の公共土木事業の起債認可に関する請願(第四七四号)
全國町村會議長會議の法制化に関する請願(第五八三三号)
地方自治法の一部を改正する請願(第六二三三号)
薪炭の生産者價格を地域別に設定の請願(第六四六号)
牛乳の公定價格引上に関する請願(第六四七号)
薪炭の統制撤廃に関する請願(第二四三三号)
生鮮食料品の統制撤廃に関する請願(第二四四号)
近海魚類の公定價格撤廃の請願(第五二九号)
價格調整公團の石砂部廢止の請願(第五三二二号)
乾椎茸の公定價格撤廢の請願(第五七七号)
蚕糸類に対する統制撤廢の請願(第六一三三号)
大麻等に対する統制撤廢の請願(第六四四号)
製菓業に対する融資順位引上げに関する

農林省所管において耕地復旧事業費補助その他二億五千萬圓、運輸省所管において港灣災害土木費補助二千萬圓であります。いずれも昭和二十二年の台風による風水害の復旧工事に対して補助する必要があつたため、昭和二十三年度において國庫の負担となる行為を昭和二十二年年度においてなしたものであります。

本件につきましては、政府委員より説明を聴取いたしました上、全会一致異議がないと決定した次第であります。

以上をもつて決算委員会における審査の御報告といたします。(拍手)
○議長(松岡駒吉君) 三件を一括して採決いたします。三件は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて三件は委員長報告の通り決しました。

醫師に対する事業税免除の請願(第七号)
魚介類に対する事業税免除の請願(第五二号)
漁業者に対する事業税免除の請願(第九五号)
長岡市の警察職員の見員増加に関する請願(第一三二号)
助産医療に対する事業税賦課反対の請願(第一二二号)
舞鶴市に特別配付税交付の請願(第一七四号)
地方團體中央金庫設置の請願(第二八三三号)
市町村職員待遇費政府貸付金の元利償還額國庫負担の請願(第三八五号)

関する請願(第一三〇号)
山形縣に対する電力割増増加の請願
(第三二二号)
市營火災保險業許可の請願(第三一
四号)
廣畑製鉄所再開促進の請願(第三三
四号)
一關市の商工業復旧助成に関する請
願(第三五九号)
縫糸小賣商取扱に関する請願(第四
五五号)
縫糸の配給機構改善に関する請願
(第四五六号)
坑木生産資金融資に関する請願(第
四九九号)
廣畑製鉄所再開促進の請願(第五一
二号)
新潟縣の電力料金の区域指定変更の
請願(第五四七号)
東北地方及び北海道の学童に防寒衣
類等配給の請願(第五四九号)
七郷村及び中川村に電燈線架設の請
願(第五五〇号)
南富良野村に國營セメント工場設置
の請願(第五六〇号)
南富良野村地内空知川上流に発電所
設置の請願(第五六四号)
廣畑製鉄所再開促進の請願(第五六
五号)
藥用人蔘の輸出に関する請願(第五
六七号)
輸出竹製品に價格に関する請願(第
六一二号)
農村工業助成に関する請願(第一号)
同(第一八号)
宮崎競馬場再開の請願(第四五五号)
上磯町所在の排水溝切替工事施行の
請願(第五八号)

丸山發電所用地確保のため農地法適
用除外に関する請願(第七八号)
靜岡縣の農業水害対策に関する請願
(第七九号)
農業災害補償法の一部を改正する請
願(第九六号)
昭和井路開拓事業促進の請願(第一
〇七号)
春日井市に國營競馬場設置の請願
(第一二二号)
清水町域浜に干拓施行の請願(第一
三五五号)
在難用水改良工事完成促進の請願
(第一三六号)
佐多町馬籠地区開田事業國營施行の
請願(第一三七号)
小山田川沿岸用水改良事業負担金完
納方法に関する請願(第一三八号)
北設樂郡所在旧御料林拂下の請願
(第一六三三号)
山北用水改良事業繰上施行の請願
(第一六四四号)
然別國有林拂下に関する請願(第一
八一八号)
馬匹の道外移動禁止に伴う対策に関
する請願(第一九三三号)
上野平開拓地用水路復旧費國庫補助
に関する請願(第一九四四号)
金納小作料の引上並びに農地法によ
る政府買上金即時支拂の請願(第二
二六六号)
越中堰用水改良工事施行の請願(第
三〇七号)
釧路競馬場を地方競馬場に編入の請
願(第三一八号)
日向川沿岸用水改良工事促進の請願
(第三二〇号)
白羽村開墾事業助成の請願(第三二
一号)
初倉村地内農業水利工事施行の請願

(第三三二号)
遊佐町に冷害農事試験場設置の請願
(第三三三三号)
椿及び漆の増産奨励に関する請願
(第三三四号)
兒島灣第七区干拓工事完成促進の請
願(第三三九号)
知内原野開墾に関する請願(第三四
二二号)
姫治村分田地区及び吉の本地地区の開
墾計画中止の請願(第三四三三号)
農地法に関する請願(第三五〇号)
九州の開拓事業に関する請願(第三
七〇号)
造林資金融資に関する請願(第三七
八号)
春日井市に國營競馬場設置の請願
(第三八二二号)
茨城縣の電害救済に関する請願(第
一一二二号)
零細農家に産米保有量増加の請願
(第一六二二号)
北相馬郡における食糧供出割当軽減
の請願(第二四七号)
北佐久郡の食糧供出割当軽減の請願
(第三三三九号)
南佐久郡の供出割当軽減の請願(第
三六二二号)
食糧問題解決のため甘藷人造米製造
許可の請願(第五四一四号)
森林組合強化に関する請願(第三七
一号)
山形牛乳商業協同組合従業員に労務
加配米配給の請願(第三八八号)
船川港、脇本間に防潮林造成の請願
(第三九二二号)
岩松町の耕地地盤沈下復旧に関する
請願(第三九三三号)

大道堰用水路改修工事施行の請願
(第三九四四号)
青龍寺川沿岸災害耕地復旧に関する
請願(第三九五五号)
山形縣の果実酒醸造用砂糖特配の請
願(第三九六六号)
十津川村の耕地水害復旧費國庫補助
の請願(第四一二二号)
農業災害補償法の一部改正に関する
請願(第四一三三号)
農業協同組合の手数料値上の請願
(第四一四四号)
七島蘭作付面積確保に関する請願
(第四二〇号)
あん摩、はり、きゅう、マツサージ
業者に対する加配米配給の請願(第
四二二二号)
災害により減収した農作物に対する
供出割当軽減の請願(第四二六六号)
農業協同組合連合会統一に関する請
願(第四二八八号)
芦田川農業水利改良事業施行の請願
(第四五七号)
廣島縣の風水害林地及び林道復旧の
請願(第四五八八号)
廣島縣の旱害対策費國庫補助の請願
(第四六〇号)
上磯町及び大野村の未墾地開拓計画
変更に関する請願(第四六二二号)
廣島縣の水害耕地復旧費國庫補助の
請願(第四六四四号)
松葉川堰堤修築の請願(第四八二二号)
農家に対する報償物資に関する請願
(第四八五五号)
國營福島競馬場再開の請願(第四九
七号)
水田化のため安藝郡内にダム築設の
請願(第五〇六六号)

玖珂郡の水害復旧費及び土地改良事
業費國庫補助増額の請願(第五〇七
号)
供米割当のため立毛坪刈審査勵行に
関する請願(第五〇八号)
北海道に酒造原料米として府縣米割
当の請願(第五〇九号)
木工業従業員に労務加配米配給の請
願(第五一四四号)
高野由里における閉鎖機關田所有地
を農地に還元する請願(第五二七号)
農地委員会の追加予算に関する請願
(第五四二二号)
競馬法の一部を改正する請願(第五
四三三三号)
長須外五箇町村の干拓事業助成の請
願(第五五一二二号)
一ノ谷干拓事業費國庫補助増額の請
願(第五五二二二号)
津山村地内の國有林拂下に関する請
願(第五五八六号)
未墾地の買収復元に関する請願(第
六〇九号)
花宗用水改良事業費國庫補助増額の
請願(第六一〇号)
農地委員会の追加予算に関する請願
(第六一一二二号)
兵庫縣の土地改良及び農業水利事業
費國庫補助の請願(第六二九号)
兵庫縣の旱害対策並びに災害復旧
費國庫補助の請願(第六三〇号)
大阪府の旱害対策費國庫補助の請願
(第六三二二二号)
和歌山縣の農業事業費及び災害復旧
費國庫補助の請願(第六三三二二号)
舞鶴港に輸出農林水産物の國營検査
機關設置の請願(第六四四四号)
三重縣の災害耕地復旧費國庫補助の
請願(第六四九九号)

古佐川砂防工事施行の請願（第一五一号）
 椋梨川改修費補助の請願（第一六六号）
 市川改修工事施行の請願（第一六七号）
 女満別、開陽間國營トラック道路改修の請願（第一七三三号）
 前川改修工事施行の請願（第一七五号）
 石狩川護岸工事促進の請願（第一七六号）
 費滿川改修工事施行の請願（第一七七号）
 大淵橋及び福島橋修築工事施行の請願（第一八五号）
 忠別川護岸工事施行の請願（第一八九号）
 眞野川改修工事施行の請願（第一九四号）
 頓別川治水工事施行の請願（第一九七号）
 沼ノ端、早來間道路開設の請願（第二〇三号）
 苫小牧、支笏湖間道路開設の請願（第二〇四号）
 苫小牧市第一、第二兩幹線排水溝改修工事施行の請願（第二〇五号）
 安平川河口復旧工事施行の請願（第二〇六号）
 洞爺國立公園予定地帯の観光道路改修並びにその道路をバス路線として使用認可に関する請願（第二二一号）
 新田川及び升形川改修工事施行の請願（第二二〇号）
 矢作川改修工事完成促進の請願（第二二一号）
 昭和町地先小樺川堤防補強工事施行の請願（第二二三号）
 白川改修工事施行の請願（第二三五号）
 村山野川及び白水川上流改修工事施行の請願（第二三六号）
 小國川改修工事施行の請願（第二三七号）
 引田町宇大明神海岸に防潮堤築設の請願（第二四二号）
 観音寺村における道路及び用水路復旧の請願（第二五二号）
 國道四号線改修の請願（第二六四号）
 戸澤村内鮎川災害復旧工事施行の請願（第二六五号）

した追加予算を見るに、わづか六十億の應急費を計上したにすぎません。かくのごとき少額では、まったく焼石に水のごとき感を深くするものでございます。すなわち、最も被害の甚大なる河川、道路の復旧緊急費のみでも五十一億二千万円を要するのを見ても、おわかりになると思つております。これらの被害を生ぜしめたおもなる原因は、災害復旧地に対する年度ごとの割当額が僅少のため、復旧事業費が累年増加し、復旧の実現困難となつてゐるためでありまして、近時河川、山林の荒廢はその極に達し、僅少の降雨にも、たちまち災害を惹起する実情であります。災害が食糧増産、國民生活の安定、運輸交通の確保に甚大の影響をもたらし、再建を阻害することの著大なることは、言をまたぬところであります。さらに、これら災害復旧の遅延は、今後の災害をさらに助長し、國民の保全是もとより、生産の増進も國民生活の安定も期し得られぬと思つております。

現下、國庫財政はきわめて窮迫し、それがために、恒久治山治水施設に巨費を投ずることは、今日の財政上あまり多くを望むべくもない実情にあることと、諸君とともにこれを了解することとが、しかし、少くとも現状を保全し、生産の基盤を確保することは、再建の最大要案であると信ずる次第であります。すなわち、災害復旧工事は現状保全の策であり、これが復旧を等閑にしますならば、國土はますます荒廢し、生産は減退し、國民生活の安定は根本からくずれるのであります。災害復旧工事は迅速を要し、しかも、次期出水期までには少くとも緊急地点の應急完成をなすにあらざれば、さらに被害を増大する危険大なるをもつて、復旧費を最優先的に措置すべきは現下焦眉の急務であると固く信ずるものであります。すなわち、この際政府においては、ただいま提出中の追加予算以上に、さらに相當額の應急復旧費を計上し提出せられんことを切望する次第であります。(拍手)

衆議院は、さきに院議をもつて災害

わは、せむとも原油の輸入を實現いたしまし、わが國石油精製業の復活を期し、もつて經濟復興の原動力たらしめたいと念願するものであります。

思うに、石油は食糧に次ぐところの、第二位に位置する輸入品でありますから、原油これを輸入し、国内で精製したしすならば、対外支拂を節減し得ることにもあつて、ひいては、わが國經濟の自立を早めることができるかと存するものであります。もしそれ現在全國精油能力の五〇％だけを稼働するに足る、私どもの計算します六十萬キロリットルを輸入することができただけで、約三十四億円の外貨を節約することができると計算しておるものであります。かつまた、帳簿價格にいたしまして十数億に及びます遊休精油設備のスクラップ化を防止いたしまして、現在の經濟復興に協力せしむることができるといふ、今後ますます激化するであろうと想像いたします失業問題の解決にも大いに寄與するところがあると思ひます。しかも、原油を輸入して精製いたしますときは、製品を輸入することに比しまして、用途別に、あるいは季節的に各種の需要に相應し、彈力ある供給を確保することができるとありまして、さうにまた、原油の輸送は、タンク船の世界的不足の折柄、輸送能力の増進に貢獻するばかりでなく、支拂外貨運賃を輕減し得ることはもちろんであります。

御異議ありませんか。
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。
科学技術行政協議会法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。
内閣委員長小川原政信君。

科学技術行政協議会法案
(目的)

第一條 科学技術行政協議会は、日本學術會議と緊密に協力し、科学技術行政に反映させるための諸方策及び各行政機關相互の間の科学技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議することをその目的とする。

第二條 協議会は、左に掲げる事項について審議する。
一 日本學術會議の答申または勸告を行政に反映させるために必要な措置
二 政府が日本學術會議に諮問すべき事項の選定に關すること
三 政府が行うべき科学技術に關する國際的事業の実施の方法
四 各行政機關の所管に屬する科学技術に關する事項の連絡調整に必要な措置

第三條 協議会は、会長一人、副会長一人及び委員二十六人以内で組織する。
第四條 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。
第五條 副会長は、國務大臣のうちから、内閣総理大臣が命ずる。
第六條 委員は、關係各行政機關の官吏及び學識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。委員のうち、その半数は學識経験のある者でなければならぬ。

第七條 協議会は、毎月一回定例会を開かなければならぬ。但し、会長が必要があると認めるときは、臨時に、これを開くことができる。

第八條 協議会の事務を處理させるため、協議会に事務局を置く。
事務局局長は、總理廳の一級の官吏又は相當の資格を持つ科学者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

第九條 事務局局長は、会長の命を受け、事務局の掌理する。
第十條 事務局の職員は、別に法律で定める。

第十一條 この法律は、昭和二十四年一月二十日から施行する。
第十二條 學識経験のある者のうちから命ぜられた第一回の委員で、日本學術會議の委員である者の任期は、第四條第五項の規定にかかわらず、二年とする。

第十三條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)が施行されるまでは、第八條第四項の規定にかかわらず、政令で定めるところに關する報告書

5 前項の委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
第五條 会長は、会務を總理する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(會議)

第六條 協議会は、毎月一回定例会を開かなければならぬ。但し、会長が必要があると認めるときは、臨時に、これを開くことができる。

第七條 協議会に幹事二十人以内を置く。
第八條 協議会の事務を處理させるため、協議会に事務局を置く。
事務局局長は、總理廳の一級の官吏又は相當の資格を持つ科学者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

第九條 事務局局長は、会長の命を受け、事務局の掌理する。
第十條 事務局の職員は、別に法律で定める。

第十一條 この法律は、昭和二十四年一月二十日から施行する。
第十二條 學識経験のある者のうちから命ぜられた第一回の委員で、日本學術會議の委員である者の任期は、第四條第五項の規定にかかわらず、二年とする。

第十三條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)が施行されるまでは、第八條第四項の規定にかかわらず、政令で定めるところに關する報告書

第十四條 科學技術行政協議会法案(内閣提出)に關する報告書

第十五條 科學技術行政協議会法案(内閣提出)に關する報告書

第十六條 科學技術行政協議会法案(内閣提出)に關する報告書

第十七條 科學技術行政協議会法案(内閣提出)に關する報告書

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。
科学技術行政協議会法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。
内閣委員長小川原政信君。

科学技術行政協議会法案(目的)
第一條 科学技術行政協議会は、日本學術會議と緊密に協力し、科学技術行政に反映させるための諸方策及び各行政機關相互の間の科学技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議することをその目的とする。

第二條 協議会は、左に掲げる事項について審議する。
一 日本學術會議の答申または勸告を行政に反映させるために必要な措置
二 政府が日本學術會議に諮問すべき事項の選定に關すること
三 政府が行うべき科学技術に關する國際的事業の実施の方法
四 各行政機關の所管に屬する科学技術に關する事項の連絡調整に必要な措置

第三條 協議会は、会長一人、副会長一人及び委員二十六人以内で組織する。
第四條 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。
第五條 副会長は、國務大臣のうちから、内閣総理大臣が命ずる。
第六條 委員は、關係各行政機關の官吏及び學識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。委員のうち、その半数は學識経験のある者でなければならぬ。

第七條 協議会は、毎月一回定例会を開かなければならぬ。但し、会長が必要があると認めるときは、臨時に、これを開くことができる。

第八條 協議会の事務を處理させるため、協議会に事務局を置く。
事務局局長は、總理廳の一級の官吏又は相當の資格を持つ科学者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

第九條 事務局局長は、会長の命を受け、事務局の掌理する。
第十條 事務局の職員は、別に法律で定める。

第十一條 この法律は、昭和二十四年一月二十日から施行する。
第十二條 學識経験のある者のうちから命ぜられた第一回の委員で、日本學術會議の委員である者の任期は、第四條第五項の規定にかかわらず、二年とする。

第十三條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)が施行されるまでは、第八條第四項の規定にかかわらず、政令で定めるところに關する報告書

第十四條 科學技術行政協議会法案(内閣提出)に關する報告書

めします。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)
吉久郎を一般職に昇格の請願(第一〇号)
庄内町二房に簡易停車場設置の請願(第二二号)
鹿兒島縣下國立航路標識復旧促進の請願(第三三号)
北見を中心とする三路線に國營バス並びにトラック運輸開始の請願(第三三三号)
仙臺駅に東昇降口設置の請願(第三七号)
松戸、水戸間鐵道電化促進の請願(第四〇号)
足立、上石見間鐵道に停車場設置の請願(第五九号)
美々津、部農岡間鐵道に停車場設置の請願(第六〇号)
瀨戸、明知間國營自動車運輸開始の請願(第六一六号)
高梁、淡合間國營自動車運輸開始の請願(第六二二号)
三重町、日向長井間鐵道に鐵道敷設の請願(第六三三号)
南宮崎駅に準急列車停車の請願(第六四四号)
二俣、佐久間間鐵道敷設促進の請願(第六五五号)
掛川町、御前崎間國營自動車運輸開始の請願(第六六六号)
美々津港渡渡費國庫補助の請願(第七一七号)
函館港埠頭修築工事完成促進の請願(第七二七号)
苫前、瀧ノ上間鐵道敷設の請願(第七五五号)
幌延、沼川間鐵道敷設の請願(第七六六号)
外古屋敷西口地帯を鐵道用地より除外の請願(第八八号)
信越線海川鐵橋修築工事施行の請願(第九二二号)
長崎、諫早間鐵道電化の請願(第一〇八号)
關東海運局東京支局昇格の請願(第一一五号)
鹿兒島、古江間國營航路開設の請願(外四件(第二二〇号))

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)
吉久郎を一般職に昇格の請願(第一〇号)
庄内町二房に簡易停車場設置の請願(第二二号)
鹿兒島縣下國立航路標識復旧促進の請願(第三三号)
北見を中心とする三路線に國營バス並びにトラック運輸開始の請願(第三三三号)
仙臺駅に東昇降口設置の請願(第三七号)
松戸、水戸間鐵道電化促進の請願(第四〇号)
足立、上石見間鐵道に停車場設置の請願(第五九号)
美々津、部農岡間鐵道に停車場設置の請願(第六〇号)
瀨戸、明知間國營自動車運輸開始の請願(第六一六号)
高梁、淡合間國營自動車運輸開始の請願(第六二二号)
三重町、日向長井間鐵道に鐵道敷設の請願(第六三三号)
南宮崎駅に準急列車停車の請願(第六四四号)
二俣、佐久間間鐵道敷設促進の請願(第六五五号)
掛川町、御前崎間國營自動車運輸開始の請願(第六六六号)
美々津港渡渡費國庫補助の請願(第七一七号)
函館港埠頭修築工事完成促進の請願(第七二七号)
苫前、瀧ノ上間鐵道敷設の請願(第七五五号)
幌延、沼川間鐵道敷設の請願(第七六六号)
外古屋敷西口地帯を鐵道用地より除外の請願(第八八号)
信越線海川鐵橋修築工事施行の請願(第九二二号)
長崎、諫早間鐵道電化の請願(第一〇八号)
關東海運局東京支局昇格の請願(第一一五号)
鹿兒島、古江間國營航路開設の請願(外四件(第二二〇号))

め多数の重要議案を議するとともに、なほ幾多の緊急國策についてきつめて熱心活発なる論議を盡し、もつて今期國会の使命を全うし、遺憾なく達成し得たことは、まことに同僚の至りであります。(拍手) 諸君の御労苦に、に対し深く感謝の意を表する次第であります。

これにて散会いたします。(拍手)
 午後十時三十一分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣	吉田	茂君
外務大臣	泉山	三六君
藏務大臣	殖田	俊吉君
國務大臣	下條	康廣君
文部大臣	林下	讓治君
厚生大臣	周東	英雄君
農林大臣	大屋	晋三君
商工大臣	澤田	重喜君
通信大臣	降旗	德弥君
運輸大臣	増田	甲子君
建設大臣	益谷	秀次君
國務大臣	岩井	本上君
國務大臣	森	幸太郎君

出席政府委員

内閣官房長官	佐藤	榮作君
經濟安定次官	橋本	龍伍君
臨時人事委員	山下	與家君
總理廳事務官	上野	陽一君
法務廳事務官	佐藤	朝生君
法務廳事務官	佐藤	史郎君
法務廳事務官	佐藤	達夫君
法務廳事務官	林	修三君
法務廳事務官	高辻	正巳君
法務廳事務官	堀田	一郎君
大藏次官	野田	泰美君
大藏事務官	黒金	茂君
貿易廳次官	鈴木	直人君
通信政務次官	鈴木	直人君

(朗読を省略した報告)
 昨二十九日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。衆議院議員選舉法第二十條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案
砂糖消費税法等の一部を改正する法律案
製造たばこの定價の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案
復興金融公庫法の一部を改正する法律案
昨二十九日委員会に付託された議案は次の通りである。
公認会計士法の一部を改正する法律案（佐藤副次郎君外十五名提出、衆法第五号）
大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第三十七号）
砂糖消費税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第三十八号）
製造たばこの定價の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第三十九号）
復興金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第四〇号）
以上五件 大蔵委員会 付託
昭和二十三年度一般会計予算補正（第一号）
昭和二十三年度特別会計予算補正（特第一号）
以上二件 予算委員会 付託
一、今三十日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
選挙運動等の臨時特例に關する法律の一部を改正する法律案
公認会計士法の一部を改正する法律案
一、今三十日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
郵政省設置法案
電氣通信省設置法案
日本專賣公社法案
日本國有鐵道法案
國家公務員法の一部を改正する法律案
國家行政組織法の一部を改正する法律案

財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律案
刑事訴訟法施行法案
裁判所法の一部を改正する等の法律案
司法警察職員等指定應急措置法案
專賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律案
金融機關再建整備法の一部を改正する法律案
貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の選挙に關する特例に關する法律案
科学技術行政協議會法案
地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、船員職業安定法第八條第一項の規定による公共船員職業安定所の設置に關し承認を求めるの件
職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員會委員の旅費支給額改訂に關し議決を求めるの件
一、昨二十九日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
衆議院議員選挙法第十二條の特例等に關する法律等の一部を改正する法律案
一、昨二十九日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案
罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案
海事仲裁等に關する法律案
下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案
地方財政委員會法の一部を改正する法律案
一、今三十日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
選挙運動等の臨時特例に關する法律の一部を改正する法律案
公認会計士法の一部を改正する法律案

一、今三十日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
郵政省設置法案
電氣通信省設置法案
財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律案
日本專賣公社法案
日本國有鐵道法案
國家行政組織法の一部を改正する法律案
貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案
司法警察職員等指定應急措置法案
專賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律案
金融機關再建整備法の一部を改正する法律案
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の選挙に關する特例に關する法律案
地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、船員職業安定法第八條第一項の規定による公共船員職業安定所の設置に關し承認を求めるの件
國家公務員法の一部を改正する法律案

定價 一部 四四五十錢

行 発

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九 發 五三一
印刷局